

第6期粕屋町障がい者計画
第7期粕屋町障がい福祉計画
第3期粕屋町障がい児福祉計画

令和6年3月

粕 屋 町

本計画では、原則として「障害」を「障がい」と表記することとします。ただし、法令・条例や制度の名称、施設・法人、団体等の固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合等については、「障害」と表記します。

はじめに

障がいのある人や障がいのある子どもを取り巻く環境は、当事者や支援者の高齢化、障がいの重度化、個々の特性に応じた支援や医療的ケアの必要性に加え、災害や感染症、貧困や虐待といった社会的課題に対する住民意識の高まりと相まって多様化・複雑化しており、よりきめ細かい適切な支援を切れ目なく提供する体制の整備が必要とされています。

粕屋町では、「第5期粕屋町障がい者計画（平成30年度～令和5年度）」のもと、「第6期粕屋町障がい福祉計画・第2期粕屋町障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」を策定し、「障がいのある人が、安心してともに暮らせるやさしいまち」を目指して障がい福祉サービスの向上に努めてまいりました。

この度、全ての計画が期間満了を迎えることから、令和6年度からの新たな計画として、障がい者施策の基本的な指針となる「第6期粕屋町障がい者計画（令和6年度～令和11年度）」、福祉政策における成果目標並びに障がい福祉サービス等の利用見込みを定める「第7期粕屋町障がい福祉計画（令和6年度～令和8年度）」、障がい児通所支援等の提供体制と支援の方向性を定める「第3期粕屋町障がい児計画（令和6年度～令和8年度）」を一体的に策定しました。

計画では、障がいの有無に関わらず、誰もが安心してともに地域で生活できるよう、自らの意思決定により選択できる生活地域社会の形成、法制度に基づくサービスの充実、全ての町民に対する障がいや障がいのある人、障がいのある子どもへの理解を深める取組の促進など、地域の社会資源を最大限に活用しながら障がい福祉サービスの向上を目指していくこととしています。

本計画の策定にあたりましては、粕屋町障害福祉計画策定協議会委員の皆さま、アンケート調査にご協力くださいました町民の皆さま、関係団体、障がい福祉サービス事業所の皆さまをはじめ、多くの方々からご意見をいただきました。ご協力をいただきました皆さまに改めて心からお礼を申し上げます。

結びに、障がいのある人の自立と社会参加をより一層進めていくため、関係機関と連携しながら本計画の推進に全力を尽くしてまいりますので、皆さま方のご理解とご協力をお願いいたします。



令和6年3月

粕屋町長 箱田 彰

目次

第1部 総論.....	- 1 -
第1章 計画の策定にあたって.....	- 2 -
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	- 2 -
第2節 計画の位置づけ.....	- 4 -
第3節 計画の期間.....	- 5 -
第4節 計画の基本理念.....	- 5 -
第5節 計画策定の流れ.....	- 6 -
第2章 障がいのある人を取り巻く状況.....	- 8 -
第1節 人口・世帯の状況.....	- 8 -
第2節 障がいのある人及び難病患者の状況.....	- 11 -
第2部 障がい者計画.....	- 19 -
第1章 障がい者計画.....	- 20 -
第1節 基本目標.....	- 20 -
第2節 施策の方向性.....	- 22 -
第3節 施策の体系.....	- 24 -
第4節 施策の内容.....	- 27 -
基本目標1 人権を守ります.....	- 27 -
基本目標2 安全で安心な暮らしを支えます.....	- 36 -
基本目標3 地域で暮らす選択肢を充実させます.....	- 56 -
第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画.....	- 71 -
第1章 障がいのある人・障がいのある子どもへの支援.....	- 72 -
第1節 計画の基本的な考え方.....	- 72 -
第2節 サービス・支援の体系.....	- 74 -
第2章 令和8年度に向けた成果目標.....	- 75 -
第1節 施設入所者の地域生活への移行.....	- 75 -
第2節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	- 77 -
第3節 地域生活支援の充実.....	- 78 -
第4節 福祉施設から一般就労への移行等.....	- 80 -
第5節 障がい児支援の提供体制の整備等.....	- 83 -
第6節 相談支援体制の充実・強化等.....	- 85 -
第7節 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	- 86 -
第8節 発達障がい者等に関する支援.....	- 87 -
第3章 障がい福祉サービス.....	- 88 -
第1節 訪問系サービス.....	- 89 -
第2節 日中系サービス.....	- 93 -
第3節 居住系サービス.....	- 103 -

第4節 相談支援.....	- 106 -
第4章 地域生活支援事業.....	- 109 -
第1節 必須事業.....	- 109 -
第2節 任意事業.....	- 115 -
第5章 障がいのある子どもへの支援.....	- 118 -
第1節 通所等支援.....	- 118 -
第2節 障がい児相談支援.....	- 123 -
第6章 計画の推進方法.....	- 125 -
第1節 計画の評価・改善.....	- 125 -
第2節 連携と協働.....	- 126 -
第4部 資料編.....	- 127 -
第1章 その他のサービス.....	- 128 -
第1節 障がいのある人へのその他の支援の状況.....	- 128 -

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

平成23年8月に「障害者基本法¹」が改正され、障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重する共生社会²の実現を目指すことが掲げられました。平成25年4月には、「障害者自立支援法」が障害者基本法の趣旨を踏まえ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法³の一部を改正する法律（障害者総合支援法⁴）」として改正施行され、平成30年4月の同法の改正では、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がいのある子どもの支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとされました。

平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、全ての国民が障害者基本法の理念に基づき、差別の解消の推進に関する事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置等について定められました。

国においては、障害者基本法に基づき「障害者基本計画」が策定（第5次：令和5年度～令和9年度）され、日常生活又は社会生活において障がい者が受ける制限は社会の在り方との関係によって生ずるといいうわゆる「社会モデル」の考え方や障がい者の権利に関する条約にいう「合理的配慮⁵」の概念が盛り込まれました。

また、福岡県では「第3期福岡県障がい者長期計画（令和3年度～令和8年度）」が策定され、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進しています。

粕屋町においては、これまで、障害者基本法に基づく「第5期粕屋町障がい者計画（平成30年度～令和5年度）」、障害者総合支援法に基づく「第6期粕屋町障がい福祉計画（令和

障害者基本法¹：障がいのある人の自立と社会参加支援等のための施策の基本となる事項が定められた、障がいのある人の福祉の増進を目的とした法律で、国や地方公共団体等の責務や施策の基本となる事項が定められている。

共生社会²：障がいの有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会のこと。

児童福祉法³：児童の権利に関する条約の精神に則り、すべて児童は適切に養育されること、その生活を保障され、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有することを原理として、児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設及び事業に関する基本原則を定める法律。

障害者総合支援法⁴：障がいのある人及び障がいのある子どもが、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人及び障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。旧法律名は障害者自立支援法。

合理的配慮⁵：障がいのある人の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるためになされる「必要かつ適当な変更及び調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのもの。また、変更及び調整を実施する者に対して「均衡を失した、又は過度の負担」を課すものではないが、障がいのある人が必要とする合理的配慮を提供しないことは差別とされる。

3年度～令和5年度)」、そして児童福祉法に基づく「第2期粕屋町障がい児福祉計画(令和3年度～令和5年度)」により、障がい者施策の推進及び障がいのある人や障がいのある子どもを支援するサービスの総合的・計画的な拡充を図ってきました。

全ての計画の期間満了と国の制度改正や県の施策動向をはじめとした、障がいのある人や障がいのある子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、新たな「第6期粕屋町障がい者計画(令和6年度～令和11年度)」、「第7期粕屋町障がい福祉計画(令和6年度～令和8年度)」、「第3期粕屋町障がい児福祉計画(令和6年度～令和8年度)」を策定し、粕屋町における障がい者施策の一層の推進及び障がいのある人や障がいのある子どもを支援するサービスの充実を図ります。



第2節 計画の位置づけ

粕屋町では、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画を一体的な計画（以下、「本計画」という。）として策定するものとします。

本計画は国の「障害者基本計画」及び「福岡県障がい者長期計画」並びに「福岡県障がい者福祉計画・福岡県障がい児福祉計画」、さらに、粕屋町における上位計画である「粕屋町総合計画」との整合を図りつつ、「粕屋町地域福祉計画・粕屋町地域福祉活動計画」をはじめとする福祉関連の計画、人権や教育、まちづくり、防災等の関連分野の計画等とも連携しながら推進するものとします。

1 障がい者計画

粕屋町障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」です。この計画は、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本方針や目標を定めるとともに、粕屋町における障がい者施策を推進するための行動指針となります。

2 障がい福祉計画

粕屋町障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」です。障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業⁶の必要な量の見込みや提供体制の確保に係る目標に関する事項等を定めることを目的に策定するものです。

3 障がい児福祉計画

粕屋町障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」です。障がい児通所支援⁷及び障がい児相談支援の必要な量の見込みや提供体制の確保に係る目標に関する事項等を定めることを目的に策定するものです。

<策定の根拠法及び計画内容>

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条	児童福祉法 第33条の20
内容	障がい者施策の基本的方向性について定める計画 (計画は6年1期)	障がい福祉サービス等の利用見込みとその確保策を定める計画(計画は3年1期)	障がい児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画(計画は3年1期)

地域生活支援事業⁶：障がい者や障がいのある子どもが望む日常生活や社会生活を営むことができるよう、市町村が実施主体となり地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟な形態で計画的に実施する事業。

障がい児通所支援⁷：児童福祉法に基づき、主に施設等への通所によって、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などを実施するサービス。

第3節 計画の期間

本計画のうち、粕屋町障がい者計画の期間については、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。また、粕屋町障がい福祉計画と粕屋町障がい児福祉計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、社会状況の変化や法制度の改正等、また、関連計画等との整合性を図るため、必要に応じて見直します。

＜計画の期間＞

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
粕屋町障がい者計画	第6期						第7期					
粕屋町障がい福祉計画	第7期		第8期			第9期		第10期				
粕屋町障がい児福祉計画	第3期		第4期			第5期		第6期				

第4節 計画の基本理念

粕屋町では、第5次粕屋町総合計画（平成28年度～令和7年度）において、まちづくりの基本理念として「太陽と緑のまち」と「協働でつくる安心のまち」を掲げています。ゆとりある生活空間のなかで、町民一人ひとりが誇りと愛着を持って暮らせるとともに、町民誰もが安心して暮らしを営むために、住民、地域と行政がお互いに役割と責任を担い、ともに力を合わせて、まちを創造するとしています。

障がいの種別や程度を問わず、安心してともに生活できるよう、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図り、障がいのある人の生活を地域全体で支えるため、法制度に基づくサービスの提供や住民が中心となった支援等、地域の社会資源を最大限に活用した体制整備に努めます。

本計画では、このようなことを踏まえ、第5期粕屋町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期粕屋町障がい児福祉計画での基本理念を継承し、「障がいのある人が、安心してともに暮らせるやさしいまち」を基本理念とします。

第5節 計画策定の流れ

1 調査の概要

障がい者福祉施策に対する意識、制度やサービスの利用状況・意向等を調査し、粕屋町障害福祉計画策定協議会において協議しました。

(1) 当事者・町民アンケート調査の実施

- 調査地域 : 粕屋町全域
 調査対象 : 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、特定医療費（指定難病）受給者証所持者、手帳を所持していない町民
 調査期間 : 令和5年9月1日～9月29日
 調査方法 : 郵送・Web・電話により実施

配布数 (A)	回収票数 (B)	回収率 (B) / (A)
1989	681	34.3%

(2) 関係団体アンケートの実施

- 調査地域 : 粕屋町全域
 調査対象 : 町内で活動する障がいのある人やその家族等の団体、障がいのある人たちの支援団体
 調査期間 : 令和5年10月13日～10月31日
 調査方法 : 郵送による配布・回収

配布数 (A)	回収票数 (B)	回収率 (B) / (A)
7	5	71.4%

(3) 事業所アンケートの実施

- 調査地域 : 粕屋町全域
 調査対象 : 障がい福祉サービス事業所
 調査期間 : 令和5年10月6日～10月20日
 調査方法 : 郵送による配布・回収

配布数 (A)	回収票数 (B)	回収率 (B) / (A)
26	26	100%

(4) 粕屋町障害福祉計画策定協議会による協議

開催日	会 議	内 容
令和5年7月28日	第1回策定協議会	計画策定の趣旨と方法についての説明
令和5年8月31日	第2回策定協議会	アンケート調査の内容について
令和5年12月7日	第3回策定協議会	計画の素案（修正）について
令和6年2月28日	第4回策定協議会	計画案の最終確認について



第2章 障がいのある人を取り巻く状況

第1節 人口・世帯の状況

1 人口構成の状況

粕屋町の総人口は平成30年度に47,530人でしたが、令和4年度には48,828人となり、4年間で1,298人増加しました。

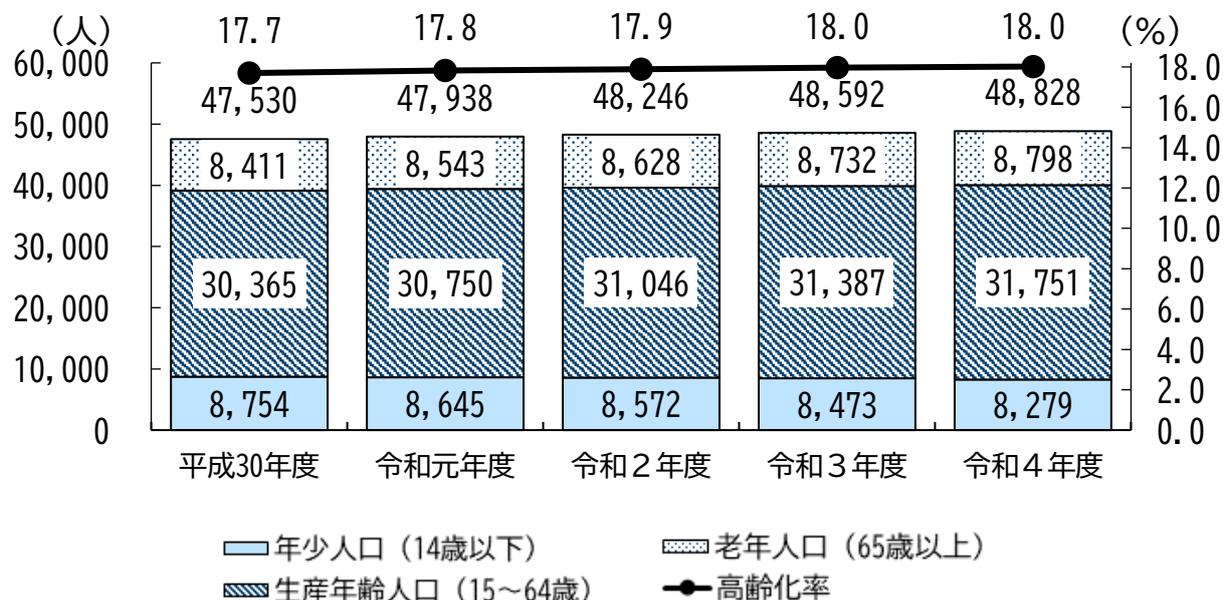
年少人口（14歳以下）は、平成30年度の8,754人から令和4年度には8,279人となりました。総人口に占める割合で見ると、平成30年度に18.4%でしたが、令和4年度には17.0%となっています。

生産年齢人口（15～64歳）は、平成30年度の30,365人から令和4年度の31,751人となり、総人口に占める割合で見ると、平成30年度に63.9%でしたが、令和4年度には65.0%となっています。

老年人口（65歳以上）は、平成30年度の8,411人から令和4年度の8,798人となり、総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は、平成30年度に17.7%でしたが、令和4年度には18.0%となっています。

構成比率に大きな変動はありませんが、年少人口が減り、生産年齢人口・老年人口が増えています。

<年齢3区分別人口構成の推移>



<粕屋町総人口・年齢3区別人口の推移>

(人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口	47,530	47,938	48,246	48,592	48,828
年少人口 (0～14歳)	8,754	8,645	8,572	8,473	8,279
総人口比	18.4%	17.8%	17.8%	17.4%	17.0%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	30,365	30,750	31,046	31,387	31,751
総人口比	63.9%	64.2%	64.3%	64.6%	65.0%
老年人口 (65歳以上)	8,411	8,543	8,628	8,732	8,798
総人口比	17.7%	17.8%	17.9%	18.0%	18.0%

資料：粕屋町住民基本台帳（各年度末3月31日現在）



2 福岡県との比較

人口構成比を福岡県の平均と比較すると、年少人口比（14歳以下）、生産年齢人口比（15～64歳）は県よりも高く、老年人口比（65歳以上）は県よりも低くなっています。これは粕屋町の最大の特徴であり、令和5年10月1日現在、福岡県で高齢化率が最も低い町となっています。

また、令和4年の粕屋町の平均年齢は福岡県の平均年齢よりも5.9歳低くなっています

〈粕屋町と福岡県の人口構成比・平均年齢の比較〉

	粕屋町		福岡県	
	平成30年	令和4年	平成30年	令和4年
年少人口比 (14歳以下)	18.4%	17.0%	13.3%	13.1%
生産年齢人口比 (15～64歳)	63.9%	65.0%	59.2%	58.4%
老年人口比 (65歳以上)	17.7%	18.0%	27.5%	28.4%
平均年齢	40.2歳	41.2歳	46.3歳	47.1歳

資料：令和4年 福岡県の人口と世帯年報 第14表

平成30年 福岡県の人口と世帯年報 第14表

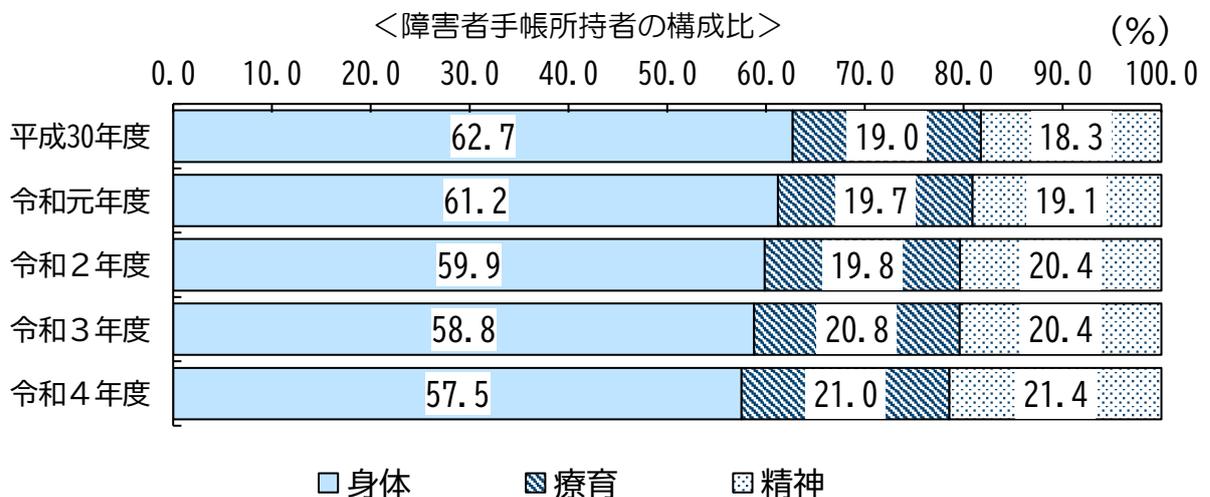
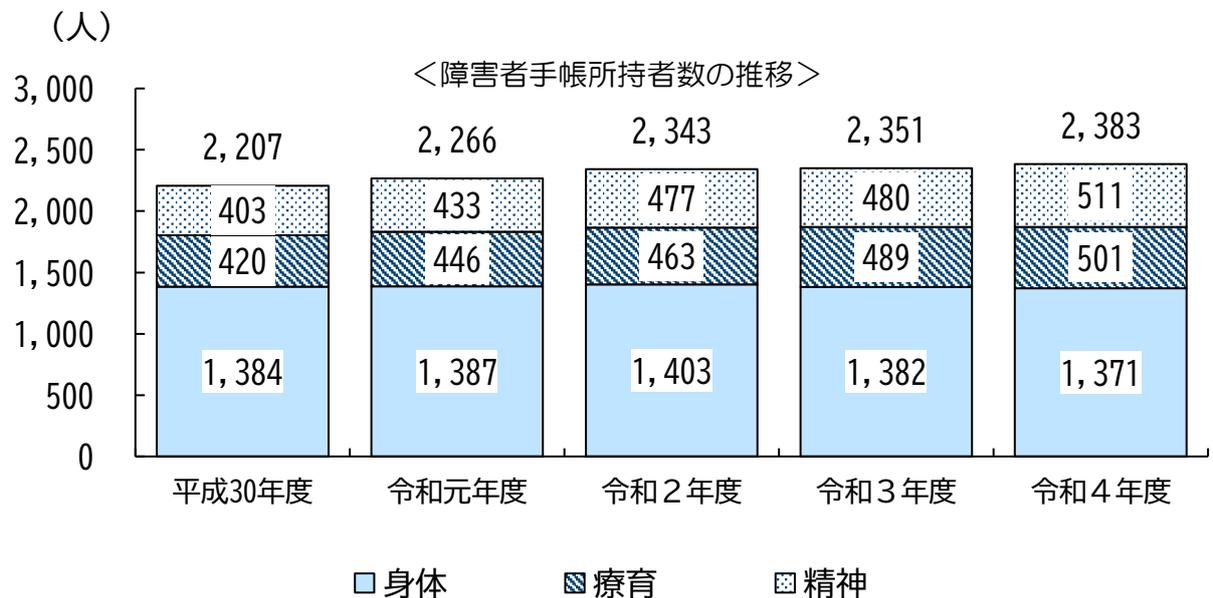
粕屋町住民基本台帳



第2節 障がいのある人及び難病患者の状況

1 障害者手帳所持者の状況

粕屋町の障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者数、重複含む）所持者の全体の数を見ると、平成30年度は2,207人でしたが、令和4年度は2,383人と増加傾向にあります。また、手帳別の所持者数は、身体障害者手帳所持者が減少傾向にある一方で、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあり、いずれも毎年数十人程度の増加がみられます。



資料:町勢要覧（各年度末3月31日現在）

2 身体障害者手帳所持者の状況

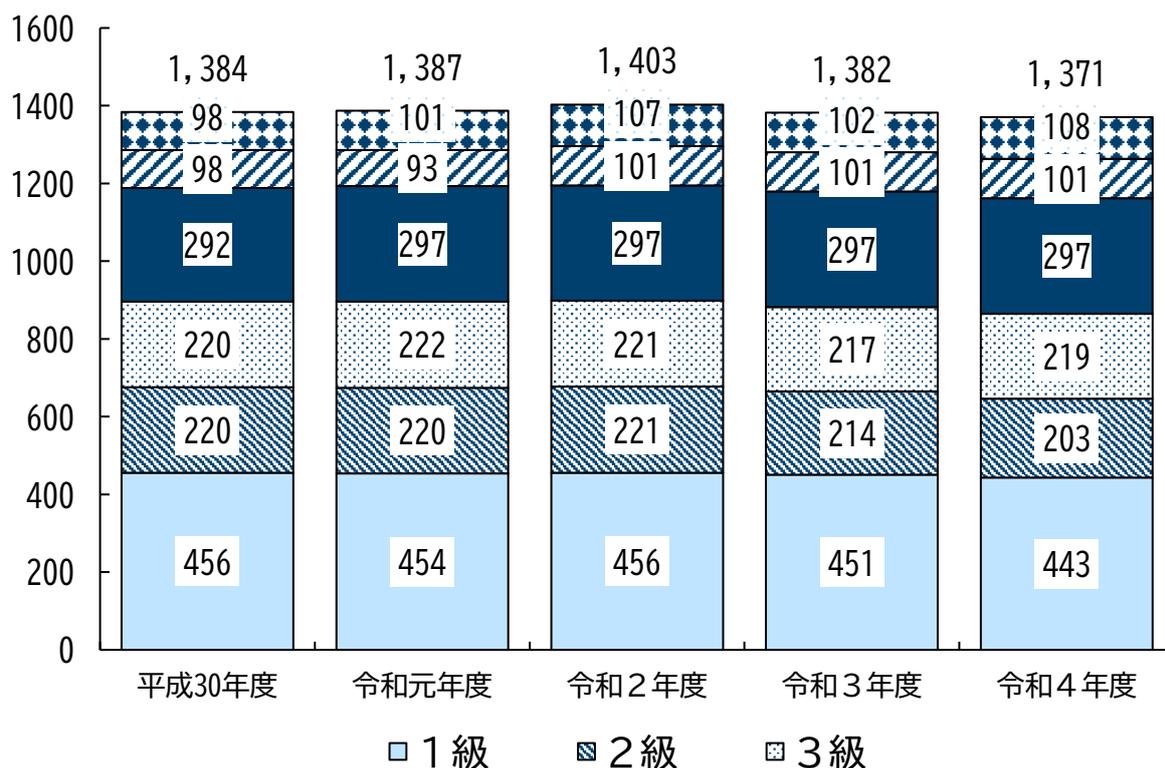
身体障害者手帳は、身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた方に交付される手帳です（身体障害者福祉法第15条）。障がいの種類は、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓）に分類され、1級から6級の等級があります。

粕屋町の身体障害者手帳の所持者数は、令和2年度には1,403人と増加していましたが、令和4年度は1,371人と減少傾向にあります。

等級別にみると、「1級」が最も多く、次いで「4級」、障がいの種類別にみると、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」となっています。

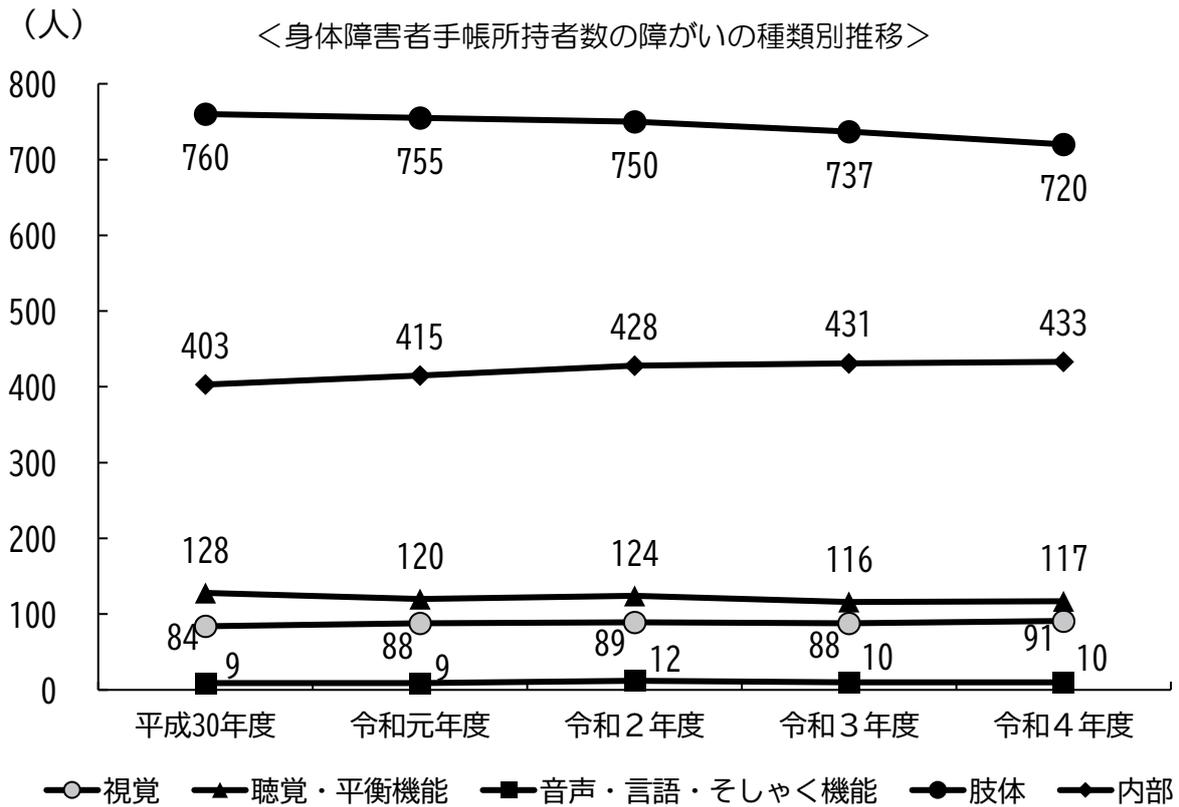
(人)

＜身体障害者手帳所持者数の障がい等級別推移＞



資料:福祉行政報告例（各年度末3月31日現在）





(人)

年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合 計		1,384	1,387	1,403	1,382	1,371
年代別	18歳未満	49	47	47	49	48
	18歳以上	1,335	1,340	1,356	1,333	1,323
障がい程度別	1級	456	454	456	451	443
	2級	220	220	221	214	203
	3級	220	222	221	217	219
	4級	292	297	297	297	297
	5級	98	93	101	101	101
	6級	98	101	107	102	108
障がい種別	視覚障がい	84	88	89	88	91
	聴覚・平衡機能	128	120	124	116	117
	音声・言語・そしゃく機能	9	9	12	10	10
	肢体不自由	760	755	750	737	720
	内部障がい	403	415	428	431	433

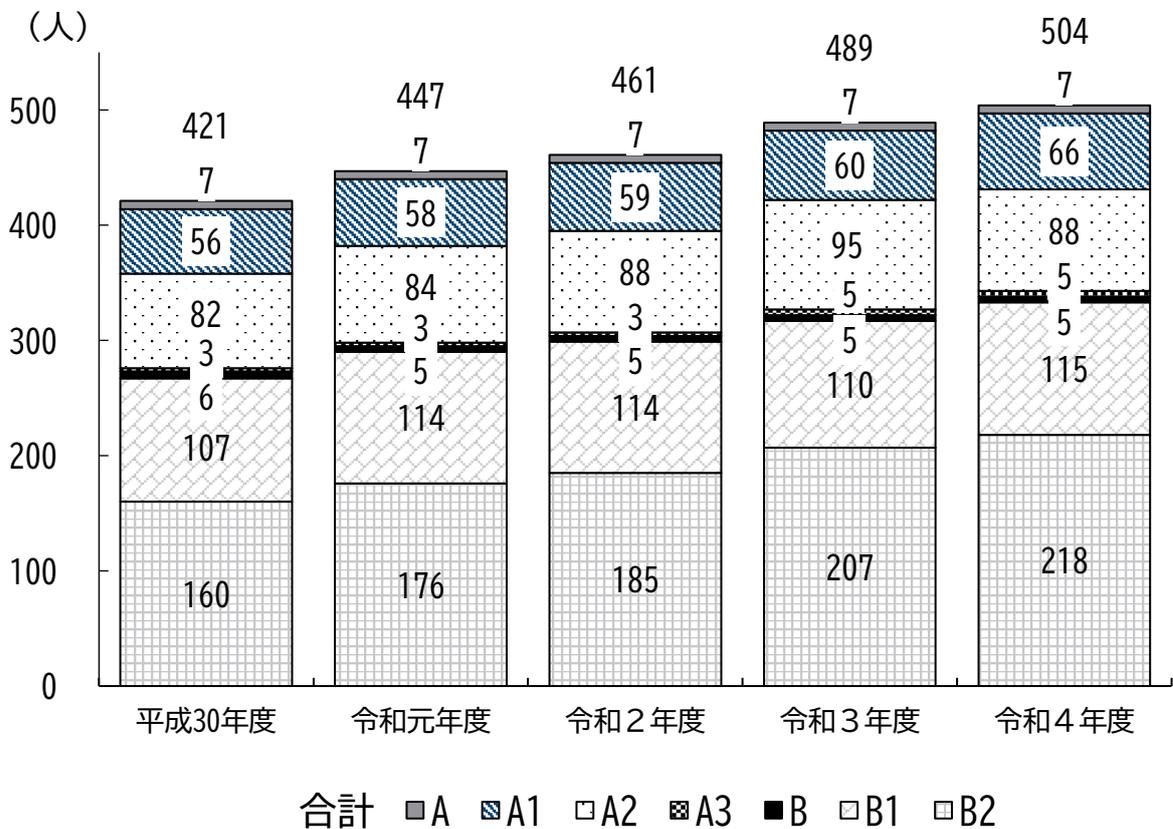
資料:福祉行政報告例(各年度末3月31日現在)

3 療育手帳所持者の状況

療育手帳は、児童相談所又は障がい者更生相談所において、知的障がいがあると判定された方に交付される手帳です。知的障がいのある人に対して、指導相談や援助措置を受けやすくするものです。障がいの程度は、A（A1、A2、A3）とB（B1、B2）の5段階になっています。

粕屋町の療育手帳の所持者数は、増加傾向にあります。障がい程度別にみると、「B」の所持者数が多く、「A」に比べて増加割合が高くなっています。

＜療育手帳所持者数の障がいの程度別推移＞



(人)

区分		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
合計		421	447	461	489	504
年代別	18歳未満	154	163	157	161	162
	18歳以上	267	284	304	328	342
障がい 程度別	A	7	7	7	7	7
	A1	56	58	59	60	66
	A2	82	84	88	95	88
	A3	3	3	3	5	5
	B	6	5	5	5	5
	B1	107	114	114	110	115
	B2	160	176	185	207	218

資料:福祉行政報告例(各年度末3月31日現在)

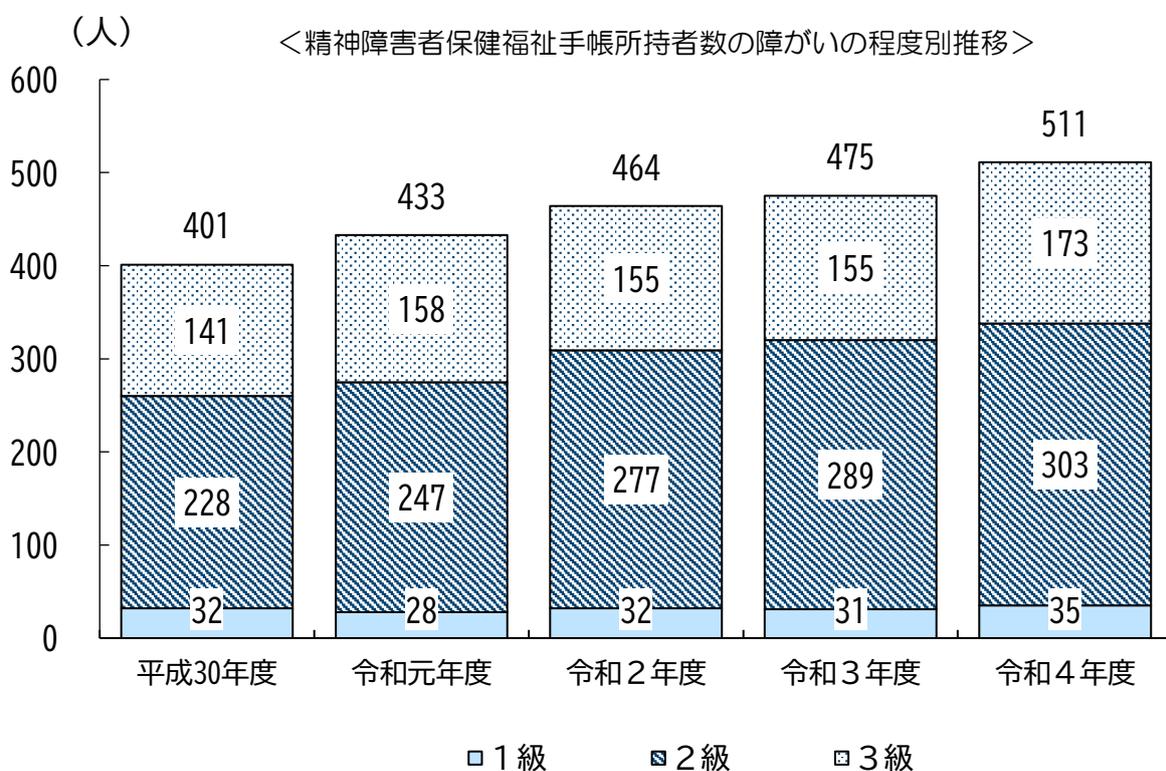


4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障がいのあることを認定された方に交付される手帳です。精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図るため、様々な支援を受けやすくするものです。等級は、精神疾患の状態と能力障がいの状態の両面から総合的に判断され、1級から3級まであります。

粕屋町の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあり、等級別にみると、「2級」が最も多く、また「2級」、「3級」ともに増加傾向にあります。

また、自立支援医療（精神通院医療）の受給者も増加傾向にあります。



区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計		401	433	464	475	511
障がい程度別	1級	32	28	32	31	35
	2級	228	247	277	289	303
	3級	141	158	155	155	173

＜自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者数の推移＞

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立支援医療 （精神通院医療） 受給者数の推移	637	656	381	723	755

資料:精神保健福祉センター（各年度末3月31日現在）

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、特例措置により更新手続きが一部省略されていたため件数が大幅に減少しています。



5 特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾病医療受給者所持者の状況

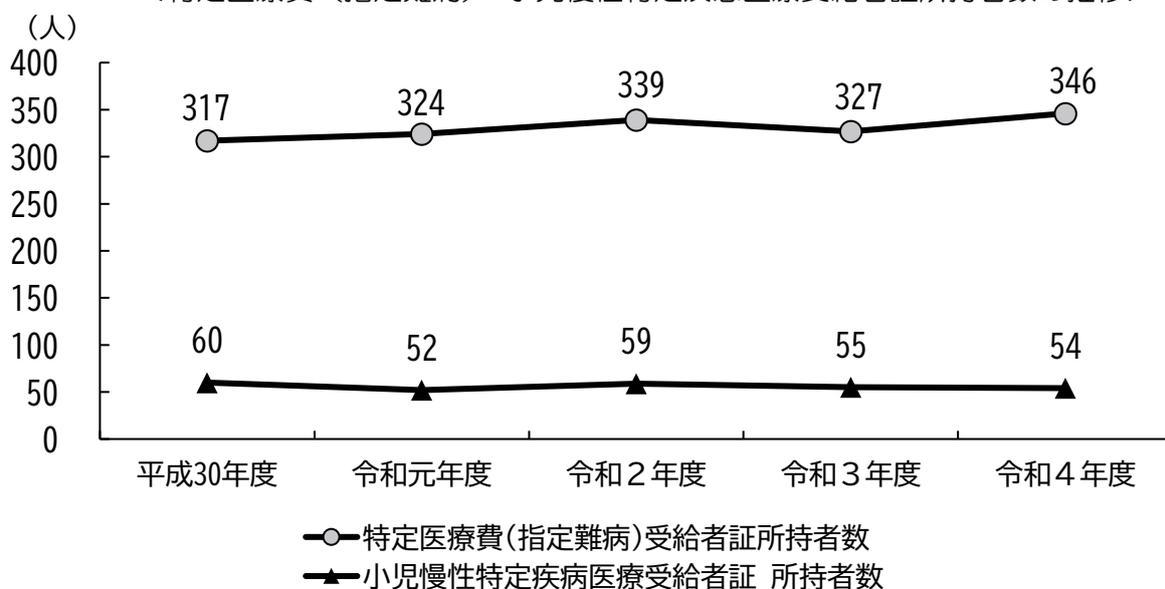
「難病」とは、発病の原因が明らかではなく、治療法が確立していない希少な疾病です。例えばパーキンソン病⁸や筋萎縮性側索硬化症（ALS）⁹等が該当します。その中でも厚生労働大臣が定める疾病を「指定難病」と言い、病態など一定の基準を満たす方に対しては、医療費の負担軽減を図るために受給者証が交付されます。

小児慢性特定疾病とは、18歳未満（一部20歳未満）の児童の病気のうち、厚生労働大臣が定める慢性疾病を指します。その疾病の程度が一定程度以上である児童の保護者の方に対し、健全育成の観点から、医療費の負担軽減を図るために交付される受給者証です。

粕屋町の特定医療費（指定難病）受給者証の所持者は、増加傾向にあり、令和3年度を除き、毎年数人から十数人増加しています。

また、小児慢性特定疾病医療受給者証の所持者は、毎年増減しながらも平成30年度から令和4年度にかけて減少しています。

＜特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾患医療受給者証所持者数の推移＞



(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定医療費（指定難病） 受給者証所持者数	317	324	339	327	346
小児慢性特定疾病医療 受給者証所持者数	60	52	59	55	54

資料:福岡県粕屋保健福祉事務所（各年度末3月31日現在）

パーキンソン病⁸: 進行性の神経変性疾患。主に、手足がふるえる（振戦）、動きが遅くなる（無動）、筋肉が硬くなる（固縮）、体のバランスが悪くなる（姿勢反射障害）、といった症状がみられる。これらによって、顔の表情の乏しさ、小声、小書字、屈曲姿勢、小股・突進歩行など、いわゆるパーキンソン症状といわれる運動症状が生じる。

筋萎縮性側索硬化症（ALS）⁹: 重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をきたす神経変性疾患で、運動ニューロン病の一種。極めて進行が速く、半数ほどが発症後3年から5年で呼吸筋麻痺により死亡する（人工呼吸器の装着による延命は可能）。治療のための有効な治療法は現在確立されていない。

第2部 障がい者計画

第1章 障がい者計画

第1節 基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 人権を守ります

障がいのある人もない人も、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念のもと、すべての町民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、個人として大切にされる地域社会を目指します。

そのために、障がいに基づくあらゆる差別の解消や、各施策を通じて障がいに対する理解の促進を図り、町民に対する啓発と周知、関係団体との連携等、一人ひとりの意思を尊重し人権と権利を守ります。

また、障がいのある人の活動や社会参加が制限・制約されることのないよう、事物、制度、慣行等の社会的障壁を除去するための合理的配慮を行います。

基本目標2 安全で安心な暮らしを支えます

障がいのある人が、それぞれの地域で安全に安心して暮らすことができる生活環境を整えるため、障がいのある人に配慮したまちづくりを総合的に推進します。一人ひとりの状況やニーズに応じた福祉サービスや支援を受けられるよう、情報提供や相談支援体制の機能強化と法改正等に伴う制度の周知に努めます。

また、保健医療の提供体制の整備のほか、災害等の緊急時にも安心して生活を送ることができるよう福祉と防災で連携し支援します。

基本目標3 地域で暮らす選択肢を充実させます

障がいのある人が、地域で希望する暮らしができるよう、必要な時に必要な場所で、地域の実情に即した適切なサービスや支援を受けられる各施策を推進し、暮らしの選択肢を充実させます。

障がいのある人が地域において、自らの意思に基づき暮らし方や役割を選択し、社会参加ができる地域社会の形成を目指します。

また、多様なニーズを踏まえた施策を推進し、誰もが合理的配慮を受けながら、学び、働き、文化芸術を楽しみ、社会に参画することができるノーマライゼーション¹⁰の推進に取り組みます。

基本目標に対する施策を検討するにあたり、粕屋町では当事者・町民・関係団体・事業所アンケートを実施しました。施策体系や内容については社会事情、国の方針、当事者の意見をもとに設定しています。

なお、アンケートの回答者数については、以下の通りです。

◎当事者n=392人（内訳は以下の通り、複数所持者有り）

身体障害者手帳所持者（グラフ表記は身体）：n=239人

療育手帳所持者（グラフ表記は療育）：n=65人

精神障害者保健福祉手帳所持者（グラフ表記は精神）：n=82人

特定疾病（指定難病）受給者証所持者（グラフ表記は指定難病）：n=59人

◎町民n=289人

◎関係団体n=5団体

◎事業所n=26事業所



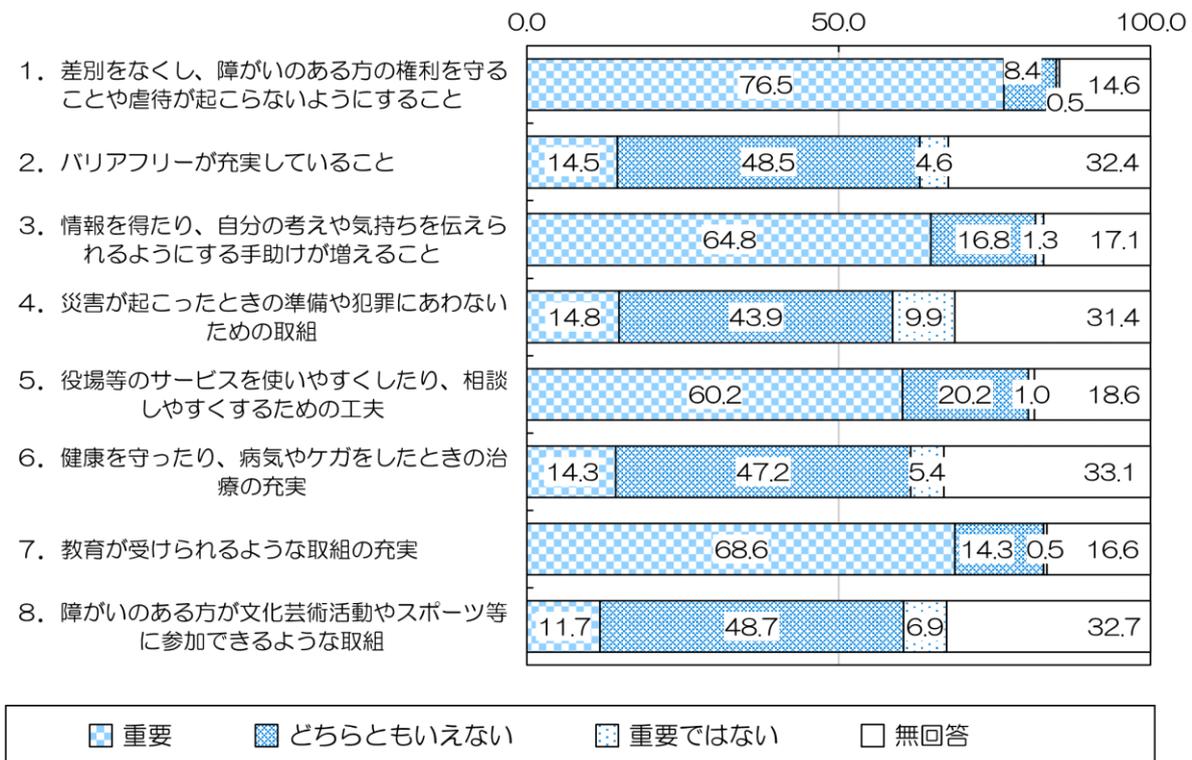
ノーマライゼーション¹⁰：高齢者や障がい者などを特別視するのではなく、誰もが同等に生活ができる社会を実現するための取組のこと。

第2節 施策の方向性

粕屋町の障がいに対する取組として、当事者にとって特に重要とする割合が高い項目は、「1. 差別をなくし、障がいのある方の権利を守ることや虐待が起こらないようにすること」、「3. 情報を得たり、自分の考えや気持ちを伝えられるようにする手助けが増えること」、「5. 役場等のサービスを使いやすくしたり、相談しやすくするための工夫」、「7. 教育が受けられるような取組の充実」となっています。

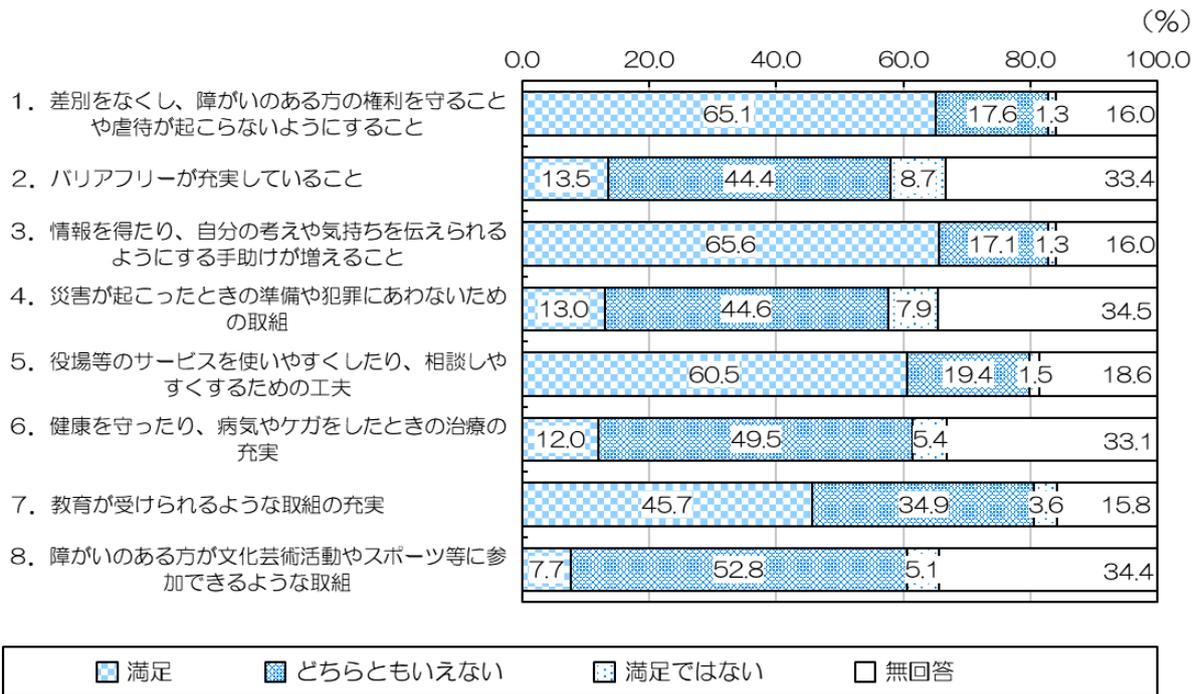
これらの取組に対する満足度は、特に重要とされた取組のほとんどは6割以上の方が満足と評価している一方、「7. 教育が受けられるような取組の充実」は4割台となっており、取組みの充実が求められています。

粕屋町の障がいに関する取組として重要性について

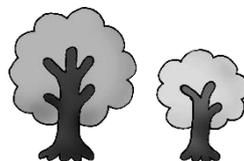


当事者 (n=392)

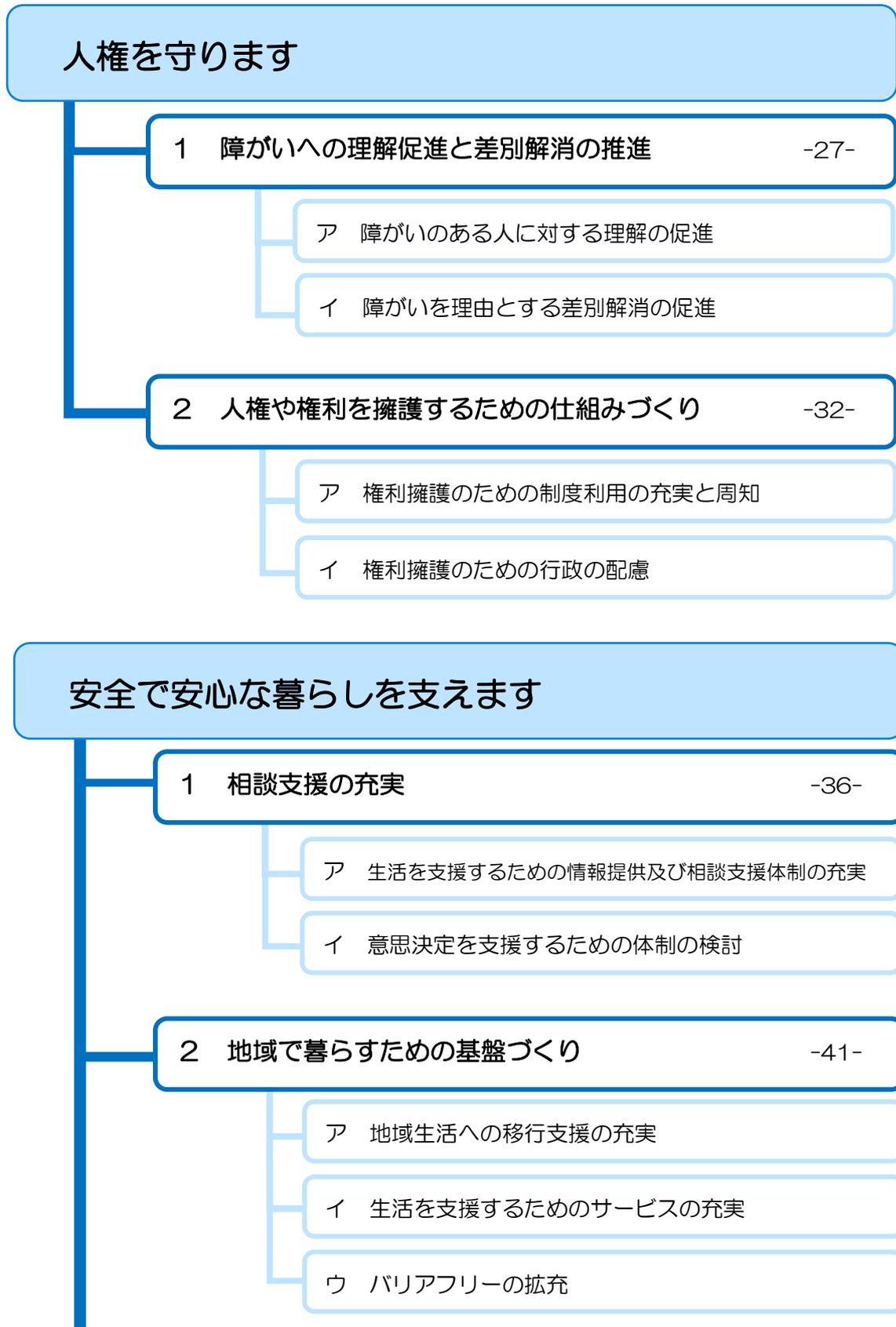
粕屋町の障がいに関する取組の満足度について

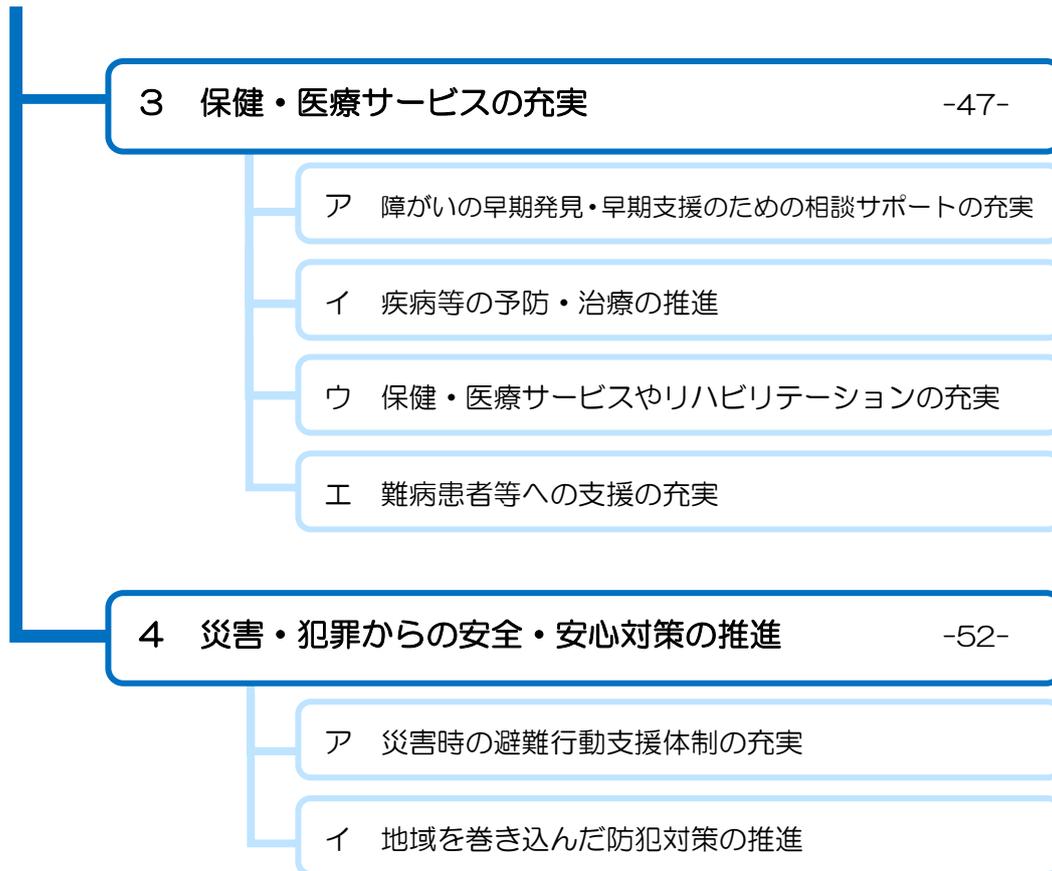


当事者 (n=392)

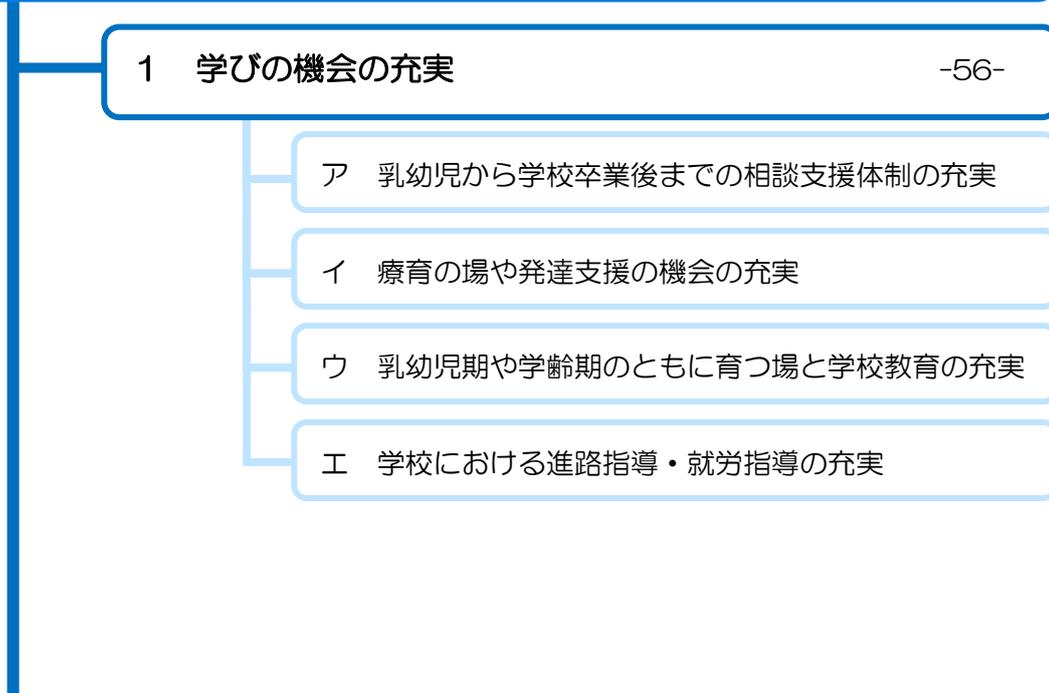


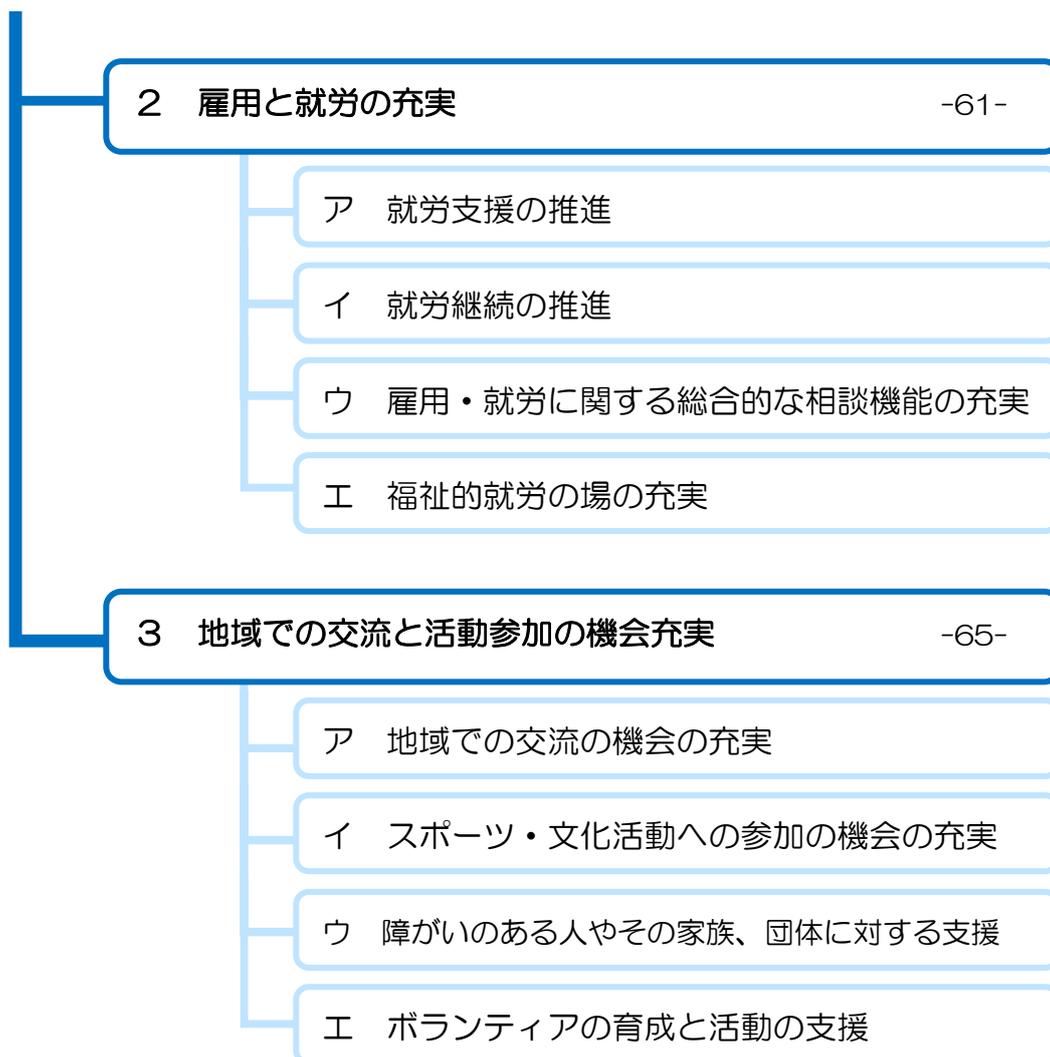
第3節 施策の体系





地域で暮らす選択肢を充実させます





第4節 施策の内容

基本目標1 人権を守ります

1 障がいへの理解促進と差別解消の推進

(1) 現状と課題

当事者アンケートでは、日常生活において、差別や偏見を感じることや疎外感があるかどうかについて尋ねたところ、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、及び特定医療費（指定難病）受給者証の所持者では、「ほとんど感じたことはない」と「まったく感じたことがない」を合わせた『差別や偏見、疎外感を感じたことがない』の割合が多くなっており、療育手帳所持者では、「よく感じる」と「ときどき感じる」を合わせた『差別や偏見、疎外感を感じる』の割合が多くなっていました。一方で、町民と事業者のアンケートでは、「よく感じると思う」と「ときどき感じると思う」を合わせた『差別や偏見、疎外感を感じる』の割合が多くなっており、「まったく感じることはないと思う」が非常に少なくなっています。このことから、障がいの有無に関わらず、差別や偏見、疎外感の感じ方に差があることがわかります。

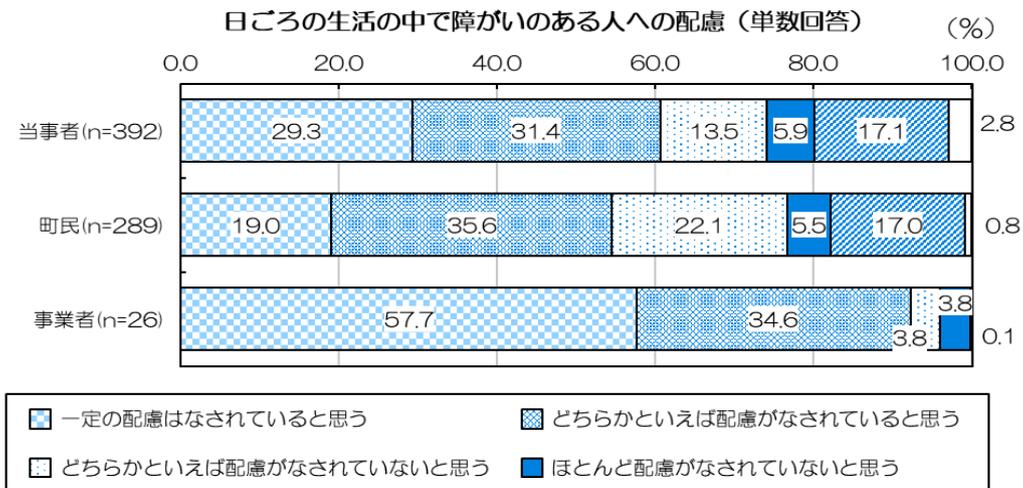
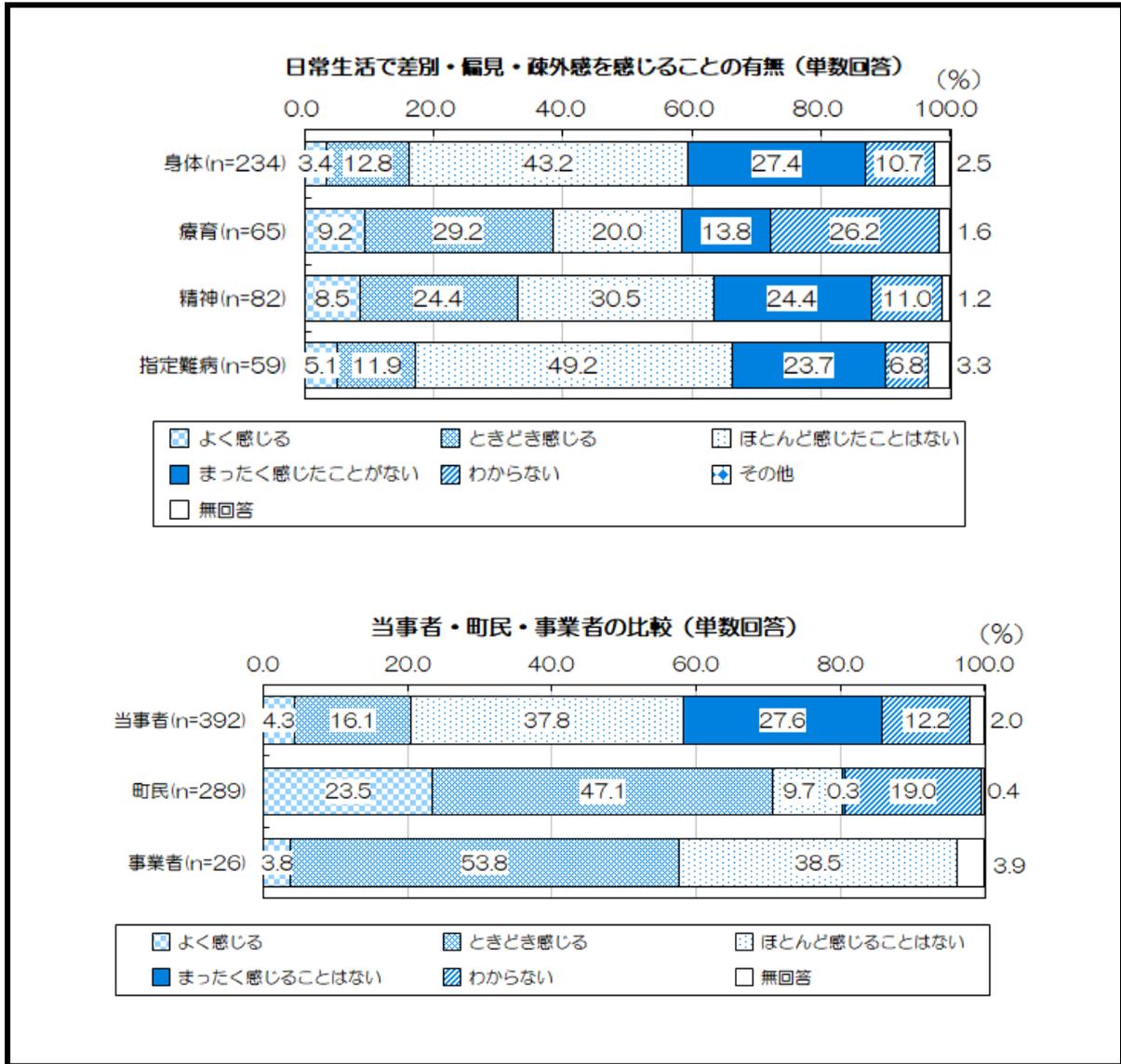
また、日ごろの生活の中での障がいのある人への配慮について尋ねた質問では、当事者、町民、事業者それぞれに認識の差が見られます。

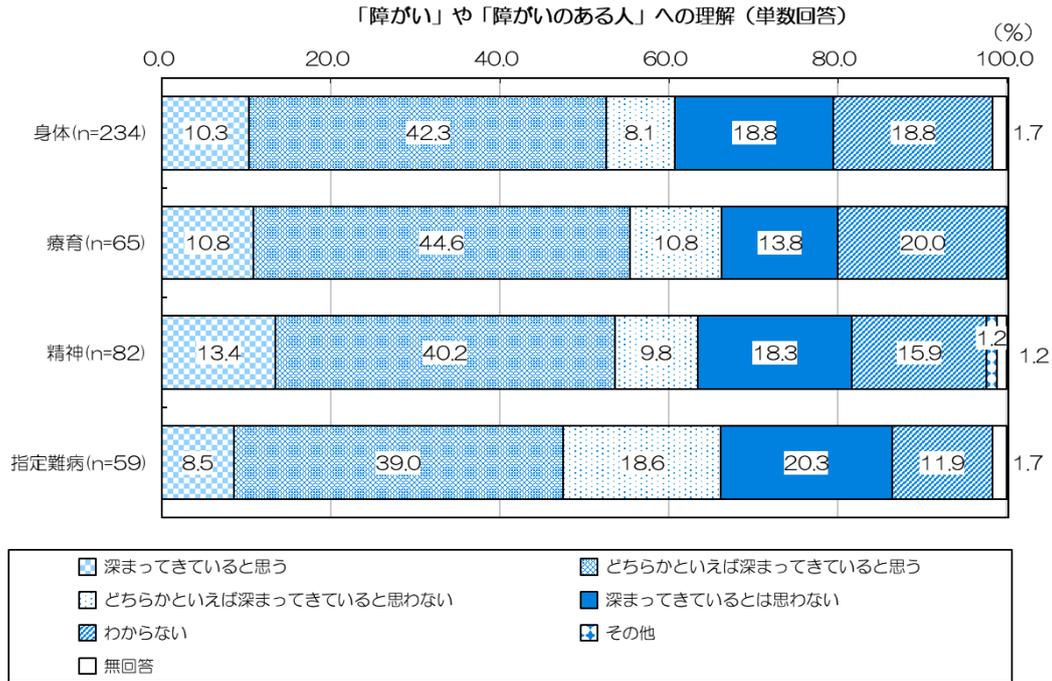
「障がい」や「障がいのある方」に対する理解についての質問は、当事者の間に認識の差はほぼ無く、理解の深まりを感じる一方、約半数の方は不十分と感じており、よりいっそう障がいに対する理解促進が求められています。

関係団体に対するアンケートで、障がいのある人たちの権利を守るために必要なことは何か尋ねたところ、社会全体の障がいに対する理解は十分ではないと感じており、障がいのある当事者及びその家族とのコミュニケーションの必要性や、町が開催するイベントでの障がいのある人に対する配慮の必要性が指摘されています。

以上のことを踏まえ、障がいのある人に対する理解の促進と必要な配慮に対する町民の理解を図るための、周知・啓発を充実させる必要があります。







（2）施策の方針

町民全体に対する障がいや障がいのある人への理解を深める取組を進めていくとともに、当事者やその家族に対して周囲や支援者から障がいに対する正しい理解や配慮、支援が行われるように促進していくことを目指して、

- ア 障がいのある人に対する理解の促進
 - イ 障がいを理由とする差別解消の促進
- に取り組みます。



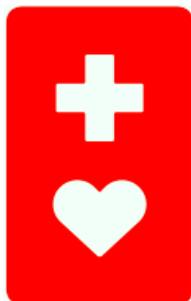
(3) 具体的な取組

ア 障がいのある人に対する理解の促進

取組名	取組内容	所管課
理解促進のための情報発信	町民や事業所等が、障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、広報かすや、ホームページ等多様な情報媒体を積極的に活用します。	介護福祉課
障がいに関する学びの促進	障がい福祉について、町民や事業所等の理解を深めるため、講演会や勉強会、イベント等の実施、情報提供の機会の充実を図ります。身近な地域で理解を深めるための機会を設けていきます。	介護福祉課
多様な人が参加するイベントの企画・検討	障がいのある人も楽しめるイベントを実施するための方法について検討するとともに、障がいの有無にかかわらずともに楽しむことのできるイベントを企画し、町民の障がいへの理解を深めることを促進します。また、必要に応じて、町民の開催するイベントの企画・運営について合理的配慮に関し助言します。	介護福祉課
人権教育・福祉教育の充実	児童・生徒が幼少の頃から、障がいのある人に対する正しい理解と知識を深めることができるよう、幼児教育や学校教育において、人権教育や福祉教育を進めるとともに、教育を担う人たちの研修の充実を図ります。	健康づくり課 子ども未来課 学校教育課
ヘルプマーク ¹¹ ・ヘルプカード ¹² の普及啓発	障がいのある人が、周囲の人たちに配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくなるよう作成された「ヘルプマーク」や、手伝ってほしいことを記載し、周囲の人たちが困っていることに気づくことができる「ヘルプカード」の普及啓発に努めます。	介護福祉課

ヘルプマーク¹¹：目や耳、言語の障がい、内部障がいや難病、知的障がい、精神障がい、認知症等、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークのこと。

ヘルプカード¹²：障がいのある方等が、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自分の障がいへの理解や支援を求めるため、ヘルプマークとともに緊急連絡先や必要な支援内容等が記載されたカードのこと。



ヘルプマーク



ヘルプカード

イ 障がいを理由とする差別解消の促進

取組名	取組内容	所管課
障がい者・児 への差別解消 の推進	障害者差別解消法について、法の趣旨・目的等に関する効果的な広報啓発活動、相談や問題解決のための体制等の整備に取り組むとともに、障がいを理由とする差別解消の推進に取り組みます。	介護福祉課
均等な雇用機 会の確保	障害者雇用促進法に基づき、障がいの有無にかかわらず均等な雇用の機会や待遇の確保、さらに、障がいのある人の有する能力が発揮できるための取組を推進します。	総務課 介護福祉課

2 人権や権利を擁護するための仕組みづくり

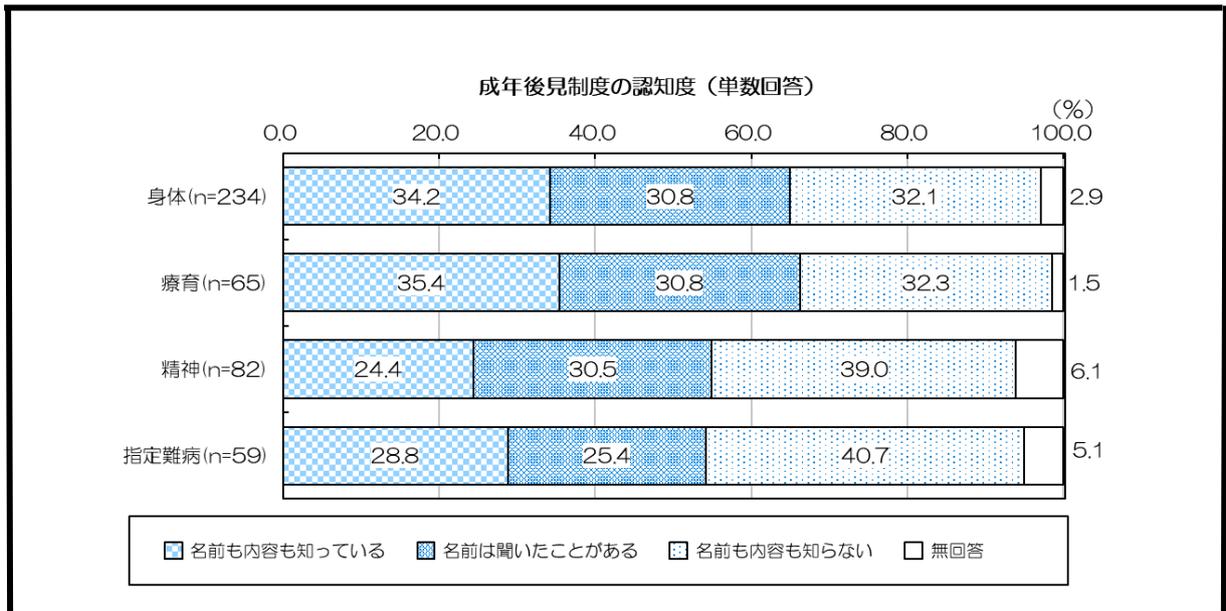
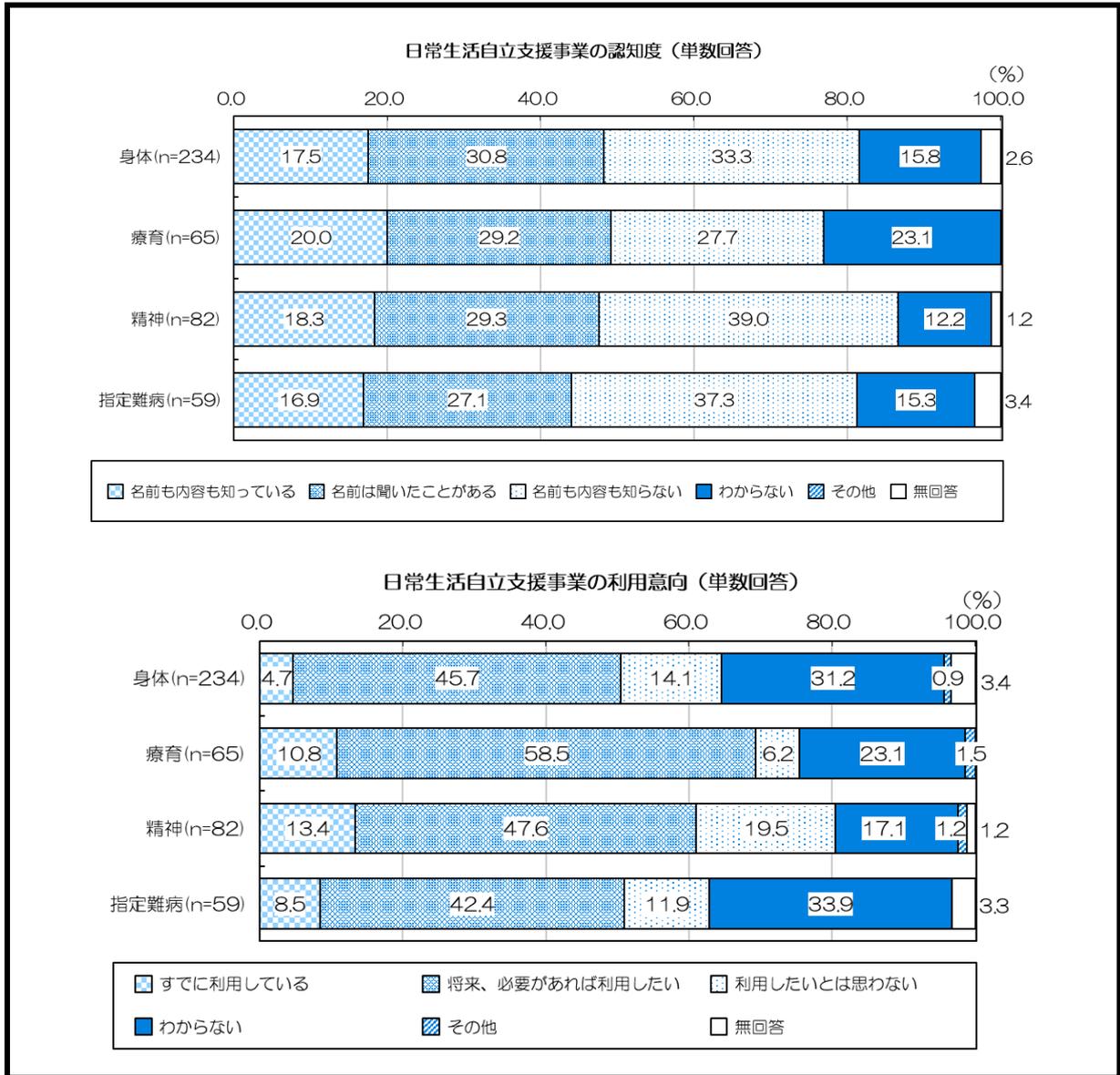
(1) 現状と課題

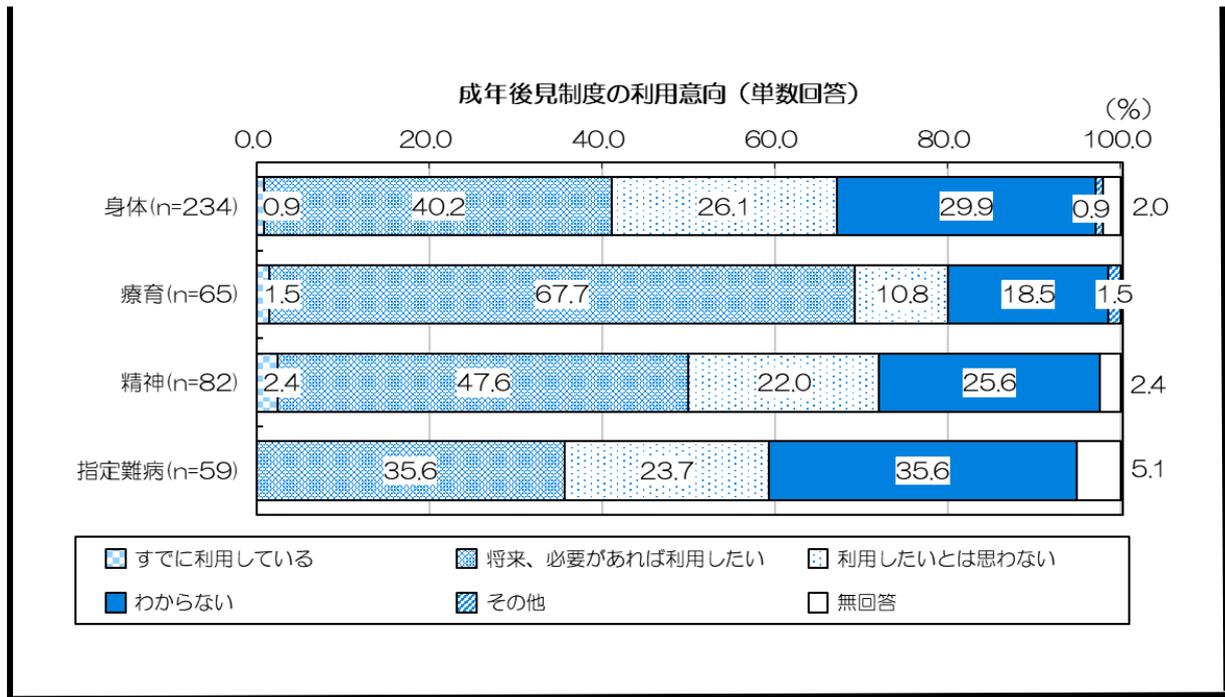
事業所アンケートによると、すべての事業所において障がい者に対する虐待防止のための取組がなされていますが、実際に虐待案件に対応した事例は少なく、虐待の未然防止や早期発見、再発防止策等についての研修を継続して実施する必要があります。

当事者アンケートでは、日常生活自立支援事業¹³と成年後見制度¹⁴の認知度と利用意向について尋ねています。それぞれの周知度について、いずれも、「名前は聞いたことがある」と「名前も内容も知らない」を合わせた『内容を知らない』の割合が高くなっており、様々な機会を通じて制度の周知と啓発をする必要があります。また、それぞれの利用意向について、いずれも、「将来、必要があれば利用したい」の割合が高く、特に療育手帳の所持者ではおよそ6割を占めていました。

関係各課や民生委員・児童委員¹⁵、その他関係機関との連携・ネットワークを強化し、障がいのある人に対する権利の侵害や家庭・地域での虐待を未然に防止するため、地域全体で障がいのある人の権利擁護に努めなければなりません。

日常生活自立支援事業¹³：認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助及び日常的な金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が実施している。契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、定期的な支援を行うもの。
成年後見制度¹⁴：知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などの選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。
民生委員・児童委員¹⁵：社会福祉の増進のために、地域住民から生活や福祉全般に関する相談を受け、行政や社会福祉事業者等の関係機関につなぐとともに、これらの機関と連携協力しながら活動する。民生委員は児童委員も兼ねており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとの相談等を受け必要に応じて関係機関につなぐ役割をもつ。





（2）施策の方針

町が主体となり、関係機関や民生委員・児童委員等と連携し、日常生活自立支援事業と成年後見制度を始めとした権利を擁護するための制度利用の更なる充実と周知の強化、虐待の防止と早期発見・早期解決のため、当事者やその家族、事業所等が声をあげることができる仕組みづくりを進めます。

障がいのある人の権利が守られ、また、障がいのある人が必要な福祉サービスを必要に応じて受けることができるよう、

ア 権利擁護のための制度利用の充実と周知

イ 権利擁護のための行政の配慮

に取り組みます。



(3) 具体的な取組

ア 権利擁護のための制度利用の充実と周知

取組名	取組内容	所管課
人権相談・法律相談等、相談体制の充実	障がいのある人の人権や権利擁護を推進するため、関係機関や団体と連携しながら、人権相談や法律相談等の相談体制の充実を図ります。	社会教育課 介護福祉課
障がい者虐待防止センター ¹⁶ による虐待防止の推進	障がい者虐待防止センター（介護福祉課障害者福祉係内）の機能を強化し、相談体制の充実を図りながら、障がいのある人への虐待の防止や早期発見に努めます。	介護福祉課
成年後見制度の普及啓発・利用促進	町が主体となり、関係機関や民生委員・児童委員等と連携しながら、障がいのある人の人権や権利を擁護する成年後見制度の普及啓発と利用促進を図ります。	介護福祉課
虐待防止委員会 ¹⁷ に関する指導	福祉サービス事業所に対して、虐待防止委員会の運営規定や議事録の提出を求め、虐待防止委員会の設置と開催を担保するとともに、必要に応じて指導を行います。	介護福祉課
日常生活自立支援事業の普及啓発と利用促進	判断能力が十分でないため適切な福祉サービスを利用することが困難な障がいのある人に対して、福祉サービスの適切な選択と利用、日常的な金銭管理等を支援するため、関係機関と連携して日常生活自立支援事業の普及啓発と利用促進を図ります。	介護福祉課
福祉サービスの苦情解決	福祉サービス利用者等からの苦情について、関係機関と連携して福祉サービス苦情解決委員会を活用することにより、福祉サービス利用者等の権利擁護及び福祉サービスの向上に努めます。	介護福祉課

障がい者虐待防止センター¹⁶：障害者虐待防止法*では、虐待を受けている可能性がある障がいのある人を発見した場合の市町村などへの通報義務が規定され、これに伴い、同通報の窓口となるとともに、障がいのある人への虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がいのある人の迅速かつ適切な保護などを目的に設置された機関。

虐待防止委員会¹⁷：虐待の未然防止や虐待案件発生時の検証や再発防止策の検討等を目的として、虐待防止責任者（サービス管理責任者等）、看護師、事務長、利用者や家族の代表者、苦情解決第三者委員等を委員として事業所ごとに設置される委員会で、すべての障がい福祉サービス事業者に設置が務付けられている。

イ 権利擁護のための行政の配慮

取組名	取組内容	所管課
障がいに対する理解に向けた研修の実施	町職員等に対し、障がいのある人についての理解を深めるため必要な研修を実施し、障がいのある人への配慮を徹底します。	全課
公共施設におけるバリアフリー ¹⁸ の推進	役場等における事務や事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮をします。	全課
意思表示に向けた配慮の推進	役場職員への手話等学習の勧奨をはじめ、役場の窓口でのコミュニケーションに配慮した取組を促進します。	全課
投票環境の向上	投票所での段差解消等、投票環境の向上に努めます。	選挙管理委員会



バリアフリー¹⁸：障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

基本目標2 安全で安心な暮らしを支えます

1 相談支援の充実

(1) 現状と課題

当事者アンケートでは、悩みや困りごとを相談する相手として、「家族」が最も多く8割以上となっており、続いて、「病院・診療所」、「友人・知人・近所の人」が2割以上となっています。

また、福祉に関するサービス等の情報の入手先も、「家族・親族」が最も多く4割以上、続いて「町役場や行政の施設」、「町の広報紙」といった公共からの情報が3割以上、更に「インターネット」、「福祉関連の事業所」が2割以上となっており、当事者が入手しやすい情報発信に努める必要があります。

当事者の意思を尊重するために必要なこととして、いずれの手帳・受給者証所持者も「本人のことについて家族や他の人が勝手に決めてしまわないこと」、「自分で選べるように、複数の選択肢がわかりやすく示されること」が4割以上となっており、障がいのある人の考えや気持ちが尊重されることが大切です。

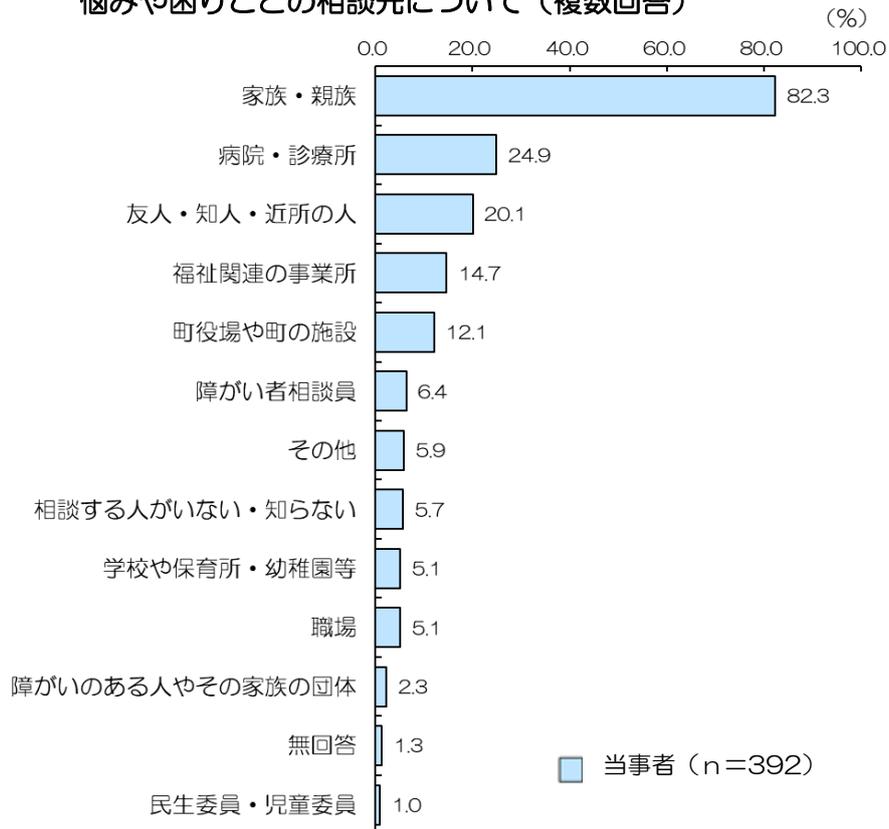
また、意思決定支援¹⁹の認知度は、事業者では「名前も内容も知っている」が5割以上となっていますが、当事者では、「名前は聞いたことがある」と「名前も内容も知らない」を合わせた『内容を知らない』の割合が高くなっており、意思決定支援の重要性と必要性について、更なる周知と啓発に努める必要があります。

意思決定支援の利用意向については、いずれも、「将来、必要があれば利用したい」の割合が高く、特に療育手帳の所持者ではおよそ6割を超えていました。

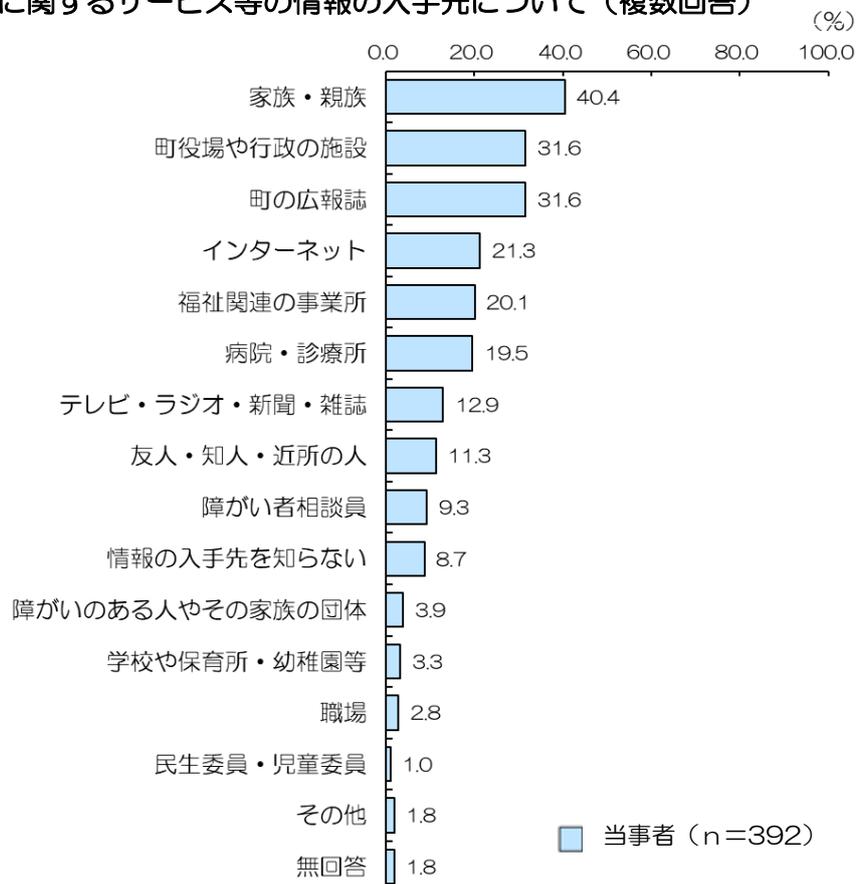


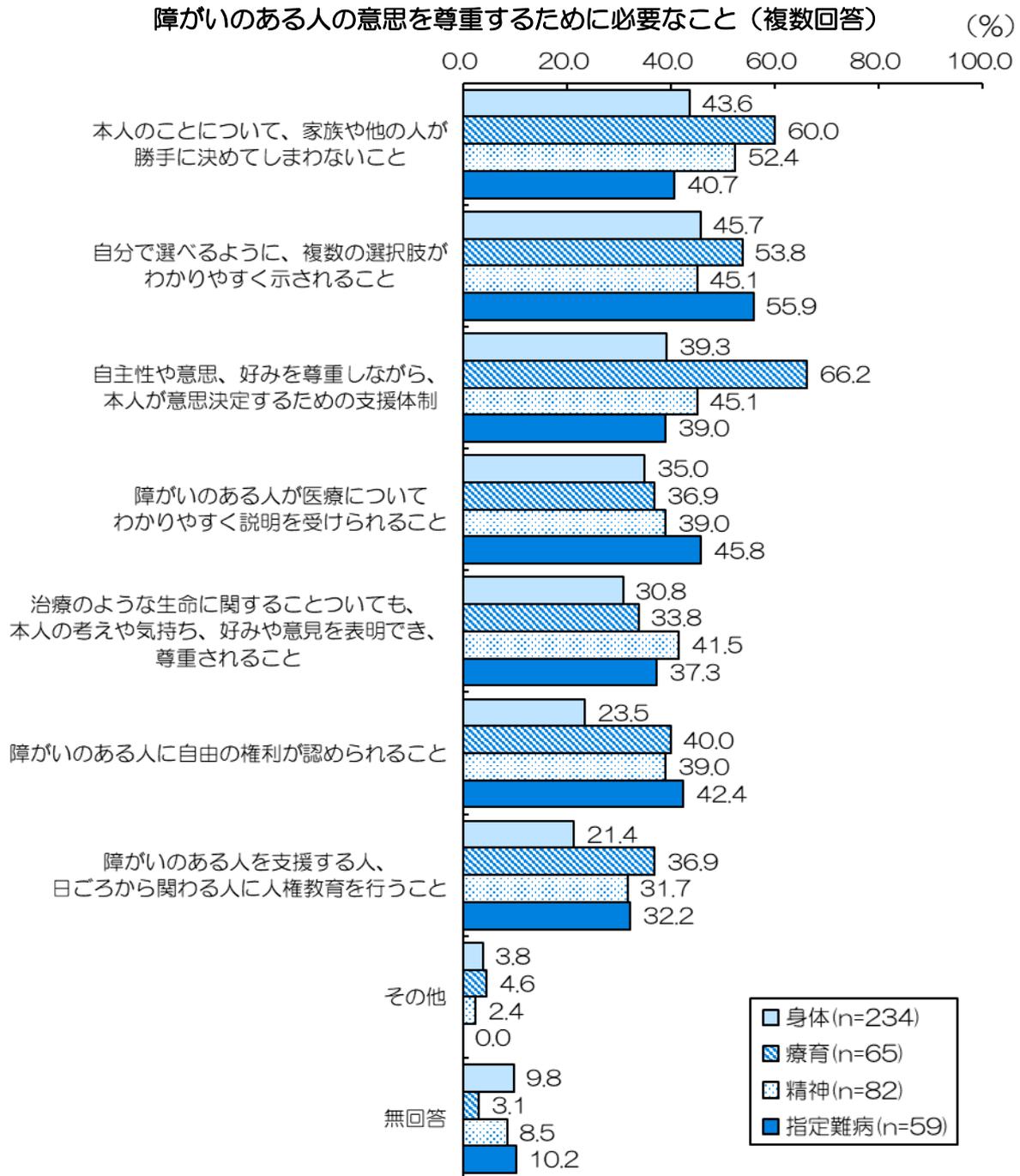
意思決定支援¹⁹：普段の暮らしや他の人との関わり方について、障がいのある人本人の考えや気持ちが反映されるように、周囲の人（家族や本人にとって親しい人、福祉や法律の専門家等）が実施する手助けのこと。

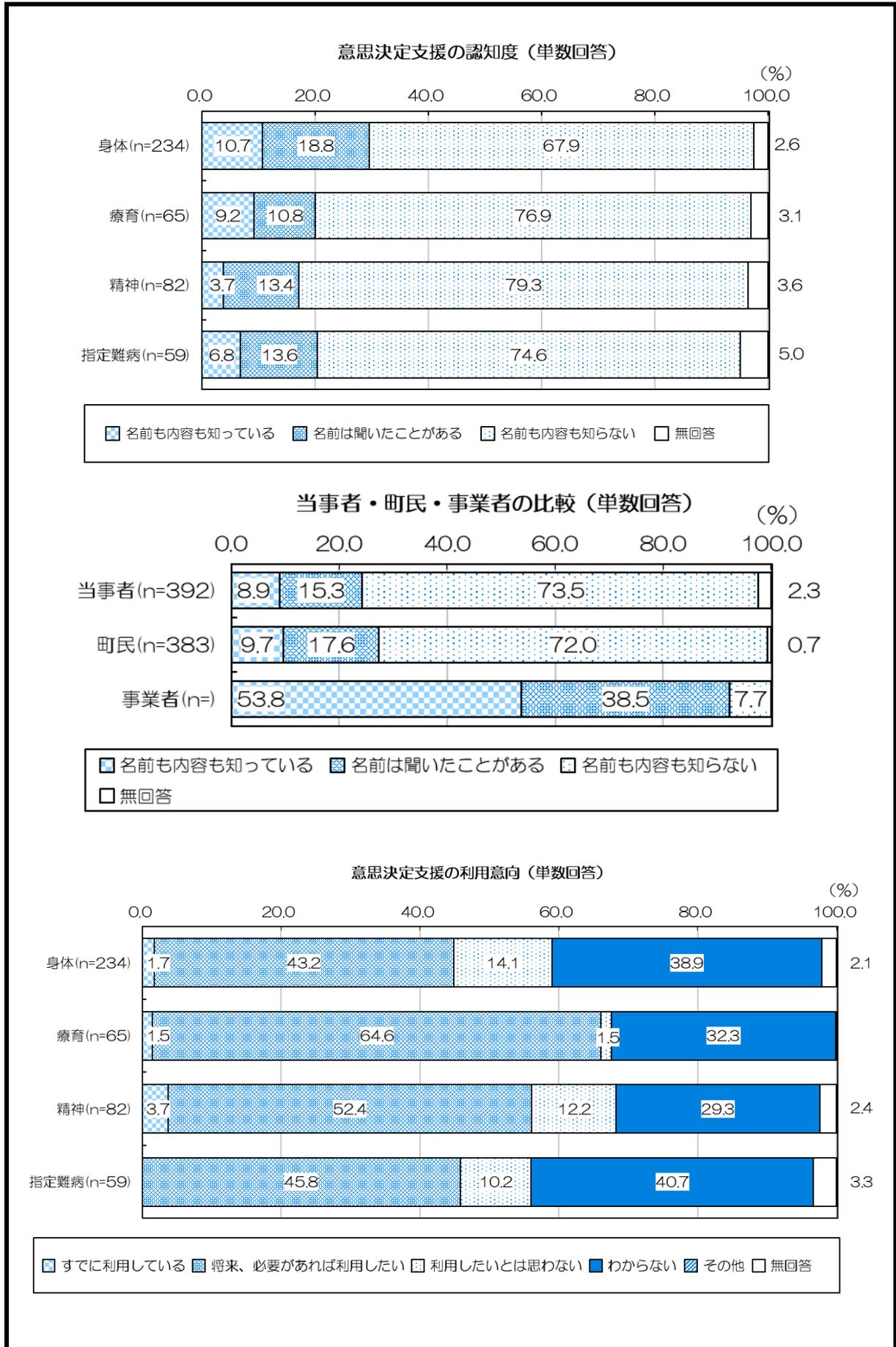
悩みや困りごとの相談先について（複数回答）



福祉に関するサービス等の情報の入手先について（複数回答）







(2) 施策の方針

障がいのある人やその家族が、生活の中での困りごとについて安心して気軽に相談できるよう、多様な相談先を把握し、必要な情報を取得することができる体制を充実させるとともに、当事者の意思決定をサポートするため、

ア 生活を支援するための情報提供及び相談支援体制の充実

イ 意思決定を支援するための体制の検討

に取り組みます。

(3) 具体的な取組

ア 生活を支援するための情報提供及び相談支援体制の充実

取組名	取組内容	所管課
障がいのある人やその家族への情報提供の充実	町の広報紙やホームページ、冊子やパンフレットの配布、情報を記録した録音媒体の提供等、多様な広報・情報媒体を通じて、障がい福祉に関するサービスや各種支援制度等の内容を分かりやすく紹介し、障がいのある人やその家族が、自分に合ったサービスを自由に選択し、適切に利用できるよう、情報提供手段を充実させます。	介護福祉課 協働のまちづくり課
ピアサポート ²⁰ の情報提供	障がいのある人やその家族同士が互いに支え合う関係を作るため、同じ障がいのある人同士が安心して話をするのできる場を紹介します。	介護福祉課
複合的な課題を踏まえた相談支援体制の充実	障がいのある人やその家族、高齢化する介護者等が抱える様々な悩みや困りごとに対し、的確かつ迅速な相談支援ができるよう、町内や近隣地域の相談支援にかかわる関係機関との連携を強化しながら、相談支援体制の充実に努めます。	介護福祉課
切れ目のない相談支援の推進	相談支援にかかわる町職員の専門的知識の充実や適正配置を進めるとともに、保健医療・福祉・教育・就労等の連携強化を図りながら、切れ目のない相談支援を推進します。	介護福祉課 健康づくり課 学校教育課 子ども未来課
相談しやすい環境づくりの推進	障がい者相談員による相談活動の取組を支援する等、障がいのある人がより相談しやすい環境づくりを進めます。	介護福祉課

ピアサポート²⁰：同じような立場にある仲間が体験を語り合い、回復をめざす取組のこと。

イ 意思決定を支援するための体制の検討

取組名	取組内容	所管課
相談支援における意思決定の推進	相談者の意思決定を最優先に考え、必要と思われる支援だけではなく、支援についての複数の選択肢を紹介し、相談者の自己選択・自己決定を促す丁寧な意思決定支援に努めます。	介護福祉課
地域に向けた意思決定支援の啓発	意思決定支援に向けて、障がいのある人と地域とのつながりが生まれるきっかけづくりについて検討します。	介護福祉課 協働のまちづくり課
意思決定支援の実施に向けた協議・検討	意思決定支援について、保健医療・福祉・教育・就労の関係課・関係機関に加え、地域と連携しながら、協議・検討していきます。	介護福祉課 健康づくり課 学校教育課 子ども未来課 協働のまちづくり課

2 地域で暮らすための基盤づくり

(1) 現状と課題

当事者アンケートでは、粕屋町の暮らしやすさについて、いずれの手帳・受給者証所持者においても「暮らしやすい」、「やや暮らしやすい」を合わせた『暮らしやすい』の割合が7割を超えています。

障害者総合支援法による障がい福祉サービスや児童福祉法による通所サービスの利用状況について尋ねたところ、療育手帳の所持者では「利用している」の割合が高くなっており、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、及び特定医療費（指定難病）受給者証の所持者では「利用していない」の割合が高くなっていました。障がいのある人が、地域で充実した生活を送ることができるよう、福祉サービスの量や質を充実させていくことが重要になります。

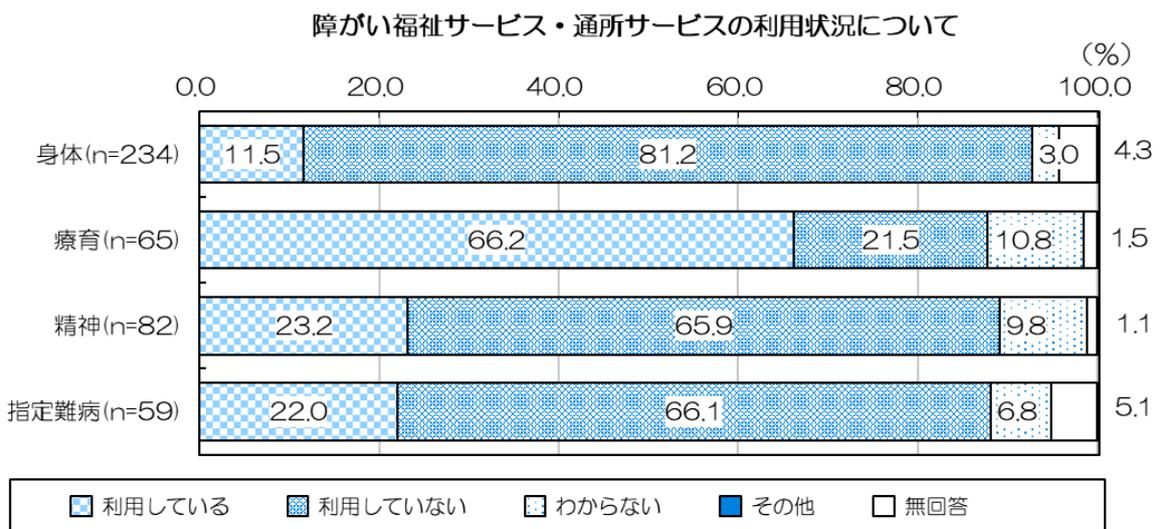
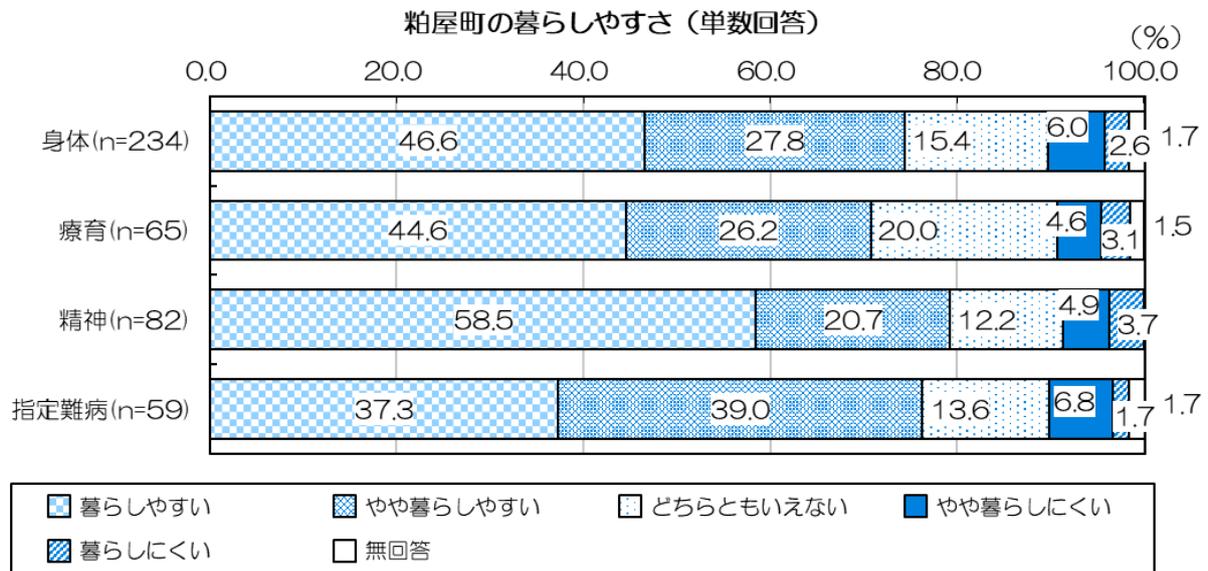
日中の過ごし方として、全体としては「家で家事等をしている」が最も多く、続いて「仕事をしている」が多くなっており、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者についても同様の傾向が見られます。一方で、療育手帳保持者では全体と比較して「日中活動できる場所に通っている」、「学校や保育所・幼稚園等に通っている」が多くなっており、特定医療費（指定難病）受給者証の所持者では全体と比較して「仕事をしている」が多くなっていきます。

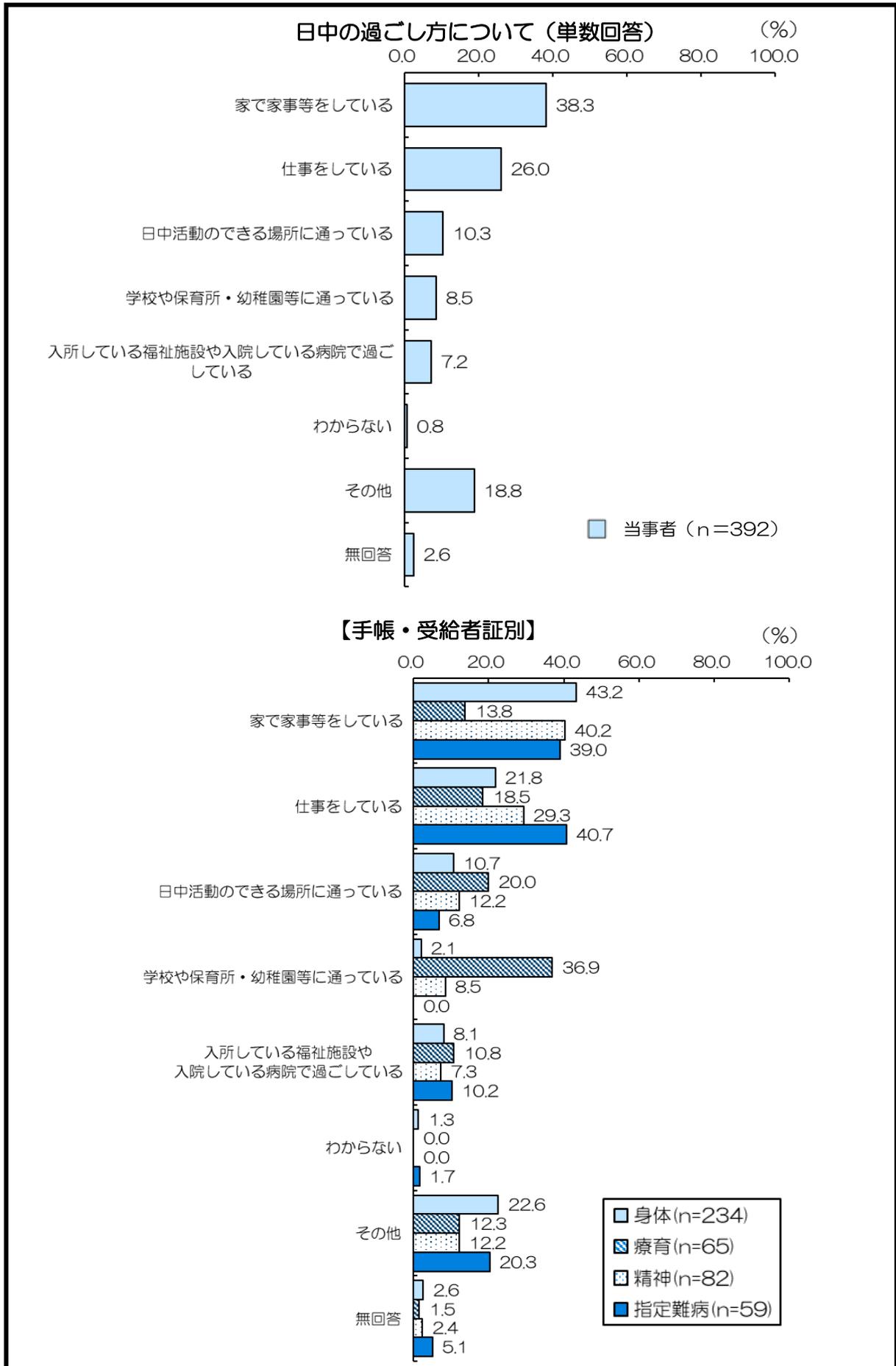
地域生活を営む上で求める支援については、「経済的な負担の軽減」が最も多く4割以上となっており、続いて「福祉のサービスが適切に利用できること」が3割以上となっています。

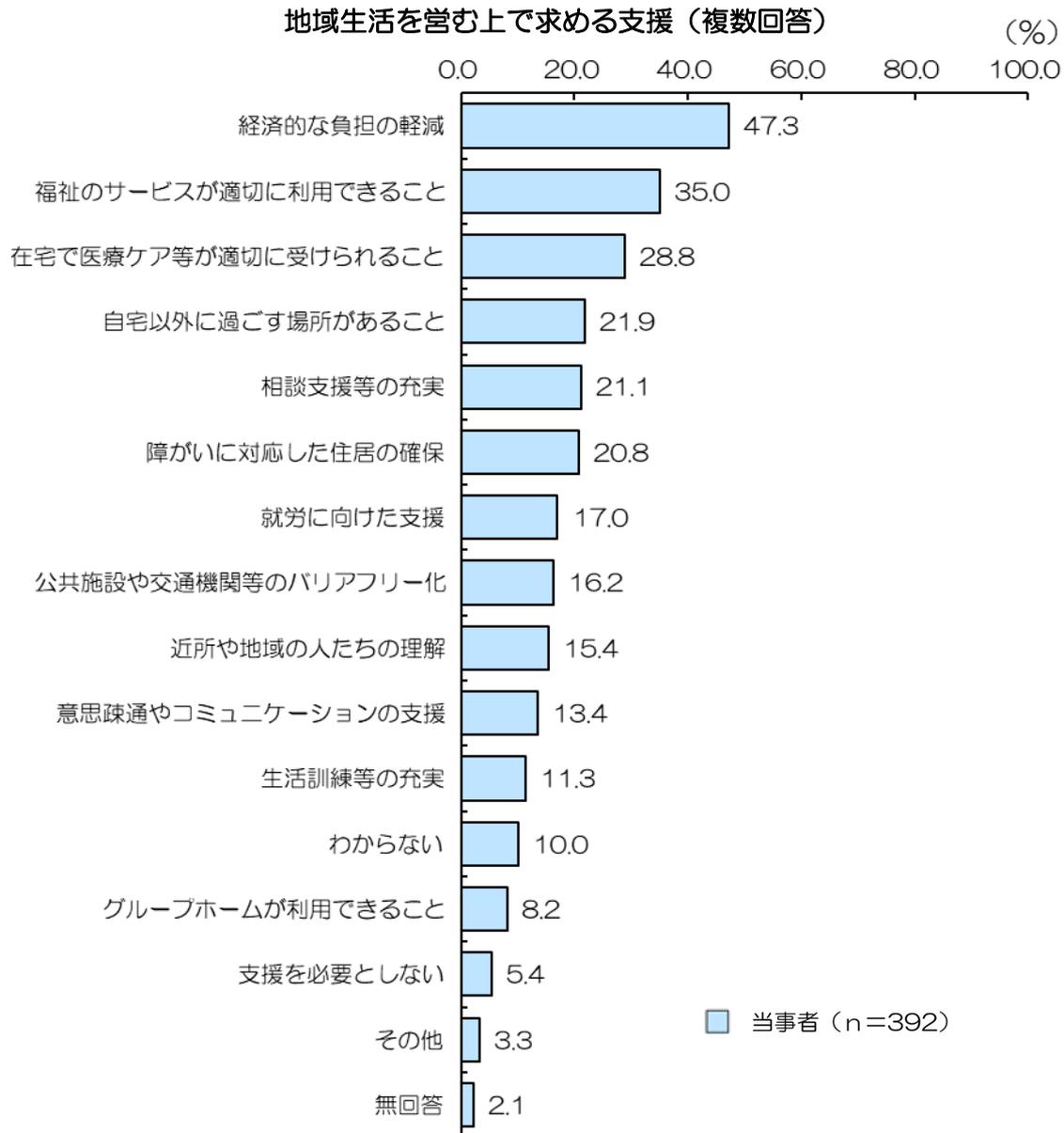
また、その他「在宅で医療的ケア²¹等が適切に受けられること」、「自宅以外に過ごす場所があること」、「相談支援等の充実」、「障がいに対応した住居の確保」が多くなっています。

医療的ケア²¹：たんの吸引や経管栄養等、日常生活を営むために必要な医療行為のこと。

福祉サービスの充実と負担の軽減が求められる一方で、日中活動の場の確保など、地域とともに総合的に生活を支援する体制を強化していく必要があります。







（2）施策の方針

障がいのある人が地域で暮らしていく上では、福祉サービスの充実と負担の軽減が求められます。また、自宅以外に過ごす場所を地域とともに作り、障がいのある人が地域に出ていきやすいように外出を支援することも重要です。障がいのある人の生活支援のための基盤づくりを進め、その人らしい日常生活、社会生活を営むことができるよう粕屋町では、

- ア 地域生活への移行支援の充実
- イ 地域生活を支援するためのサービスの充実
- ウ バリアフリーの拡充

に取り組みます。

(3) 具体的な取組

ア 地域生活への移行支援の充実

取組名	取組内容	所管課
地域生活への移行の促進	障がいのある人が、本人の希望に沿って円滑に地域生活に移行し、定着していくための支援を進めます。また、福祉施設の入所者や入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行を支援します。	介護福祉課

イ 地域生活を支援するためのサービスの充実

取組名	取組内容	所管課
日中活動の場や機会の充実	住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関や事業所、当事者団体やボランティア団体等と連携し、障がいのある人の社会参加や社会活動を促進する日中活動の場や機会の充実を図ります。	介護福祉課
移動支援の充実	障がいのある人の生活支援や社会参加をより円滑にするため、ふれあいバス（粕屋町福祉巡回バス）の利用についての周知をはじめ、移動支援の充実を図ります。	介護福祉課
日常生活用具・補装具等の利用促進	自分らしい自立した生活を支援するため、日常生活用具 ²² や補装具 ²³ 等について、適切な利用の促進を図るため啓発するとともに、給付の充実を図ります。	介護福祉課
地域生活のための経済的支援の充実	地域で安定した安心な生活を送ることができるよう、生活保護制度 ²⁴ や生活困窮者支援制度 ²⁵ を適切に運用していくとともに、各種手当等の給付や医療費の助成等を行います。	介護福祉課 総合窓口課

日常生活用具²²：障がいのある人などが安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの、障がいのある人などの日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められる用具。

補装具²³：身体障がいのある人などが装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補完するものの総称。具体的には、義肢（義手・義足）・装具・車椅子が有名。杖・義眼・補聴器も補装具にあたる。

生活保護制度²⁴：資産や能力などのすべてを活用してもなお生活に困窮する人に対して、困窮の程度に応じて必要な保護を実施し、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助長する制度。

生活困窮者支援制度²⁵：生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の尊厳を守りその意思を尊重しながら地域社会の中で自立した生活が営めるよう、関係機関等と連携し包括的な支援を行う制度。

ウ バリアフリー の拡充

取組名	取組内容	所管課
学校教育施設などのバリアフリーの推進	保育所や幼稚園、認定こども園及び学校での学習や生活面で支障をきたさないよう、介助者などの人的配置の充実を図るとともに、多目的トイレやスロープを設置するなど、災害時の避難場所としての利用も考慮しながら、学校教育施設などのバリアフリーを進めます。	介護福祉課 学校教育課 子ども未来課
公共施設・道路交通環境・公共交通関連施設等のバリアフリー化の推進	障がいのある人にとって安全で利用しやすいものとなるよう、障がいのある人の声を反映させ、関係機関との連携や協力を進めながら、公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、道路交通環境などの整備、改善に努めます。	施設管理所管課 道路環境整備課
障がい者用駐車スペースの確保	公共施設では、利便性が高い場所に余裕を持った適切な障がい者用駐車スペースの確保を進めます。	施設管理所管課 介護福祉課
公営住宅のバリアフリー化の推進	公営住宅をバリアフリー化するとともに、住戸改修の際には、可能な限りバリアフリー仕様となるよう努めます。	介護福祉課
住宅のバリアフリー化の相談及び支援	障がいのある人の住宅の環境整備に関する相談に応じ支援します。	介護福祉課
民間事業者のバリアフリー化の促進	小規模店舗等がバリアフリーに対応する際に、必要に応じて、相談に応じ支援します。	介護福祉課



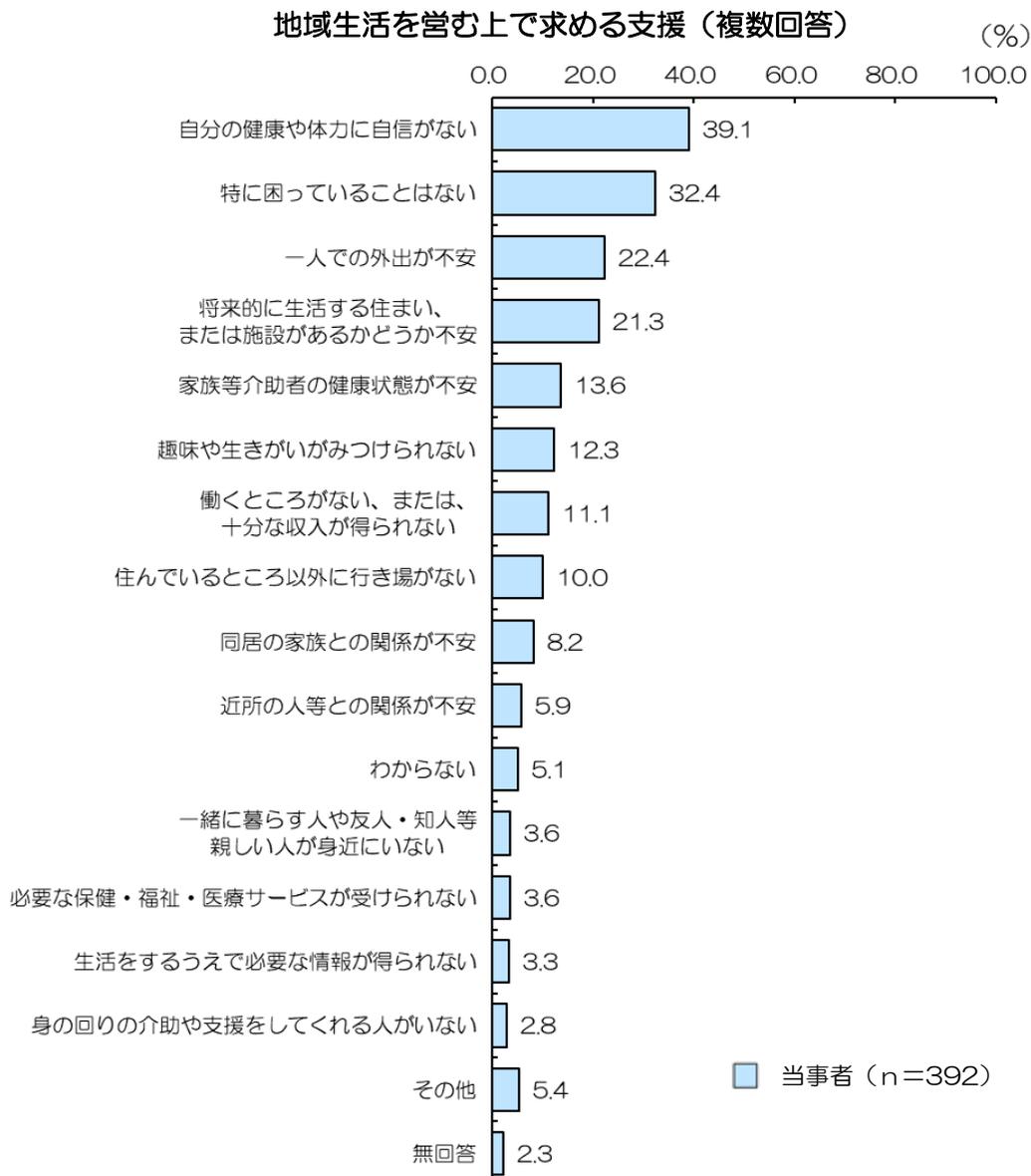
3 保健・医療サービスの充実

(1) 現状と課題

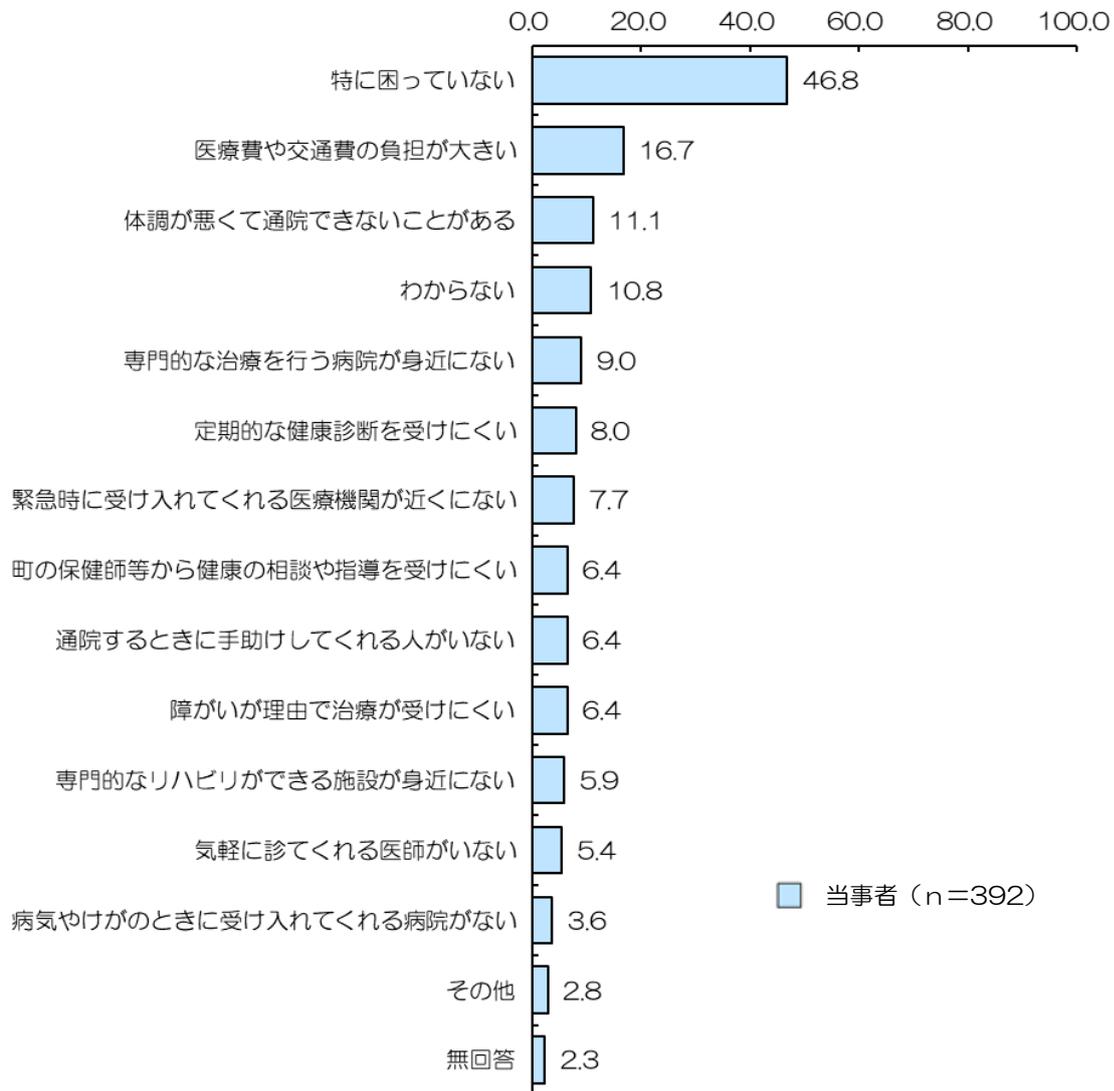
当事者アンケートにおいて、現在の生活で困っていることや不安なことについて尋ねたところ、「自分の健康や体力に自信がない」の割合が高くなっており、将来や今後の生活面に対する不安がある方の割合が多いことがわかります。

保健・医療に関して困っていることの質問では「特に困っていない」の割合が最も多く、その一方で「医療費や交通費の負担が大きい」など、経済的な負担を心配する回答も多かったです。

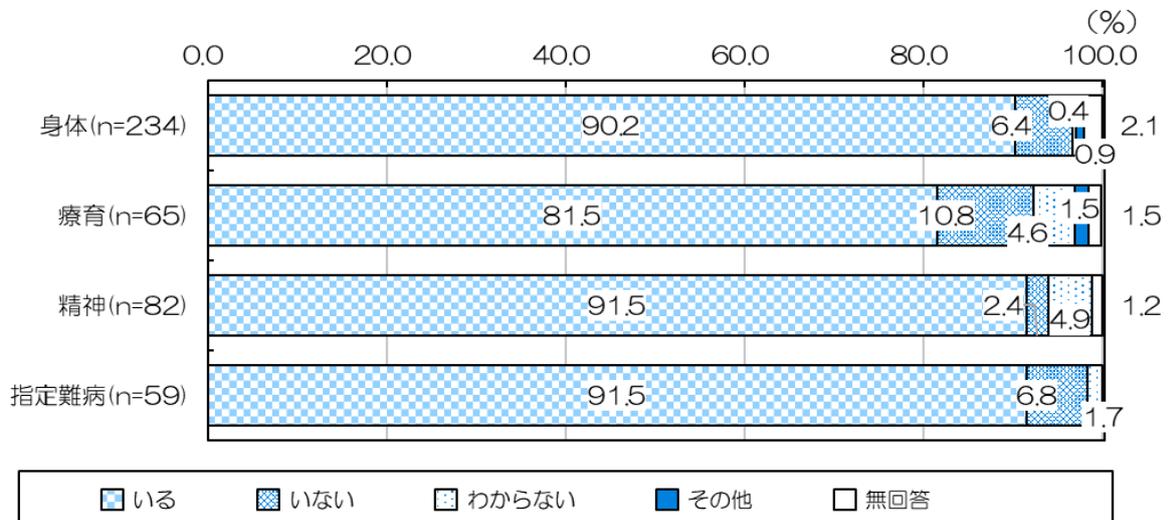
また、かかりつけ医の有無について尋ねたところ、いずれの手帳・受給者証所持者においても「いる」の割合が最も高く、特に身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、及び特定医療費（指定難病）受給者証の所持者では9割を占めていました。



保健や医療に関して困っていることについて（複数回答） (%)



相談できるかかりつけ医の有無（単数回答）



(2) 施策の方針

保健・医療に関連する不安を解消するとともに、安心感をもって地域で暮らしていくことができるよう粕屋町では、

- ア 障がいの早期発見・早期支援のための相談サポートの充実
- イ 疾病等の予防・治療の推進
- ウ 保健・医療サービスやリハビリテーションの充実
- エ 難病患者等への支援の充実

に取り組みます。

(3) 具体的な取組

- ア 障がいの早期発見・早期支援のための相談サポートの充実

取組名	取組内容	所管課
障がいの早期発見・早期支援のための連携体制づくりの推進	乳幼児健康診査等の母子保健事業や巡回相談 ²⁶ ・年長児相談会 ²⁷ 等の療育支援事業 ²⁸ の充実、また保育所や幼稚園、認定こども園等での保育・教育活動において、障がいの早期発見のための体制の充実を図り、関係機関と連携を強化しながら早期支援につなげます。	健康づくり課 子ども未来課 学校教育課 介護福祉課
当事者とその家族に寄り添った相談支援の充実	障がい受容の観点等から、児童や保護者等の個々の状況に応じた相談支援をていねいに進めながら、適切な療育の場や発達支援の機会につなげます。	健康づくり課 子ども未来課 学校教育課 介護福祉課
医療的ケア児の支援のための協議の場づくり	医療的ケアの必要な子どもが適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けます。	健康づくり課 子ども未来課 学校教育課 介護福祉課
強度行動障がい ²⁹ の支援ニーズの把握と関係機関の連携体制の構築	強度行動障がいを有する障がいのある人の支援体制の強化を図るため、状況や支援ニーズを把握し、関係機関との連携に努めます。	子ども未来課 学校教育課 介護福祉課

巡回相談²⁶：発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所や幼稚園からの申請に基づいて園を訪問し対象児の観察や担任からの情報収集をする。その後、支援会議を開催し、対象児に対する集団の中での具体的な支援方法や保護者への支援等について助言をするもの。

年長児相談会²⁷：町内の5歳児を対象として、発達に遅れや偏りなどがある幼児の早期発見、早期療育、保護者の理解促進を目的として実施する事業。

療育支援事業²⁸：障がいのある子どもに対して、障がいを軽減、改善し、発達を促していくために、医療、訓練、保育、教育などを組織的に実施すること。

強度行動障がい²⁹：食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが長時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮が必要な状態にある障がいのこと。

イ 疾病等の予防・治療の推進

取組名	取組内容	所管課
健康相談・健康教育の実施	障がいの悪化や原因となる疾病等を予防し、生活習慣病の早期発見・早期治療を図るため、各種健（検）診の受診や健康相談、健康教育等を実施します。	健康づくり課
障がいのある人の健康増進	健康づくりを支援するため、障がいのある人やその家族等に対する日常的な健康管理や健康づくりに関する知識の普及や情報の提供、健康相談、受診しやすい健（検）診体制の整備、保健指導の充実、健康教育の推進に努めます。	健康づくり課

ウ 保健・医療サービスやリハビリテーションの充実

取組名	取組内容	所管課
切れ目のない保健・医療サービスの提供体制の構築	障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえつつ、身近な圏域で、いつでも必要かつ適切な切れ目のない保健・医療サービスを受けることができるよう、関係機関との連携を進めます。	介護福祉課 健康づくり課 総合窓口課
精神障がいへの理解促進と早期発見・早期受診の促進	精神障がいに対する正しい理解を促進するために、講演会の開催、冊子やパンフレットの配布等の広報活動を通して、普及啓発に努めます。また、うつ病等の早期発見と早期受診は自殺対策の観点からも重要であり、町民への普及啓発のほか、精神科医療機関等との連携を進めます。	介護福祉課 健康づくり課
精神疾患に対する受診しやすい体制の整備	粕屋保健福祉事務所、医療機関、相談支援事業所 ³⁰ 等の関係機関との連携を強化し、未受診や治療中断者等、きめ細かい支援が必要な人に対応できる体制づくりを進めます。また、ひきこもり状態にある人やその家族への支援策のさらなる充実について検討します。	介護福祉課
精神障がい者が地域で安心して暮らせる支援体制の整備	地域活動支援センター ³¹ や相談支援事業所等による利用者への日常的な関わりや、土日休日・夜間の対応等、精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、関係機関と連携した支援体制づくりを進めます。	介護福祉課

相談支援事業所³⁰：障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう障がい福祉サービス等の利用計画の作成や地域生活への移行に向けた支援、一般的な障がい者相談などを行う事業所のこと。

地域活動支援センター³¹：障害者総合支援法に基づく、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの機会を提供するなど、障がいのある人の日中の活動をサポートする場。

取組名	取組内容	所管課
精神障がい者の地域移行の促進のための連携	精神障がいのある人の退院と社会復帰を促進するため、保健・医療・福祉関係者等と連携を図りながら支援します。	介護福祉課
地域におけるリハビリテーション体制整備の支援	地域での自立した生活を支えていくため、障がいの程度に応じた継続的かつ総合的な治療や訓練を提供できるよう、関係機関と連携しながら、地域におけるリハビリテーション体制整備の支援に努めます。	介護福祉課

エ 難病患者等への支援の充実

取組名	取組内容	所管課
難病患者及びその家族等への相談支援体制の強化	粕屋保健福祉事務所と連携し、医療機関と協力しながら、難病患者やその家族等への専門的な相談支援の強化に努めます。また、必要に応じ「福岡県難病相談・支援センター ³² 」につなぎます。	介護福祉課
難病に関する理解の促進	難病に対する地域、一般事業者への正しい知識の啓発や合理的配慮のための情報提供を行います。	介護福祉課
難病患者の在宅支援のための連携体制整備	難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、保健・医療・福祉関係者が連携した支援体制の充実に努めます。	介護福祉課
難病患者の在宅支援の推進	難病患者やその家族の在宅生活を支援するため、医療費助成制度や在宅重症難病患者レスパイト入院事業 ³³ 等の情報提供を行います。	介護福祉課

難病相談・支援センター³²：難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、難病の患者及びその家族、その他の関係者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言をし、難病の患者の療養生活の質の維持向上を支援することを目的に都道府県が設置する機関。

在宅重症難病患者レスパイト入院事業³³：在宅で人工呼吸器又は補助人工心臓を使用する難病患者が、家族等の介護者の不在により在宅療養が困難になった場合に、福岡県が契約している病院に一時的に入院し療養を継続する事業。

4 災害・犯罪からの安全・安心対策の推進

(1) 現状と課題

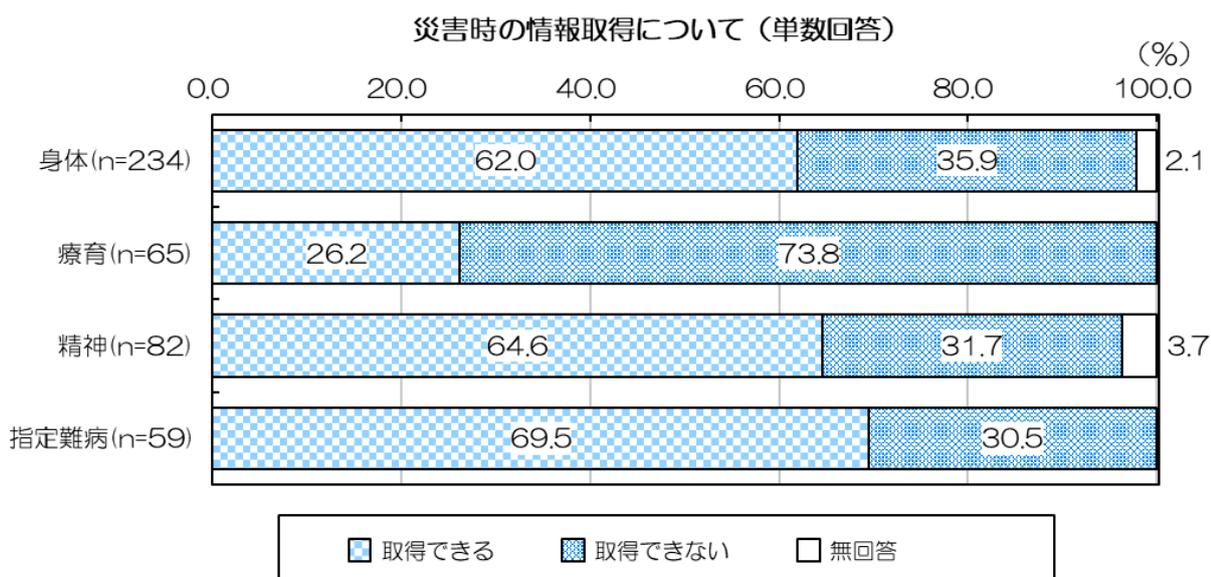
当事者アンケートにおいて、災害時または災害が起こりそうなときに自分自身で情報を取得できるかどうか尋ねたところ、いずれの手帳・受給者証所持者においても「取得することができない」と回答した人が3割を超えており、特に療育手帳所持者は7割以上と高く、災害時の情報伝達手段を充実させる必要があります。

また、災害時や災害が起こりそうなときに一人で避難場所へ避難ができるかどうか尋ねたところ、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者は「避難場所があるところを知っていて、一人で避難できる」の割合が高く、療育手帳所持者は「避難場所があるところは知らないし、一人では避難できない」の割合が高くなっていました。

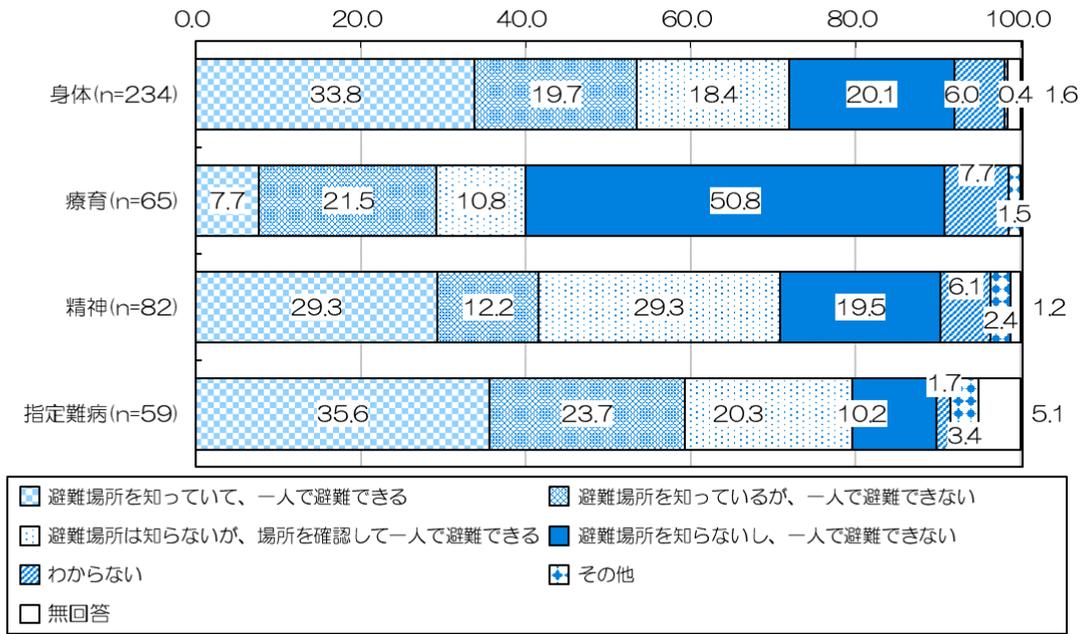
次に、避難の際の手助けをしてくれる人について尋ねたところ、いずれの手帳・受給者証所持者においても「家族・親戚」の割合が高くなっており、災害発生時に「家族・親戚」以外に助けを得ることができる人の割合は2割以下となっています。

これらのことから、災害時に障がいのある人に対する適切な情報伝達と、避難の必要がある場合は、家庭内だけではなく地域全体で協力し、迅速な避難誘導と安全確保を図るため、互いに助け合いながら取り組んでいく方策を検討する必要があります。

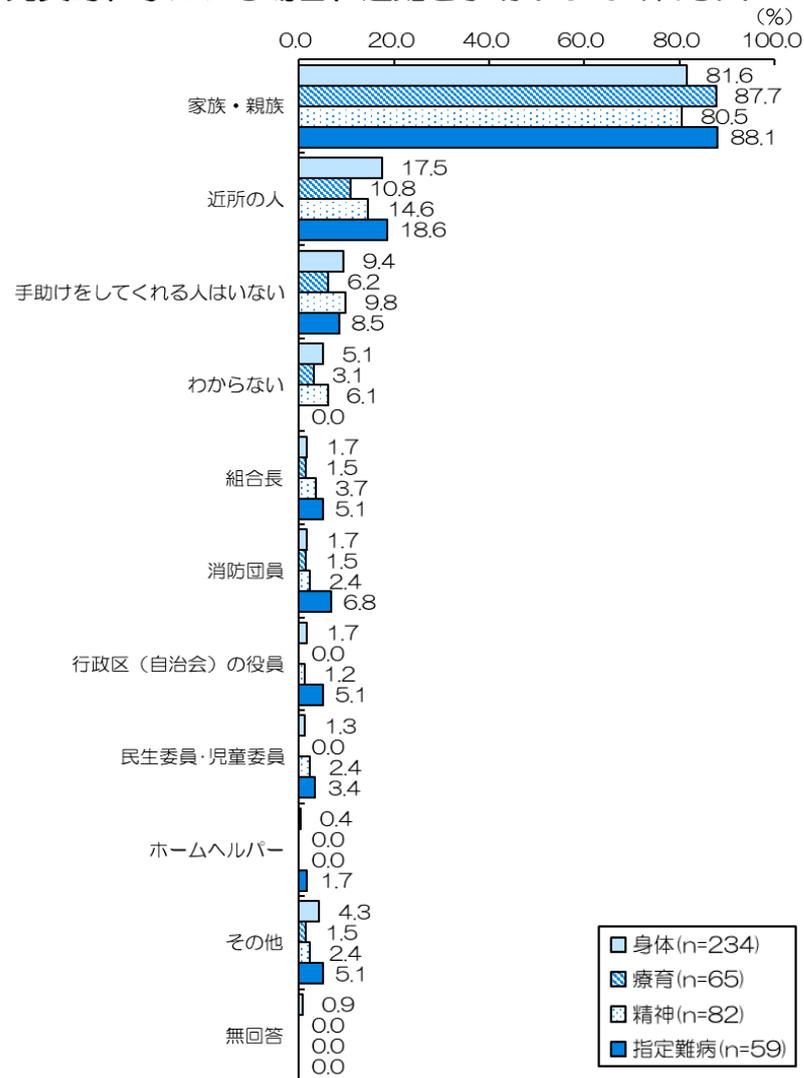
また、防犯に関しては、消費者保護に関する情報提供を充実し、障がいのある人も障がいのない人もともに安心して暮らせるよう地域や警察と連携し、犯罪に巻き込まれない環境づくりをすることが、安全安心な暮らしの提供につながります。



災害時の1人での避難について（単数回答）



発災時、家にいる場合、避難を手助けしてくれる人



(2) 施策の方針

障がいのある人が災害や犯罪に巻き込まれることなく安全で安心して地域で暮らすためには、行政だけではなく地域との連携が重要になります。

そこで、粕屋町では、

ア 災害時の避難行動支援体制の充実

イ 地域を巻き込んだ防犯対策の推進

に取り組みます。

(3) 具体的な取組

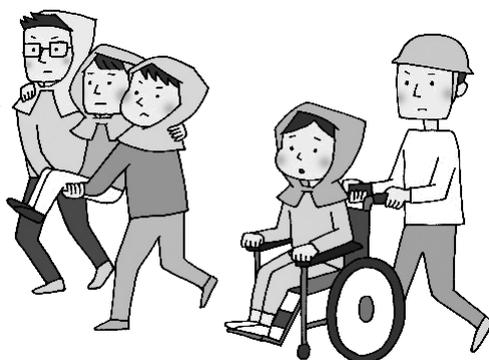
ア 災害時の避難行動支援体制の充実

取組名	取組内容	所管課
障がいの特性に応じた災害情報の伝達	災害時の避難行動にかかわる情報伝達について、電話やファックス、インターネットや電子メール、防災無線等を活用し、要配慮者の特性に応じた方法を工夫するとともに、その利用を促すための周知を図ります。	介護福祉課 協働のまちづくり課
避難行動要支援者 ³⁴ の把握と地域への情報提供	災害対策基本法に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、障がいのある人等の要配慮者のうち、自ら避難することが困難な人たちを円滑かつ迅速に避難させるため、特に支援を要する人たち（避難行動要支援者）の把握に努めます。 また、本人の同意に基づき、避難の手助けをしてくれる地域支援者に、事前に情報提供を行います。	介護福祉課 協働のまちづくり課
避難行動要支援者と地域との関係づくりの促進	見守りや声かけ等、地域における福祉活動による避難行動要支援者と日常的なかかわりを深める取組を支援します。	介護福祉課 協働のまちづくり課
障がいのある人に対応した避難訓練の促進	災害時を想定し、定期的な避難訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織や避難行動要支援者を支援する人たち、障がい福祉サービス事業所等と、町の福祉・消防・防災部門が連携を強化しながら、要配慮者への緊急通報から避難誘導に至るまでの地域をあげた支援体制の確立に努めます。	介護福祉課 協働のまちづくり課
障がいのある人の特性に応じた避難体制の整備	災害時に必要となる様々な対応を想定しながら備蓄を進めるとともに、災害時の避難所生活において要配慮者の特性に応じて配慮し、その後の受け入れ先として民間福祉施設が活用できるよう施設側との協議を進め、施設の確保に努めます。	介護福祉課 協働のまちづくり課

避難行動要支援者³⁴：高齢者、障がいのある人、乳幼児など、防災上において特に配慮を要する人のうち、災害発生などの緊急時の避難に特に配慮を要する人のこと。

イ 地域を巻き込んだ防犯対策の推進

取組名	取組内容	所管課
防犯活動の充実	振り込め詐欺や、悪質商法等の消費者被害にあわないよう、また不審者対策等について、警察等と連携しながら防犯対策の強化を進めるとともに、出前講座 ³⁵ 等を開催しながら地域における防犯活動の充実を図ります。	地域振興課 協働のまちづくり課
成年後見制度の周知	悪質商法等の消費者被害から財産権を守っていくため、成年後見制度の活用について、周知に努めます。	介護福祉課



出前講座³⁵：町民が、町政などについて知りたい、聞きたいことを講座メニューの中から選び、町職員が公民館や集会所などに出向いて講座を開催するもの。

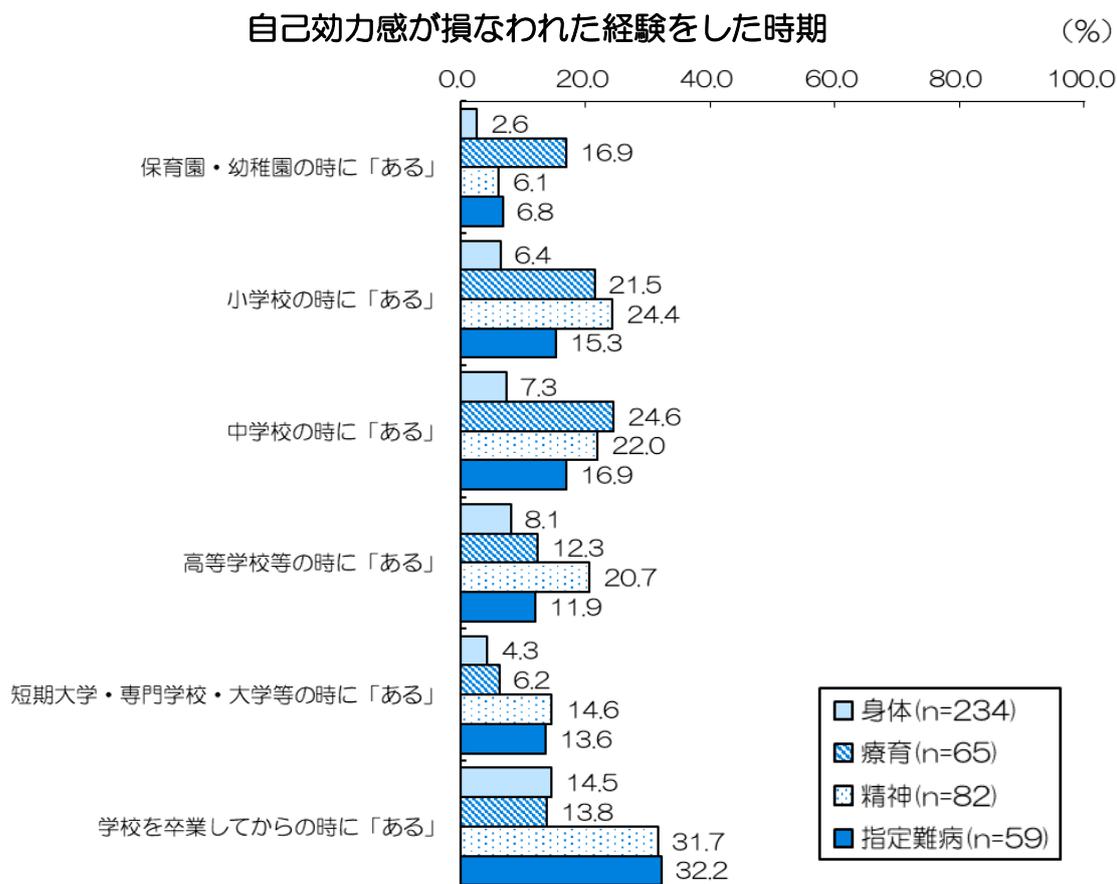
基本目標3 地域で暮らす選択肢を充実させます

1 学びの機会の充実

(1) 現状と課題

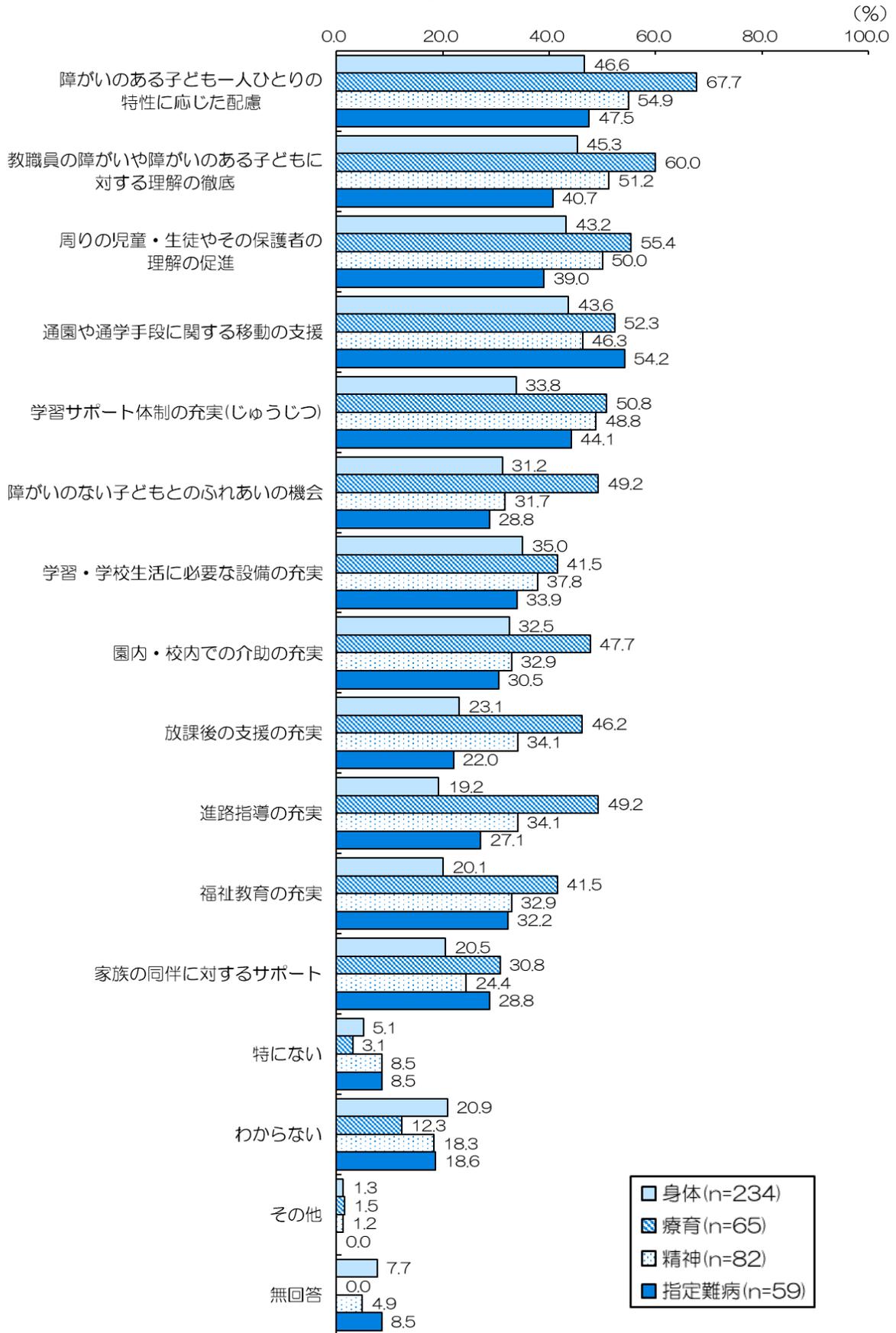
当事者アンケートで自己効力感³⁶が損なわれた経験をした時期について尋ねてみると、「ある」と回答した方がいずれの時期でも見られ、療育手帳所持者では保育園・幼稚園から中学校までが多くなっており、精神障害者保健福祉手帳の所持者では小学校以降が多くなっています。

また、学校や保育所・幼稚園での生活を送るうえで必要なことについて尋ねると、いずれの手帳・受給者証所持者でも「障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じた配慮」、「教職員の障がいや障がいのある子どもに対する理解の徹底」については4割以上となっていることから、障がいのある子どもの自立や社会参画に向けて、一人ひとりの障がいの状況を把握し、持っている力を高め生活や学習上の困難を解決できるよう、適切な指導及び支援が必要になります。



自己効力感³⁶：目標を達成するための能力を自らが持っていることと認識すること。

学校や保育所・幼稚園での生活を送るうえで必要なことについて



(2) 施策の方針

一人ひとりの障がいの特性に合わせた適切な療育と教育の場・機会を充実することにより、障がいのある子どもの社会参加を目指します。そのために粕屋町では、

- ア 乳幼児から学校卒業後までの相談支援体制の充実
- イ 療育の場や発達支援の機会の充実
- ウ 乳幼児期や学齢期のともに育つ場と学校教育の充実
- エ 学校における進路指導・就労指導の充実

に取り組みます。

(3) 具体的な取組

- ア 乳幼児から学校卒業後までの相談支援体制の充実

取組名	取組内容	所管課
切れ目のない相談支援体制の整備	乳幼児期から学齢期(学校在籍中)における一貫したかかわりと相談支援体制を関係機関と連携しながら充実させ、学校を卒業した後の生活支援につないでいきます。	介護福祉課 子ども未来課 健康づくり課 学校教育課
相談支援体制の充実	多様化する児童・生徒が抱える課題に対し、専門的な相談支援ができる体制づくりを関係機関と連携しながら進めます。	介護福祉課 子ども未来課 健康づくり課 学校教育課
保護者支援の充実	家庭と教育と福祉の連携を推進していくため、支援に関する情報や相談窓口が一目で分かるような保護者向け説明ツールの活用、保護者同士の交流の場の充実、ペアレントメンター ³⁷ の養成、事業所等に対するペアレントプログラム ³⁸ やペアレントトレーニング ³⁹ の実施を推進します。また、家庭の複合課題に関して相談窓口で対応し、家族等が必要とする支援の担当課と連携します。	介護福祉課 子ども未来課

ペアレントメンター³⁷：自らも発達障がいのある子の子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

ペアレントプログラム³⁸：発達障がいやその傾向がある子どもの育児に不安がある保護者、仲間づくりに困っている保護者などを、保育士や保健師、福祉事業所などの地域の支援者が、効果的に支援できるよう開発されたプログラム。

ペアレントトレーニング³⁹：子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラム。

イ 療育の場や発達支援の機会の充実

取組名	取組内容	所管課
療育支援体制の充実	就学前の障がいのある子どもの育児に係る相談体制の充実に努めるとともに、より身近な地域において適切な支援を受けることができるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所等と協力しながら、療育の場や発達支援の機会の確保に努めます。	介護福祉課 子ども未来課 健康づくり課 学校教育課
教育と福祉の連携体制の整備	学齢期に入ってから、療育や発達支援を適切に受けられることができるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所等と協力しながら教育の場や機会の確保に努めます。	介護福祉課 子ども未来課 学校教育課

ウ 乳幼児期や学齢期のともに育つ場と学校教育の充実

取組名	取組内容	所管課
教職員研修の充実	多様化する児童・生徒が抱える課題に対し、人権に配慮した専門的かつ実践的な対応ができるよう、小・中学校における教職員研修の充実を図ります。	学校教育課
特別支援教育の充実	障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえ、指導方法、指導内容、教材等を工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し、その可能性を最大限に発揮できるよう特別支援教育の充実を図ります。	学校教育課
保育所等訪問支援の活用促進	合理的配慮を実践に移すため、保育所・幼稚園・学校等における保育所等訪問支援の活用を促進します。	介護福祉課 学校教育課 子ども未来課
学校教職員への福祉等専門職による支援の推進	合理的配慮を実践するため、児童生徒の必要に応じてクラス担任等に福祉や医療の専門職を紹介する等、教育と福祉の連携を推進します。	介護福祉課 学校教育課
教育と福祉と家庭の連携の推進	保護者のふくおか就学サポートノート ⁴⁰ の作成と活用について勧奨するとともに作成・活用を支援します。また、進学に際して、連絡会等を通じて教育保育施設、学校間でのふくおか就学サポートノートの引継ぎをします。	学校教育課 子ども未来課 介護福祉課

ふくおか就学サポートノート⁴⁰：子どもの関係者が、子どものことを理解し、子どもが一貫した継続性のある支援を受けることができるように作成するもの。

取組名	取組内容	所管課
保育所・幼稚園の障がい児対応力向上の推進	ともに育つ場や機会を確保するため、職員の加配の充実や障がい児保育対応力向上研修及び医療的ケア研修の紹介等、保育所や幼稚園、認定こども園における障がいのある子どもの受け入れを促進します。	子ども未来課
特別支援学級 ⁴¹ と通常学級の児童生徒の交流機会の充実	小・中学校において、特別支援学級の児童生徒が通常学級でともに学習したり、学校行事や部活動等の場で交流したりするなど、ともに学ぶ環境づくりを充実させます。	学校教育課
福祉教育の充実	学習活動や行事等の学校生活の充実を図るため、幅広い分野の関係機関との交流や連携を深めるとともに、保護者や住民等との交流の機会を設けていきます。	学校教育課
読書バリアフリー ⁴² への対応	障がいのある人の生涯にわたる学習活動を支援するため、読書バリアフリーに対応した資料を収集するとともに、支援設備の充実に努めます。	社会教育課

エ 学校における進路指導・就労指導の充実

取組名	取組内容	所管課
希望に基づく進路指導・就労支援の推進	障がいのある子どもの希望をもとに、その有する可能性を活かして自立と社会参加が進められるよう、多様な進路の確保について関係機関に働きかけ、複数の選択肢を示す進路指導や就労指導に努めます。	学校教育課

特別支援学級⁴¹：小学校や中学校で、障がいのある児童生徒を対象にした少人数の学級です。自立活動や各教科等を合わせた指導など、障がいによる学習や生活の困難を克服するための特別な指導を、児童生徒のニーズに応じて実施する場。

読書バリアフリー⁴²：障がいの有無にかかわらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるというもの。

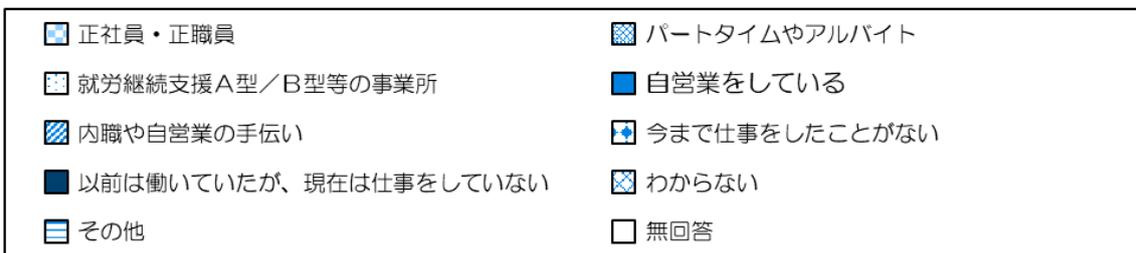
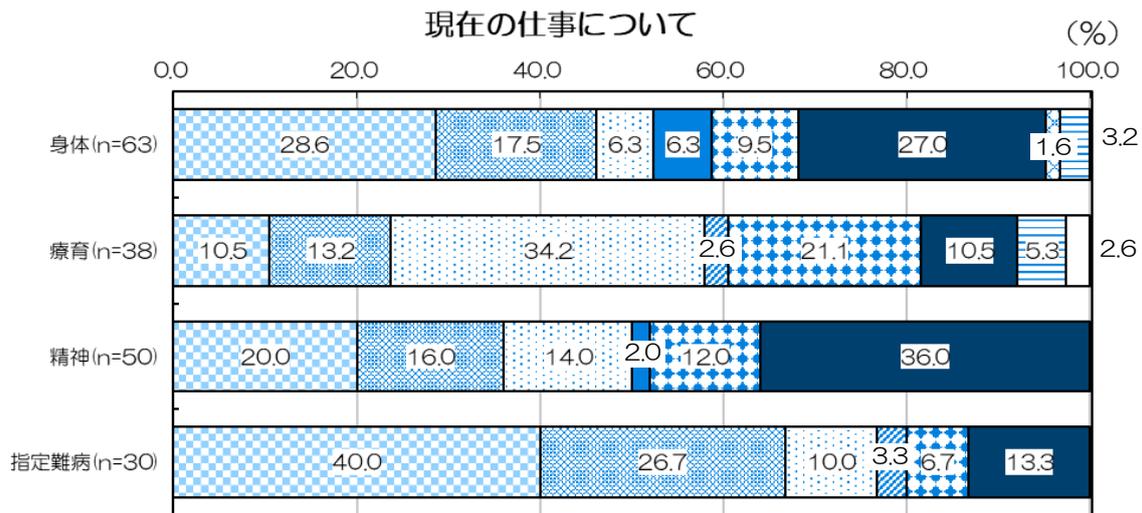
2 雇用と就労の充実

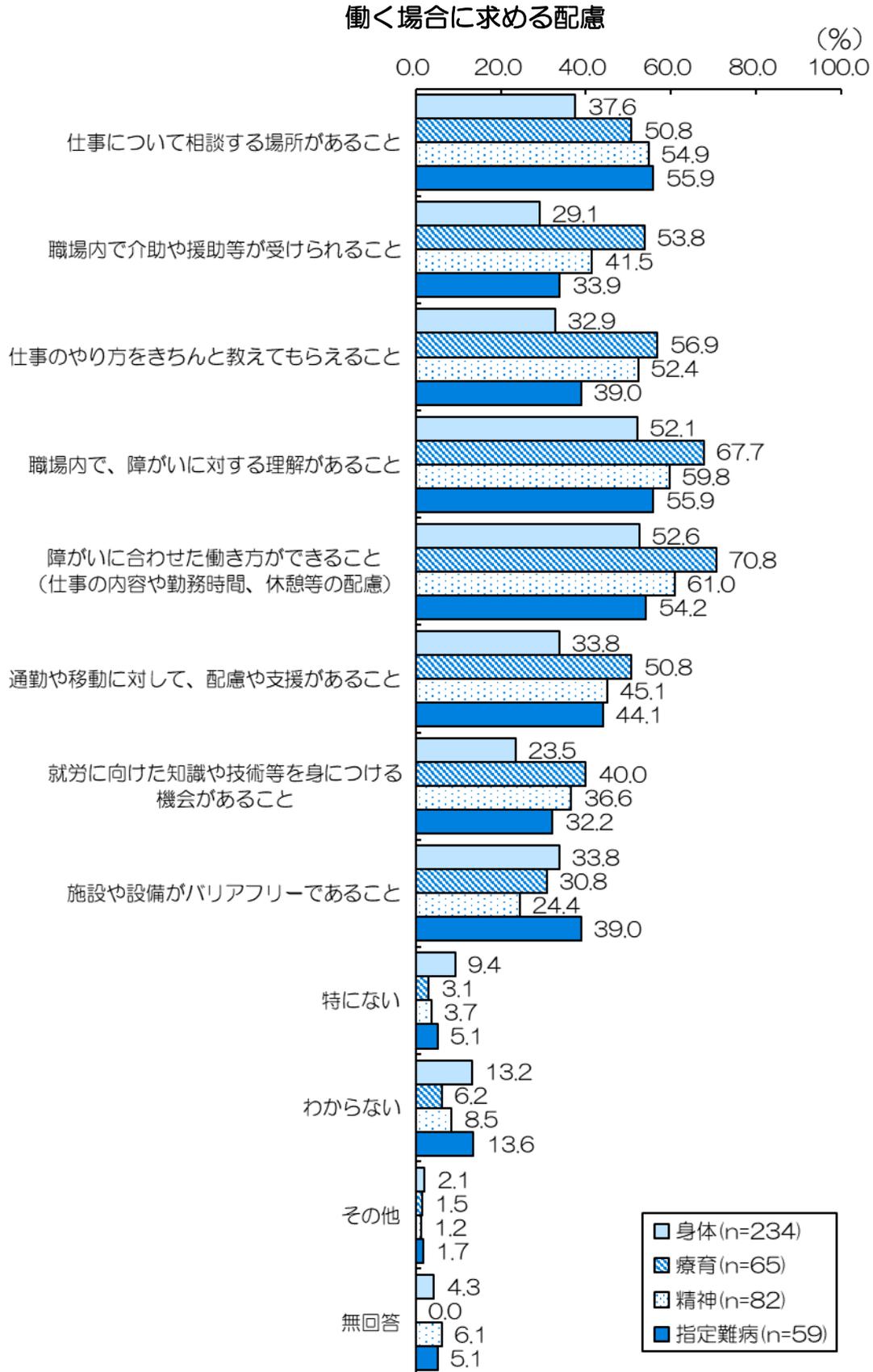
(1) 現状と課題

当事者アンケートにおいて、現在の仕事について尋ねたところ、いずれの手帳・受給者証所持者においても就労していると回答した割合が高くなっていました。

その一方で、「以前は働いていたが、現在は仕事をしていない」「今まで仕事をすることがない」という回答も一定数あり、障がいのある人が本人の希望や能力に応じた仕事に就き、豊かな生活を送ることができるよう雇用と就労の支援を充実する必要があります。

働く際に求める配慮について尋ねたところ、いずれの手帳・受給者証所持者においても「障がいに合わせた働き方ができること（仕事の内容や勤務時間、休憩等の配慮）」や「職場内で、障がいに対する理解があること」が多くなっており、町内の企業に対して、障がいのある人の雇用と理解の啓発に努めるとともに、商工会等の関係機関と連携して就労を支援していかなければなりません。





(2) 施策の方針

障がいのある人が、本人の意思や能力に応じた仕事が選択できるよう、また、就労先で障がいに対する理解と協力を得て仕事をする事ができるよう粕屋町では、

- ア 就労支援の推進
- イ 就労継続の推進
- ウ 雇用・就労に関する総合的な相談機能の充実
- エ 福祉的就労⁴³の場の充実

に取り組みます。

(3) 具体的な取組

ア 就労支援の推進

取組名	取組内容	所管課
企業への障がい者雇用の促進と啓発の充実	国や県の雇用促進事業を活用するとともに、法定雇用率の遵守、合理的配慮、不当な差別的取り扱いの禁止等をはじめ、障がいのある人の雇用促進と働きやすい職場環境づくりを促進するため、住民や事業所、関係団体等に対する啓発活動の充実を図ります。	介護福祉課
就労支援体制の強化	一般企業への就労支援等、障がいのある人の雇用や就労に関する多面的で実効性のある支援を進めていくため、関係機関と連携を図りながら、就労支援体制を強化するとともに、合理的配慮に関する啓発等を含め、企業への働きかけを推進します。	介護福祉課
雇用促進のための説明会・セミナーの開催	障がいのある人の社会参加と、障がいのある人の雇用を推進している企業や団体を支援するため、説明会やセミナーを開催します。	介護福祉課

イ 就労継続の推進

取組名	取組内容	所管課
障がい者雇用推進のためのマッチング支援	就労移行支援事業所・就労定着支援事業所に対して、障がいのある人の雇用を推進している企業や団体を紹介します。	介護福祉課
就労移行支援・定着支援事業所の資質向上支援	就労移行支援事業所・就労定着支援事業所が事業所間交流も含めた学習会や研修を実施する際の会場を提供します。	介護福祉課

福祉的就労⁴³：企業などに就職することが困難な障がいのある人が、障がいのある人を支援する施設や事業所などにおいて生産活動を行うこと。

ウ 雇用・就労に関する総合的な相談機能の充実

取組名	取組内容	所管課
障がいのある人の就労定着支援	障がいのある人の就労や職業能力の習得と向上、就労後の職場定着等を図るため、情報提供や相談支援の体制づくりを進めます。	介護福祉課
雇用・就労のための相談支援の充実	就労を希望する特別支援学校卒業生や就労移行支援事業所の通所者等に対する相談機能の充実を図ることで、就労を促進します。	介護福祉課

エ 福祉的就労の場の充実

取組名	取組内容	所管課
福祉的就労の場の充実	身近な地域において、自立した生活に必要な経済的基盤の確保や働くことによる生きがいの創出を目的とした福祉的就労の場等の充実を図ります。	介護福祉課
官公需における優先調達への推進	障がい者就労施設等への優先的かつ積極的な物品や業務の発注をより一層進めます。	全課
福祉的就労による物品・役務の提供の民間の利用促進	町内の障がい者就労施設等に一定額以上の物品・役務の発注を行っている企業に対して福祉的就労パートナー企業として認定し、認定証の交付、町広報にて顕彰するほか、各種入札等の際には該当企業に対する優遇措置を講じることを検討します。	介護福祉課 全課



3 地域での交流と活動参加の機会の充実

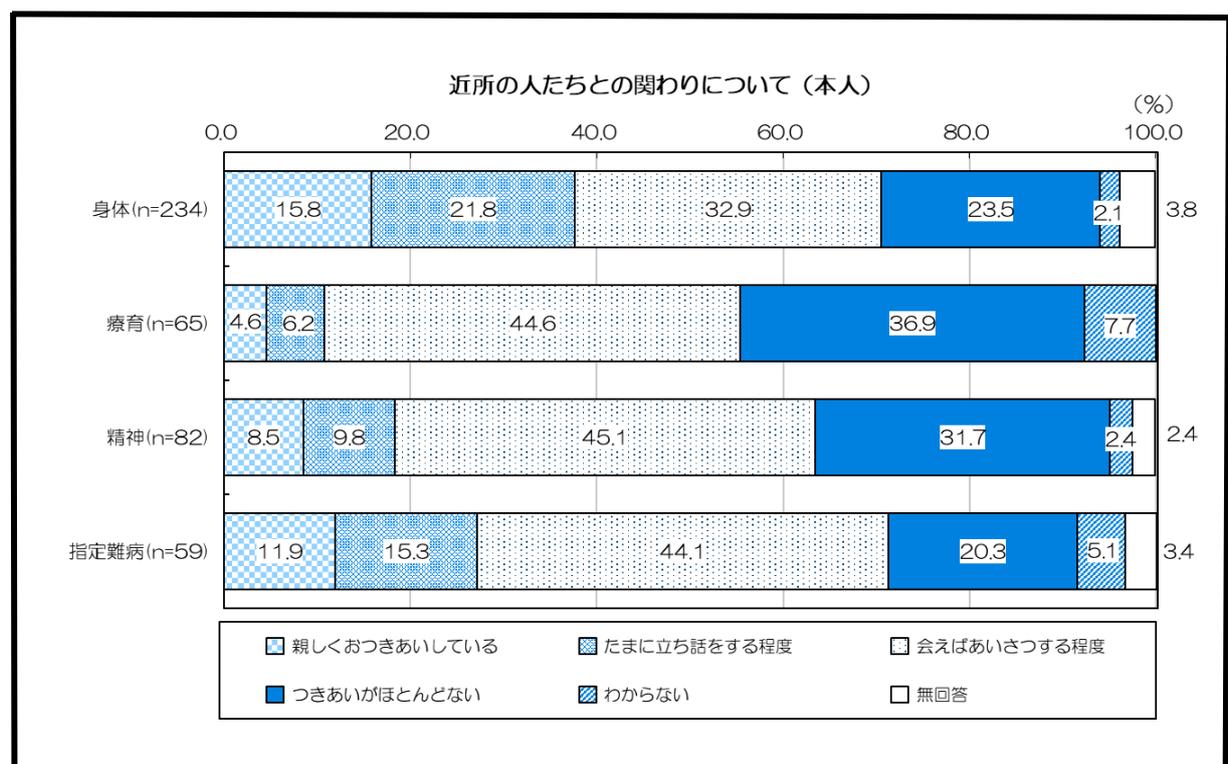
(1) 現状と課題

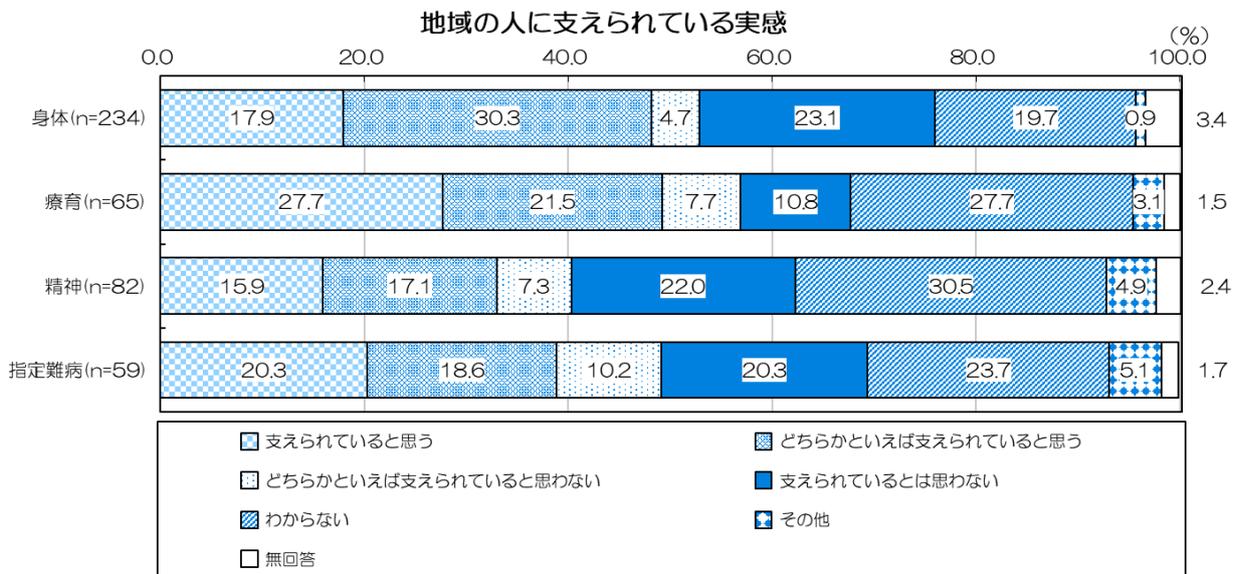
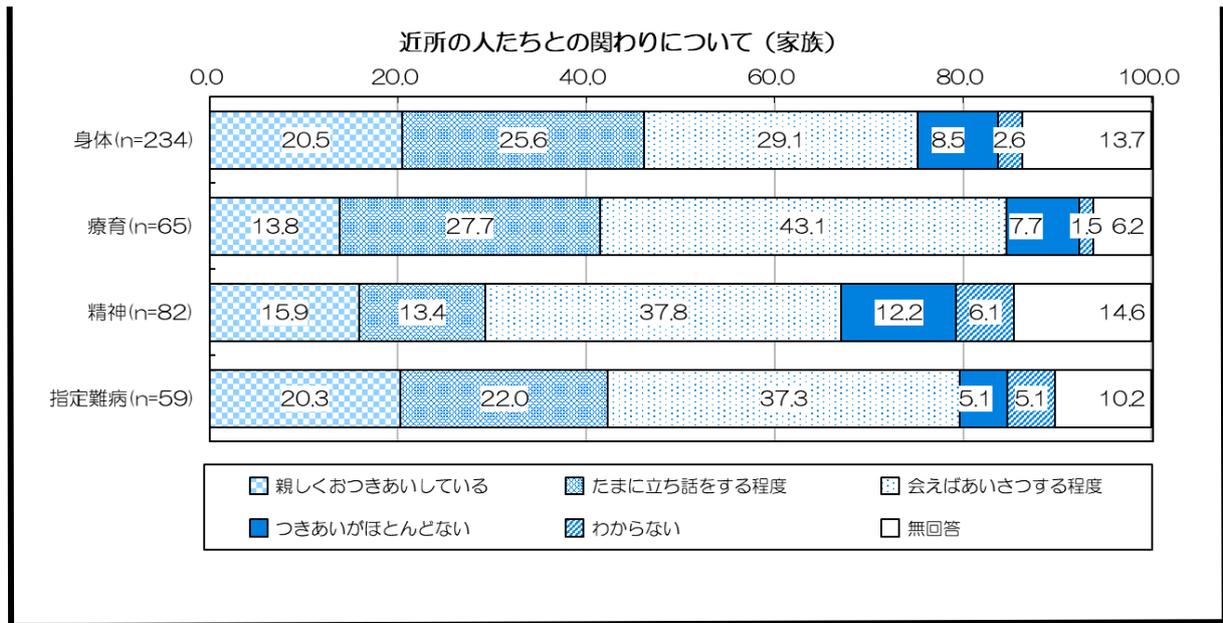
当事者アンケートにおいて、近所の人たちの関わりについて尋ねたところ、本人、家族いずれも「会えばあいさつするが、それ以上の話はしない」が多くなっており、地域コミュニティの希薄化が見られます。

一方で、地域の人たちに支えられているという実感について尋ねたところ、身体障害者手帳、及び療育手帳の所持者では「支えられていると思う」と「どちらかといえば支えられていると思う」を合わせた『地域の人たちに支えられていると思う』が多くなっており、精神障害者保健福祉手帳、及び特定医療費（指定難病）受給者証の所持者では「どちらかといえば支えられていると思わない」、「支えられていると思う」を合わせた『地域の人たちに支えられていると思わない』が多くなっています。

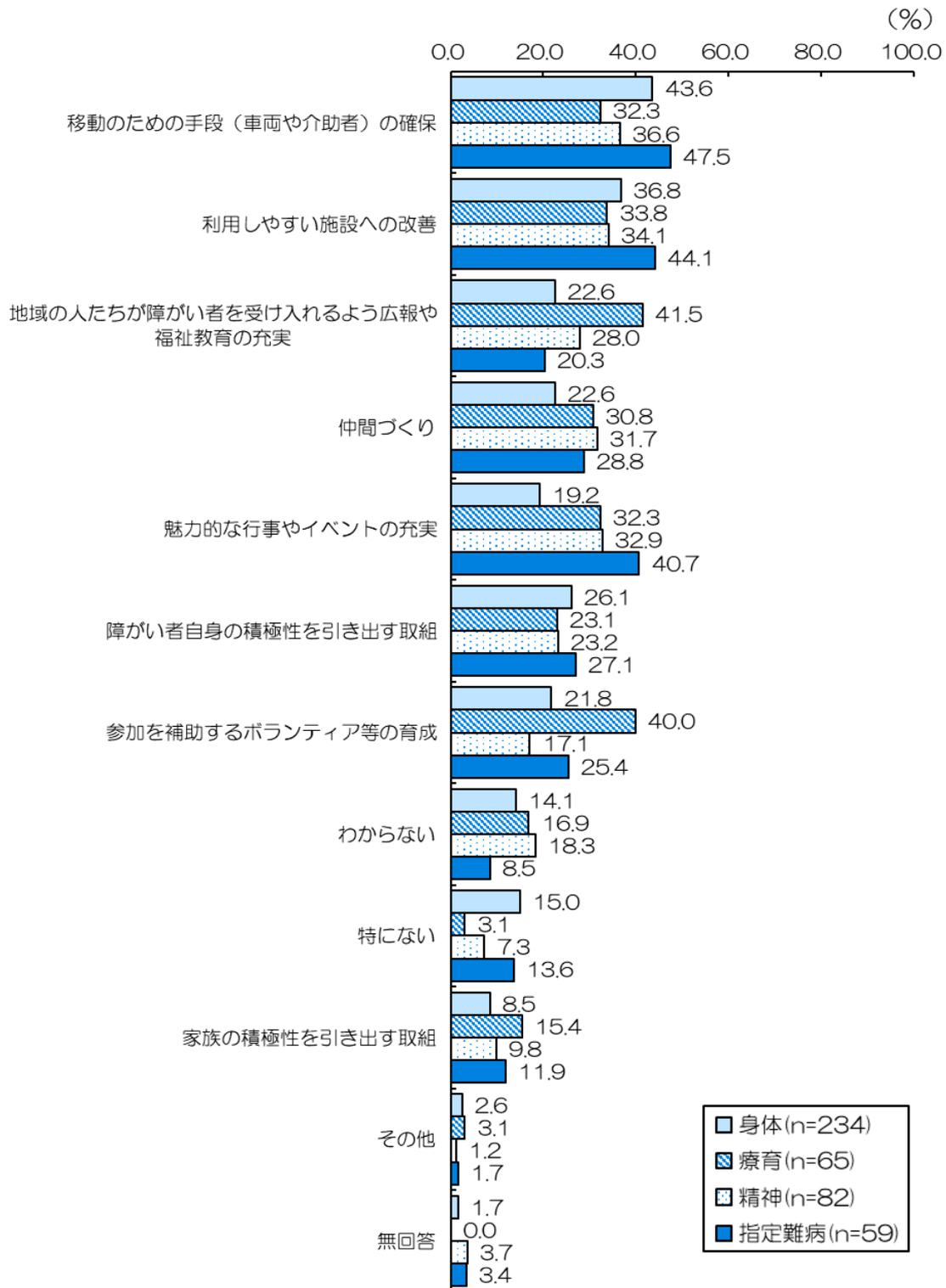
また、過去1年間で参加したレジャーやボランティア等の活動としては、いずれの手帳・受給者証所持者も「コンサートや映画の鑑賞」、「旅行・キャンプ」が多くなっています。

関係団体アンケートでは、障がいのある人が町のイベントなどに参加する際に、人員の配置や環境に配慮することで、より参加しやすくなるなどの意見がありました。

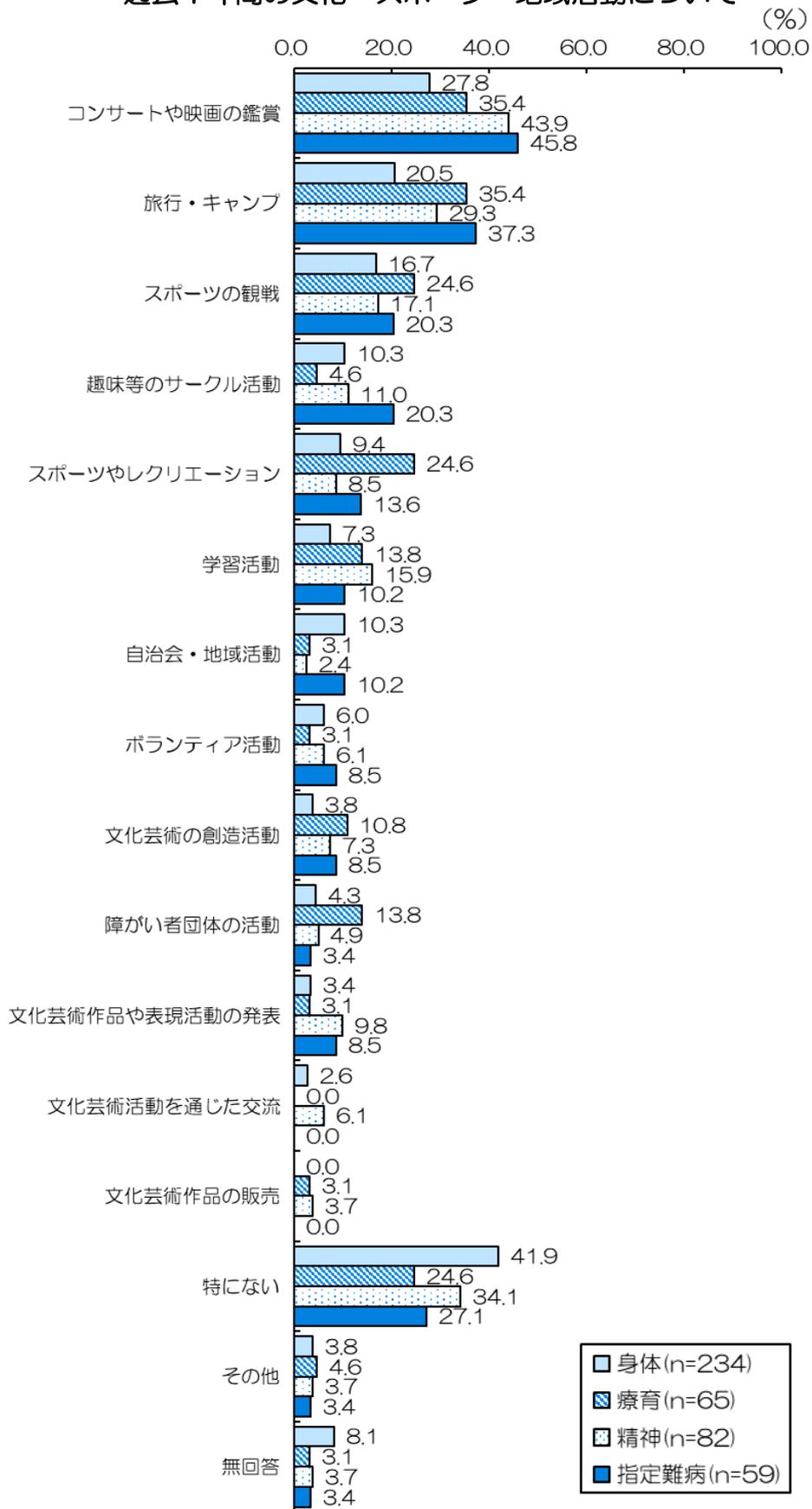




障がいのある方が地域活動に積極的に参加するために大切なこと



過去1年間の文化・スポーツ・地域活動について



(2) 施策の方針

障がいのある人の生涯における豊かな経験と学びを保障し、地域とつながり、地域における様々な活動への参加のきっかけをつくるため、地域での交流の機会やスポーツ・文化活動への参加の機会を充実させ、障がいのある人の社会参加が促進されるよう粕屋町では、

- ア 地域での交流の機会の充実
- イ スポーツ・文化活動への参加の機会の充実
- ウ 障がいのある人やその家族、団体に対する支援
- エ ボランティアの育成と活動の支援

に取り組みます。

(3) 具体的な取組

- ア 地域での交流の機会の充実

取組名	取組内容	所管課
地域におけるイベント開催の支援	合理的配慮を踏まえ、障がいの有無にかかわらず誰もが参加できるイベントの開催を支援します。また、他の参加者が、障がいのある人に対する理解を深めることにつながる地域活動や行事に対して支援します。	全課
特別支援学校児童生徒の同世代との交流機会の支援	特別支援学校に通学する児童・生徒が、町内の小・中学校の児童・生徒との交流の機会を持つことができるよう支援します。	学校教育課
地域における支え合いの促進	隣近所の気にかかる人に対して、お互いに協力しながら見守っていくなど、地域の人同士のかかわりを深め、互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。	介護福祉課
家族支援の充実	障がいのある人を支援する家族介護者の休息の機会や、家族介護者同士で悩み等を気軽に語り合える交流の場や機会について、関係機関と連携しながら充実させます。	介護福祉課 健康づくり課

- イ スポーツ・文化活動への参加の機会の充実

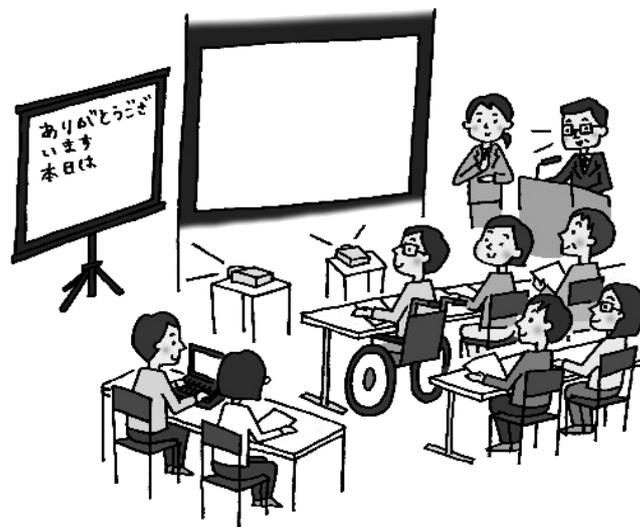
取組名	取組内容	所管課
活動参加支援者の育成	障がいのある人が様々なスポーツ・文化活動を楽しむことができるよう参加を支援する人材の呼びかけや育成を支援します。	社会教育課 介護福祉課
活動・参加の環境づくりの推進	町が実施する行事やイベント等に気軽に参加できるよう合理的配慮をし、スポーツ・文化活動やイベント等へ、参加する機会の拡大に努めます。	社会教育課 介護福祉課

ウ 障がいのある人やその家族、団体に対する支援

取組名	取組内容	所管課
当事者やその家族、団体に対する支援	障がいのある人やその家族の団体の活動を、主体性を尊重しながら支援するとともに、町民や事業所等に対する活動への理解や行事への参加を促進します。	介護福祉課
当事者団体・家族団体の支援	障がいのある人やその家族の団体の主体性を尊重しながら活動を支援します。	介護福祉課

エ ボランティアの育成と活動の支援

取組名	取組内容	所管課
ボランティア活動の支援	コミュニケーション支援や移動支援等に関わるボランティアの育成やボランティア活動をしている団体に関係機関と協力しながら支援します。	介護福祉課 協働のまちづくり課
ボランティア団体の設立支援	ボランティア活動を促進するため、地域課題の解決に向けた町民の自発的な活動団体の設立を支援します。	介護福祉課 協働のまちづくり課



第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1章 障がいのある人・障がいのある子どもへの支援

第1節 計画の基本的な考え方

1 共生社会の実現に向けた取組

自立した生活を希望する人に対する支援等を進めるにあたって、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった多様な社会参加に向けたサービス提供体制を整え、障がいのある人や障がいのある子どもの生活を地域全体で支えるシステムを実現するために、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等について取り組むとともに、地域の実情に応じた包括的な支援体制の構築を推進します。

また、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据え、継続して支援していきます。さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム⁴⁴の構築を推進します。

2 自己決定の尊重と意思決定の支援

「障がいの有無に分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会」を実現するため、障がいのある人や障がいのある子どもの自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮することを大切にします。障がいのある人が必要とする障がい福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業並びに障がいのある子どもが必要とする障がい児通所支援及び障がい児相談支援、その他支援を受けながら、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、それらのサービスや支援の提供体制の整備を推進します。

3 身近で一元的な障がい福祉サービスなどの提供

障がい種別等の違いを越えた一元的なサービスや支援の提供の仕組みのもとで、一人ひとりのニーズに応じて、可能な限り身近な地域で提供できる体制を整えていくとともに、広域的な連携を強化しながら、量や質の充実を図ります。

地域包括ケアシステム⁴⁴：重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域において、住まい・医療・介護・生活支援が一体的に提供される支援・サービス提供体制のこと。

相談支援及び障がい児相談支援においては、ケアマネジメント⁴⁵の手法を活用しながら、個人の特性をきちんと捉え、自己選択と自己決定を尊重し、意思決定を支援することが重要です。

4 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

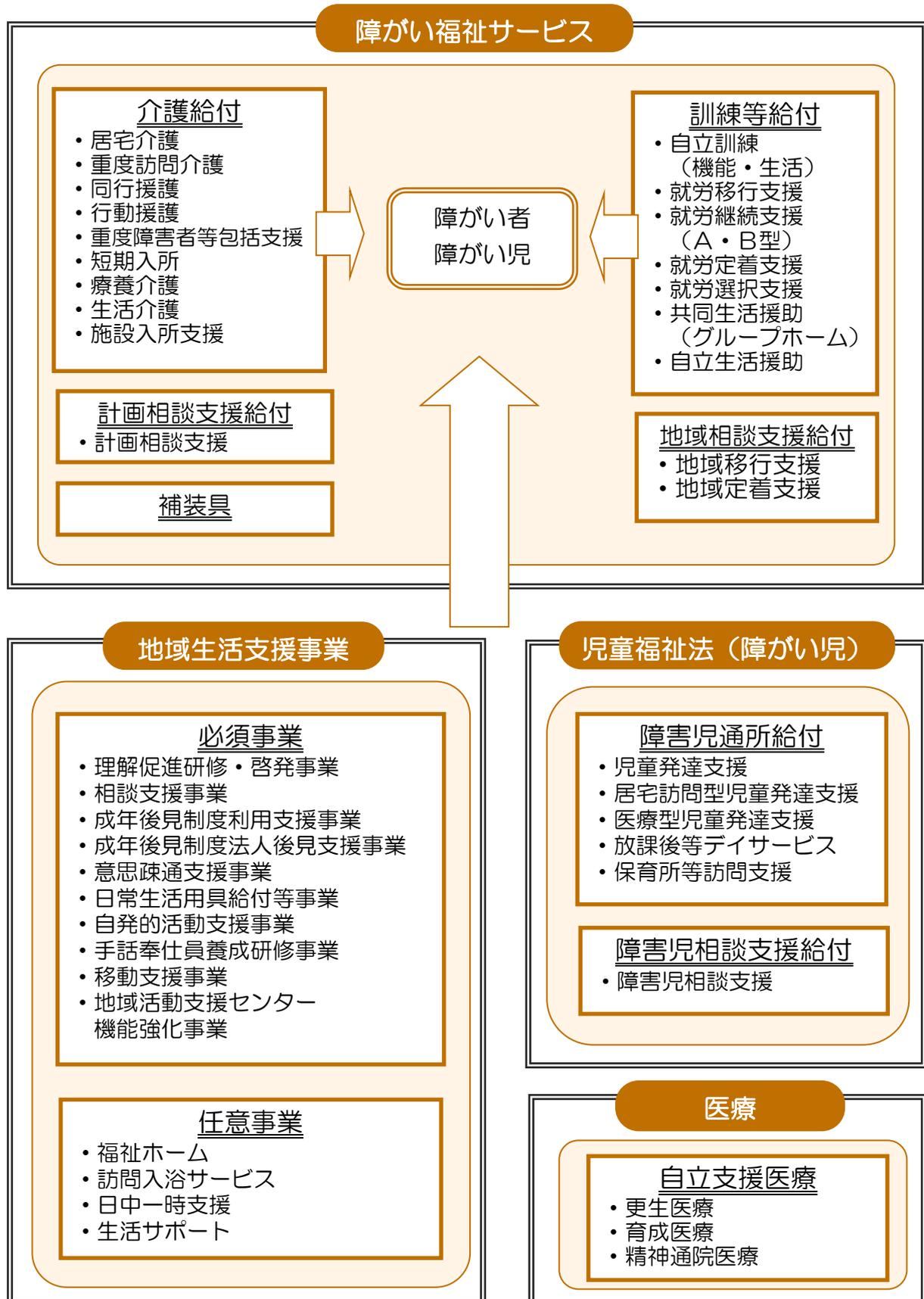
障がい児を支援するにあたっては、障がいのある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、本人の意思を尊重し、健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がいのある子ども及びその家庭に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援や障がい児相談支援の充実を図るとともに、県と連携を密に取りながら、障がいのある子どもの地域支援体制の構築を図ります。

障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。



ケアマネジメント⁴⁵：障がいのある人の地域における生活を支援するために、利用者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労等の幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法。

第2節 サービス・支援の体系



第2章 令和8年度に向けた成果目標

障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年8月5日施行）において、障がい者の意思決定の支援に配慮するよう明記されました。入院・入所者が住みたいところを選ぶ、自分の暮らしを展開するなど、障がい者本人の意思や希望、選択が尊重される仕組みと選択肢を作ることが求められています。粕屋町では、国が定める基本指針に即し、サービス利用と地域生活移行者等の実績を踏まえて、令和8年度の数値目標を次のとおり設定します。

第1節 施設入所者の地域生活への移行

1 国の基本方針に定める目標値

- ① 地域生活移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ② 施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

2 町の成果目標

地域生活を希望する障がいのある人が、安心して地域で暮らすことができるよう、居宅介護（ホームヘルプ）の利用や、共同生活援助（グループホーム）制度の周知に取り組むとともに、地域移行支援サービス等の利用を促進します。また、一般相談支援事業所や指定特定相談支援事業所等と連携し、本人や家族の生活場所やサービス利用について意思を確認し、ニーズに沿った生活に向けた支援の充実を図ります。

令和4年度末時点において福祉施設に入所している人（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅に移行する人の数を見込み、その上で、令和8年度末までに地域生活に移行する人の目標値を設定します。令和4年度末時点から令和8年度末までの施設入所者の削減に関する目標値を設定します。

① 地域生活移行者数

項目	数値	備考
施設入所者数（基準値）	20人	令和4年度末の人数（A）
目標年度施設入所者数	18人	令和8年度末時点の利用見込み（B）
【目標値】	2人	施設入所からグループホーム等への移行者数（D）
地域生活移行者数	10%	$(D) \div (A)$ （国の基準6%以上）

② 施設入所者数

項目	数値	備考
施設入所者数（基準値）	20人	令和4年度末の人数（A）
目標年度施設入所者数	19人	令和8年度末時点の利用見込み（B）
【目標値】	1人	$(A) - (B) = (C)$
削減見込み	5%	$(C) \div (A)$ （国の基準5%以上）



第2節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

1 国の基本方針に定める目標値

- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

2 町の成果目標

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めていくためには、町や関係行政機関を中心とした地域の精神保健・医療・福祉の一体的な取組の推進や保健医療等関連計画との連動に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取組の推進が必要になります。精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをするための支援にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めることが大切です。

そのため、精神障がいのある人の地域生活への移行を着実に追伸するための目標を設定します。

令和8年度末までに精神障がいのある人の包括的な支援を推進するための精神保健・医療・福祉関係者による協議の場や開催方法を検討していきます。

精神保健・医療・福祉の連携については、退院後支援会議やケース会議等も含め個別に随時対応しています。また、粕屋保健福祉事務所で開催される（保健福祉事務所主催の）粕屋地区精神障害者社会復帰促進事業の会議への出席等、関係機関との情報共有に努めていきます。

第3節 地域生活支援の充実

1 国の基本方針に定める目標値

- ① 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ② 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

2 町の成果目標

障がいのある人の重度化・高齢化や、家族による支援が難しくなったときを見据え、安心して暮らしていけるよう居住支援の機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を備えた地域生活支援拠点の整備が求められます。粕屋町では地域の実情に応じて地域生活支援拠点を糟屋中南部6町において、面的整備型（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制）で整備し、その機能強化を図ります。整備にあたっては、糟屋中南部障害者（児）地域自立支援協議会⁴⁶（以下、「糟屋中南部6町自立支援協議会」という。）を中心として、障がいのある人のニーズを総合的に捉えながら進め、運用状況の検証、検討を年1回実施していきます。

また、糟屋中南部6町自立支援協議会で強度行動障がいのある人の支援ニーズを把握するとともに、町内事業所の専門性を高めるため、県の実施する強度行動障害支援者養成研修の受講を推奨していきます。これらを踏まえ、粕屋町における成果目標を設定します。

① 地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	備考
地域生活支援拠点等の機能の充実	—	糟屋中南部6町での面的整備
支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	—	糟屋中南部6町での面的整備
支援の実績等を踏まえた運用状況の検証・検討	年1回	糟屋中南部6町自立支援協議会での検証・検討

⁴⁶ 糟屋中南部障害者（児）地域自立支援協議会⁴⁶：糟屋中南部6町（宇美町、須恵町、志免町、篠栗町、久山町、粕屋町）の障がい者等相談支援事業を円滑に推進し、障がい福祉に関する中核的な役割を果たす協議の場。

② 強度行動障害の支援ニーズ把握と支援体制整備

項目	数値	備考
強度行動障害の支援ニーズの把握	—	糟屋中南部 6 町自立支援協議会での把握
強度行動障害の支援体制の整備	—	町内事業所職員への強度行動障害支援者養成研修受講の推奨



第4節 福祉施設から一般就労への移行等

1 国の基本方針に定める目標値

- ① 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ② 就労移行支援事業、就労継続支援A型及び就労継続支援B型の一般就労への移行実績は、それぞれ令和3年度の1.31倍以上、1.29倍以上及び1.28倍以上
- ③ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ④ 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ⑤ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

2 町の成果目標

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する人の目標値を設定します。また、障がいのある人の就労定着も重要であることから、就労移行支援事業等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人が、就労の継続を図るために利用する就労定着支援事業の利用者数、事業所の就労定着率の目標値を設定します。

① 福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	数値	備考
一般就労移行者数（基準値）	19人	福祉施設を通じた令和3年度中の一般就労移行者数（A）
【目標値】 令和8年度の福祉施設を通じた 一般就労移行者数	25人	$(A) * 1.28 \text{倍以上} = (B)$
	1.31倍	$(B) \div (A)$ （国の基準1.28倍以上）

② 就労移行支援事業、就労継続支援事業の一般就労への移行

項目		数値	備考
就労移行支援事業	サービス利用者数（参考値）	31人	令和3年度中の就労移行支援利用者数
	一般就労移行者数（基準値）	14人	令和3年度中の一般就労移行者数（A）
	【目標値】 令和8年度における利用者 の一般就労移行者数	19人	$(A) * 1.31 \text{倍以上} = (B)$
		1.35倍	$(B) \div (A)$ （国の基準1.31倍以上）
就労継続支援A型	サービス利用者数（参考値）	32人	令和3年度中の就労継続支援A型利用者数
	一般就労移行者数（基準値）	4人	令和3年度中の一般就労移行者数（A）
	【目標値】 令和8年度における利用者 の一般就労移行者数	6人	$(A) * 1.31 \text{倍以上} = (B)$
		1.5倍	$(B) \div (A)$ （国の基準1.29倍以上）
就労継続支援B型	サービス利用者数（参考値）	101人	令和3年度中の就労継続支援B型利用者数
	一般就労移行者数（基準値）	1人	令和3年度中の一般就労移行者数（A）
	【目標値】 令和8年度における利用者 の一般就労移行者数	2人	$(A) * 1.28 \text{倍以上} = (B)$
		2倍	$(B) \div (A)$ （国の基準1.28倍以上）

③ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上である事業所の割合

項目		数値	備考
就労移行支援	事業所数（参考値）	14事業所	令和3年度中に利用した就労移行支援事業所数（A）
	事業所数（参考値）	7事業所	（A）の内、令和3年度中の利用終了者の一般就労への移行割合が5割以上の事業所数（B）
		5割	$(B) \div (A)$
	目標年度利用事業所数	15事業所	令和8年度中に利用する就労移行支援事業所数（C）
	【目標値】 令和8年度末における事業所数	8事業所	（C）の内、令和8年度中の利用終了者の一般就労への移行割合が5割以上の事業所数（D）
5.3割		$(D) \div (C)$ （国の基準5割以上）	

④ 就労定着支援事業の利用者数

項目		数値	備考
就労定着支援	サービス利用者数（基準値）	10人	令和3年度中の就労定着支援利用者数（A）
	【目標値】 令和8年度の福祉施設を通じた一般就労移行者数	15人	$(A) * 1.41$ 倍以上 = (B)
		1.5倍	$(B) \div (A)$ （国の基準1.41倍以上）

⑤ 就労定着支援事業利用終了後、一定期間の就労定着率

項目		数値	備考
就労定着支援	事業所数（参考値）	6事業所	令和3年度中に利用した就労定着支援事業所数（A）
	事業所数（参考値）	4事業所	（A）の内、令和3年度中の利用者の一般就労への定着率が7割以上の事業所数（B）
		6.6割	$(B) \div (A)$
	目標年度利用事業所数	7事業所	令和8年度中に利用する就労定着支援事業所数（C）
	【目標値】 令和8年度末における事業所数	5事業所	（C）の内、令和3年度中の利用者の一般就労への定着率が7割以上の事業所数（D）
7.1割		$(D) \div (C)$ （国の基準2.5割以上）	

第5節 障がい児支援の提供体制の整備等

1 国の基本方針に定める目標値

- ① 児童発達支援センター⁴⁷の設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ② 全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ③ 重症心身障がい⁴⁸児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ④ 令和8年度末までに各市町村において、医療的ケア児支援のために、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置（圏域での設置も可）及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

2 町の成果目標

児童発達支援センターは、圏域内に2か所設置済みであるため、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、糟屋中南部6町自立支援協議会の連絡会において、地域の障がい児通所支援事業所等による保育所等訪問支援等を活用していきます。

また、重症心身障がいのあるお子さんが適切な療育を受けられるよう、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域に少なくとも1か所以上確保することを成果目標とし、圏域内にて協議・検討していきます。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が情報共有し、支援について検討していきます。協議の場については、令和2年度に設置しており、今後も関係機関と協議を進めていきます。

医療的ケア児等に対するコーディネーターは、医療的ケアが必要な子どもの保護者に対して、相談支援事業を委託している事業所と連携を図り、相談支援やサービス利用に係る調整を継続して行います。医療的ケア児等に関する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置している事業所は、糟屋中南部圏域にあり、今後、町においては状況を鑑み配置を検討していきます。また、事業所に向けてコーディネーターの配置を働きかけます。

児童発達支援センター⁴⁷：地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自立した活動に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練等を行う施設。
重症心身障がい⁴⁸：重度の肢体不自由と知的障がいとが重複した状態のこと。

① 児童発達支援センターの設置

項目	数値	備考
児童発達支援センター	糟屋中南部圏域 1か所以上	令和8年度末時点の児童発達支援センターの数

② 障がい児のインクルージョン

項目	数値	備考
障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	年12回	糟屋中南部6町自立支援協議会の連絡会等の実施を取組とする。

③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の設置

項目	数値	備考
児童発達支援事業所	糟屋中南部圏域 1か所以上	令和8年度末時点の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数
放課後等デイサービス	町内1か所以上	令和8年度末時点の主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の数

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

項目	数値	備考
医療的ケア児支援関係機関会議	年1回以上	定期及び必要時開催



第6節 相談支援体制の充実・強化等

1 国の基本方針に定める目標値

- ① 各市町村において、基幹相談支援センター⁴⁹を設置等
- ② 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

2 町の成果目標

令和8年度末までに総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置について、圏域内で設置の必要性について検討します。

また、糟屋中南部6町自立支援協議会の連絡会等において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に向けて取り組みます。

① 基幹相談支援センターの設置等

項目	数値	備考
基幹相談支援センターの設置数	糟屋中南部圏域 1か所	設置の必要性について検討する。

② 協議会における地域サービス基盤の開発・改善等

項目	数値	備考
地域サービス基盤の開発・改善等のための検討	年 12 回	糟屋中南部 6 町自立支援協議会の連絡会等の実施を取組とする。

基幹相談支援センター⁴⁹：障がい者の地域における相談支援の総合的な窓口で、障がい者本人やその家族からの相談に対応し、必要に応じて関係機関と連携して支援する機関。

第7節 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

1 国の基本方針に定める目標値

- ① 障がい福祉サービス等に係る各種研修への市町村職員の参加人数見込み
- ② 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

2 町の成果目標

審査支払システムを活用し請求の過誤を無くすための取組を行います。

令和8年度末までに障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を共有するなど、サービスの質を向上させるための取組に係る体制構築について目標を設定します。

① 各種研修の参加人数

項目	数値	備考
【目標値】 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他研修への町職員の参加人数	全員	障害者福祉係職員全員が年1回参加

② サービスの質を向上させるための体制の構築

項目	数値	内容
【目標値】 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を事業所と共有する回数	年1回	審査結果を分析し事業所と共有する。年1回実施。

第8節 発達障がい者等に関する支援

1 国の基本指針に定める目標値

- ①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数

2 町の成果目標

発達障がい者等に対して適切な対応ができるよう家族に対する支援体制を確保するためペアレントプログラム等を実施します。また、ペアレントプログラム等の受講者数の目標を設定します。

① ペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数

項目	数値	内容
【目標値】 令和8年度におけるペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	20人	発達障がい児の保護者、支援者を対象にペアレントプログラムや、保護者同士の意見交換・交流の場の提供、講演会の実施



第3章 障がい福祉サービス

各事業について、令和2年度と第6期粕屋町障がい福祉計画・第2期粕屋町障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）における各サービス等の実績（見込みも含む）と見込み値について整理し、第7期粕屋町障がい福祉計画・第3期粕屋町障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）における各福祉サービス等の見込み量を算出しました。

◆ 見込み量の算出方法 ◆

令和2年度～令和5年度の各サービスの利用者数及び利用量の実績（見込みも含む）を基礎として、令和6年度以降、想定される利用者数と一人あたりの利用量を統計学的に予測し、それらを乗じることで、各サービスの見込み量を算出しました。なお、令和5年度の見込み値は、令和5年9月までの実績に基づいたものとなります。

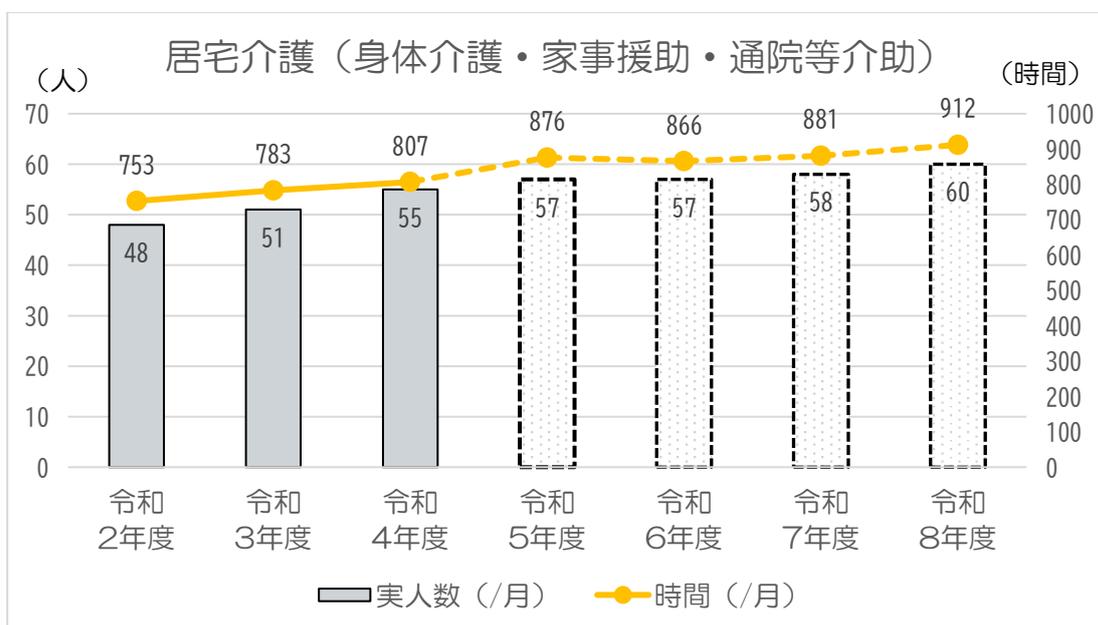
第1節 訪問系サービス

1 サービスの概要、実績及び見込み

① 居宅介護（身体介護・家事援助・通院等介助）

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたり援助します。

障がいのある人の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。



【実績及び見込み量】			実績			見込み	第7期		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	実人数	見込み	52	58	60	63	57	58	60
		(/月) 実績値	48	51	55	57			
	時間	見込み	579	853	877	894	866	881	912
		(/月) 実績値	753	783	807	876			

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を見守りも含めて総合的に実施します。

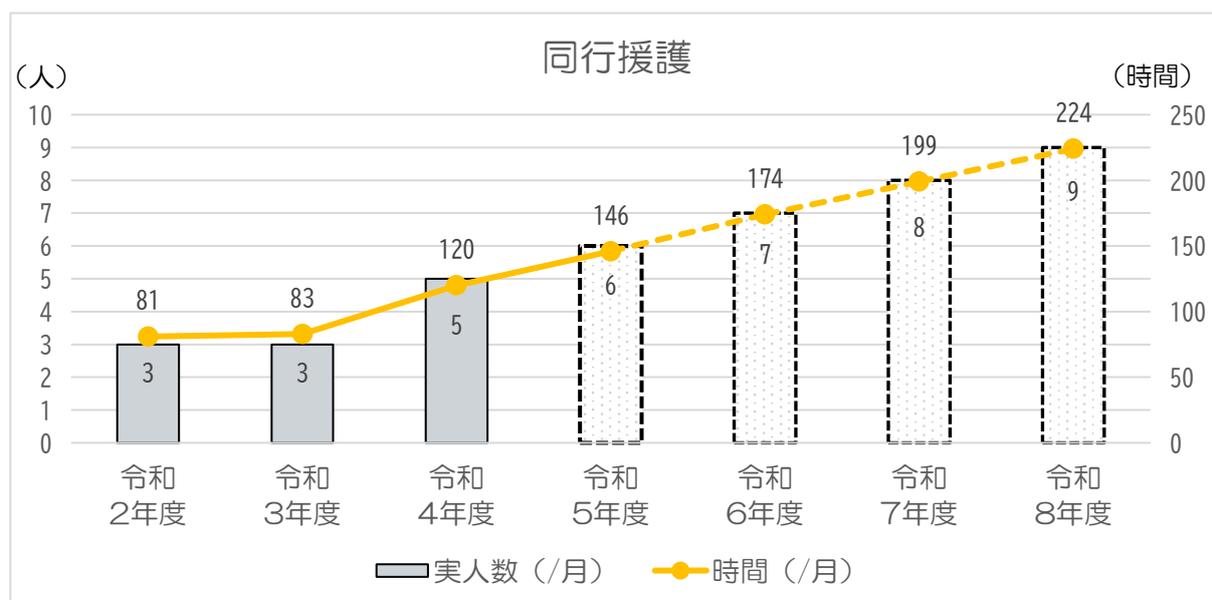
このサービスでは、生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重い障がいがある人でも、在宅での生活が続けられるように支援します。

【実績及び見込み量】			実績			見込み	第7期		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問 介護	実人数	見込み	1	1	1	1	1	1	1
		(/月) 実績値	1	0	0	1			
	時間	見込み	744	744	744	744	90	90	90
		(/月) 実績値	749	0	0	12			

③ 同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事などの介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

単に利用者が行きたいところに連れて行くだけでなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担っています。



【実績及び見込み量】			実績			見込み	第7期		
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
同行援護	実人数	見込み	4	4	4	4	7	8	9
	(/月)	実績値	3	3	5	6			
	時間	見込み	109	109	109	109	174	199	224
	(/月)	実績値	81	83	120	146			

④ 行動援護

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事などの介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。

障がいの特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを提供し、知的障がいや精神障がいのある人の社会参加と地域生活を支援します。

【実績及び見込み量】			実績			見込み	第7期		
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
行動援護	実人数	見込み	2	2	2	2	2	2	2
	(/月)	実績値	1	0	0	1			
	時間	見込み	25	25	25	25	25	25	25
	(/月)	実績値	3	0	0	21			

⑤ 重度障がい者等包括支援

常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

このサービスでは、様々なサービスを組み合わせることで手厚く提供することにより、最重度の障がいのある人でも安心して地域での生活が続けられるよう支援します。

【実績及び見込み量】			実績			見込み	第7期		
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
重度 障がい者等 包括支援	実人数	見込み	0	0	0	0	0	0	0
	(/月)	実績値	0	0	0	0			
	時間	見込み	0	0	0	0	0	0	0
	(/月)	実績値	0	0	0	0			

2 支援の方向性

障がいのある人や障がいのある子ども、難病を患っている人のそれぞれの特性に応じるため、障がい福祉サービス事業所や医療機関等との連携を強化するとともに、ヘルパー事業所等の社会資源を確保し、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスを提供できる体制づくりを推進します。

また、県・周辺自治体との連携を図り、広域的なサービス調整と新規事業所の参入を働きかけていきます。

3 現状の分析と今後の課題

居宅介護、同行援護の利用者・時間数はともに増加傾向にあります。今後も増加が見込まれるため、適切なサービス提供と支給量の適正化に努めます。また制度をさらに周知し、サービスを必要とする人のニーズに合ったサービス提供ができるよう、新規事業所開所の相談等について積極的に対応し、社会資源の増加に努めます。



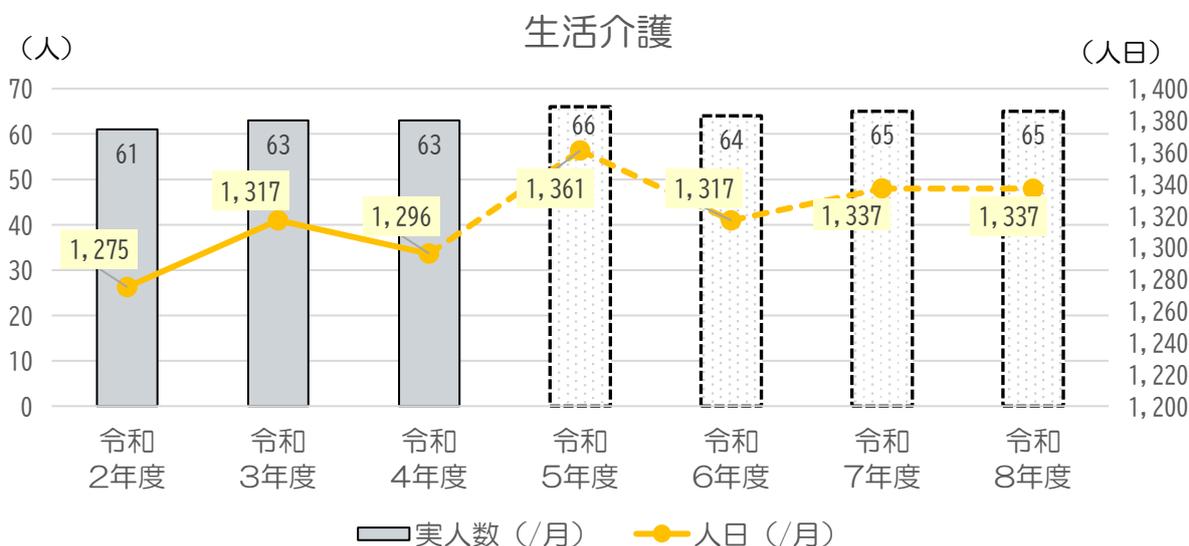
第2節 日中系サービス

1 サービスの概要、実績及び見込み

⑥ 生活介護

常に介護を必要とする人に対して、主に日中、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活などに関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

このサービスでは、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所により様々なサービスを提供し、障がいのある人の社会参加と福祉の増進を支援します。

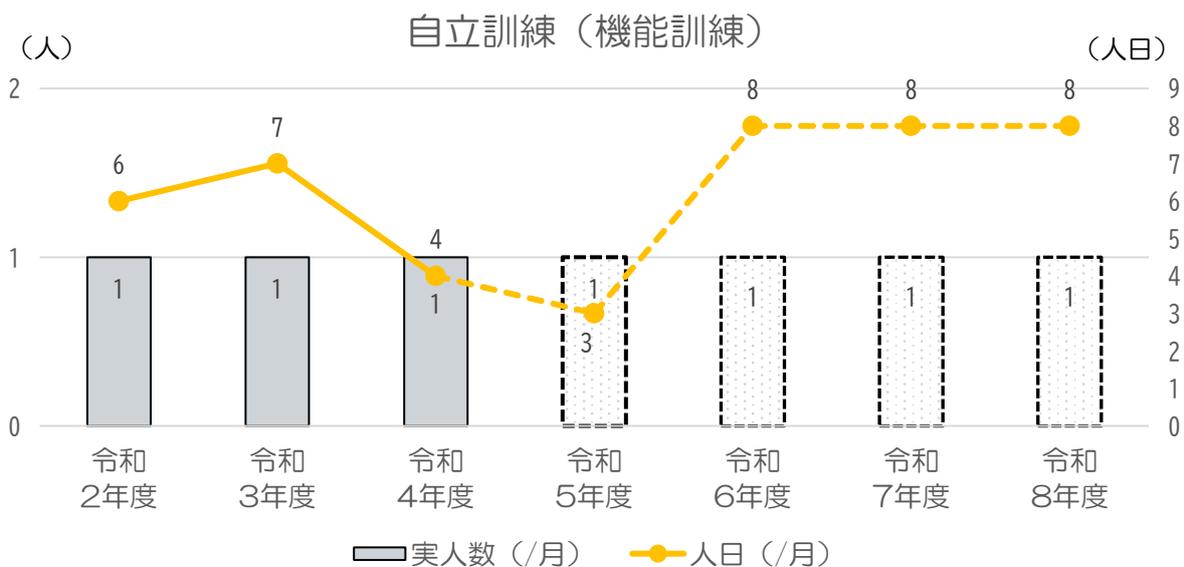


【実績及び見込み量】			実績			見込み	第7期		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	実人数	見込み	64	64	64	64	64	65	65
		(/月) 実績値	61	63	63	66			
	人日	見込み	1,305	1,305	1,305	1,305	1,317	1,337	1,337
		(/月) 実績値	1,275	1,317	1,296	1,361			

⑦ 自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある人又は難病を患っている人などに対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活などに関する相談及び助言などの支援を行います。

このサービスでは、リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事の訓練などの実践的なトレーニングを中心に一定の期間を決めて行い、障がいのある人などの地域生活への移行を支援します。



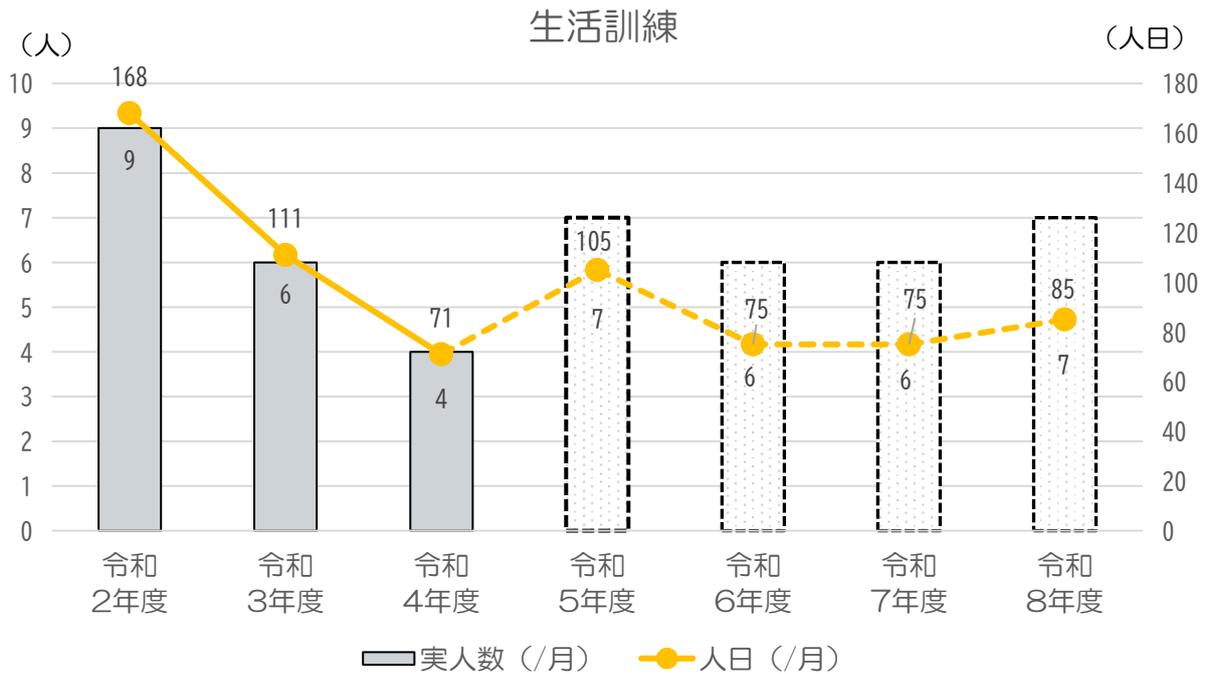
【実績及び見込み量】			実績			見込み	第7期		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (機能訓練)	実人数	見込み	2	2	2	2	1	1	1
	(/月)	実績値	1	1	1	1	/	/	/
	人日	見込み	38	38	38	38	8	8	8
	(/月)	実績値	6	7	4	3	/	/	/



⑧ 自立訓練（生活訓練）

知的障がい又は精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。

このサービスでは、施設や病院に長期入所又は長期入院していた人などを対象に、地域生活を送る上で必要なスキルを身につけることを中心に訓練を一定の期間を決めて実施し、障がいのある人の地域生活への移行を支援します。

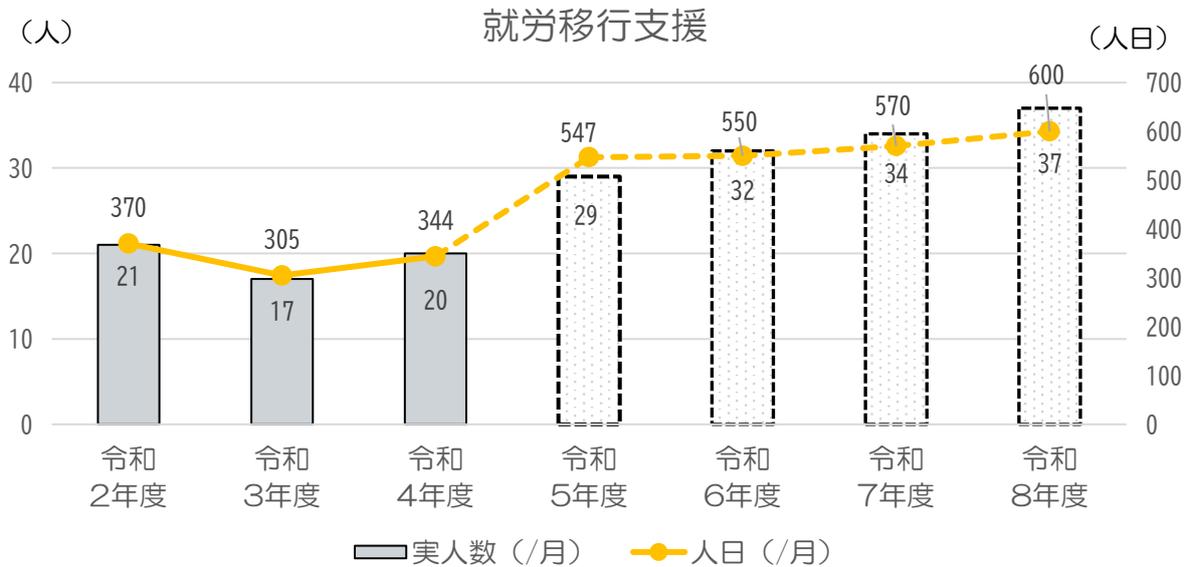


【実績及び見込み量】			実績			見込み	第7期		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (生活訓練)	実人数	見込み	5	8	8	9	6	6	7
	(/月)	実績値	9	6	4	7			
	人日	見込み	68	152	163	175	75	75	85
	(/月)	実績値	168	111	71	105			

⑨ 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、一定の期間にわたり生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や就労に関する相談や支援を行います。

このサービスでは、一般就労に必要な知識や能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着を目指します。



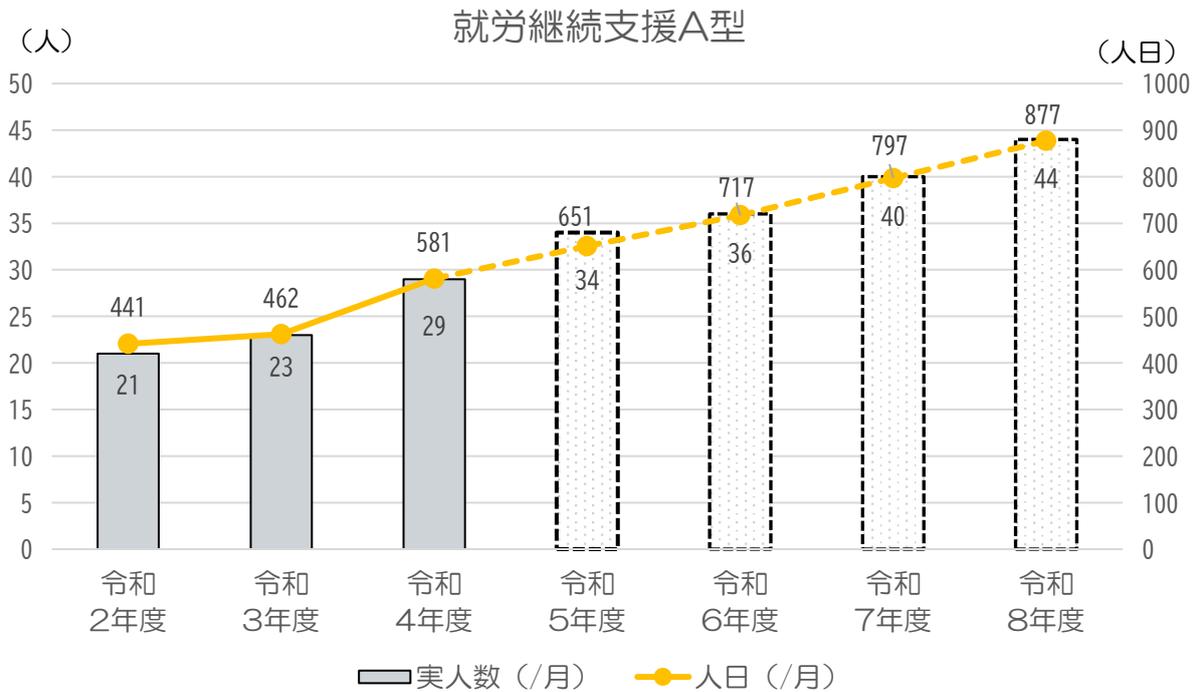
【実績及び見込み量】			実績			見込み	第7期		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	実人数 (/月)	見込み	30	30	30	30	32	34	37
		実績値	21	17	20	29			
	人日 (/月)	見込み	518	518	518	518	550	570	600
		実績値	370	305	344	547			



⑩ 就労継続支援（A型）

企業などに就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを実施します。

このサービスを通じて必要な知識や能力を高めた人は、一般就労や他のサービス利用へステップアップすることもできます。

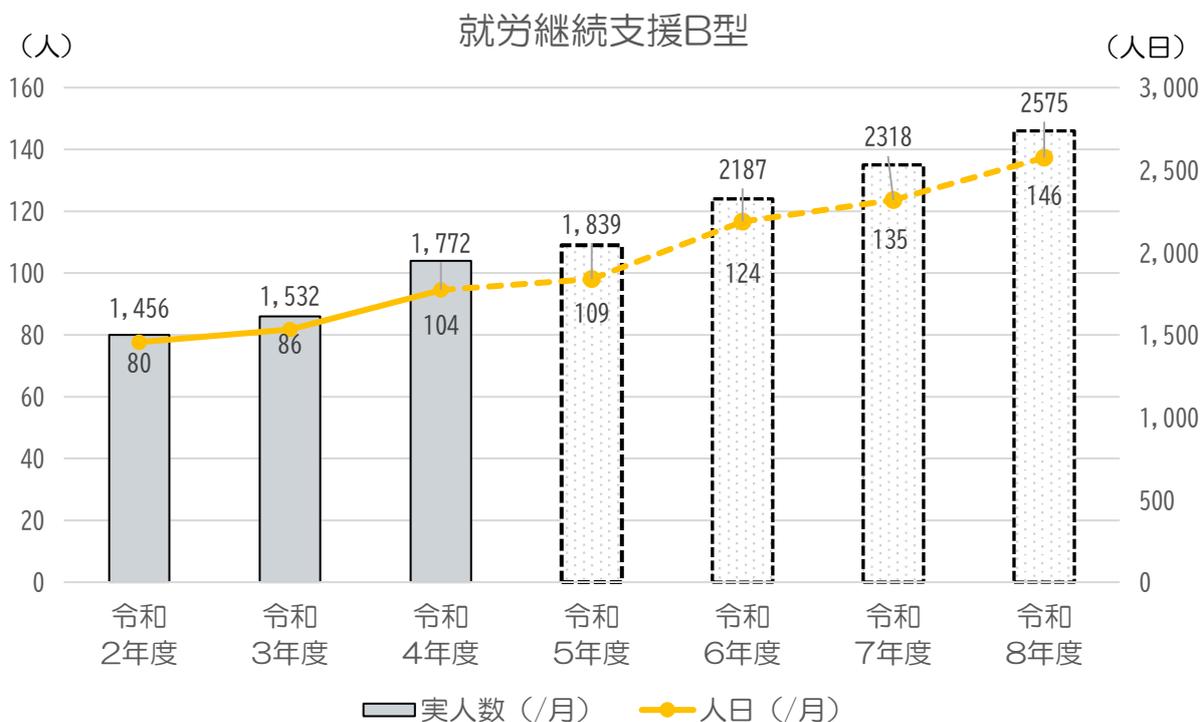


【実績及び見込み量】			実績			見込み	第7期		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援A型	実人数	見込み	19	26	27	28	36	40	44
	(/月)	実績値	21	23	29	34			
	人日	見込み	351	482	492	501	717	797	877
	(/月)	実績値	441	462	581	651			

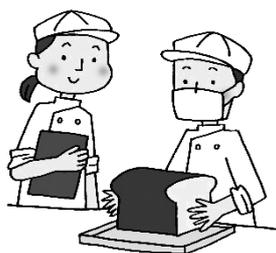
⑪ 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを実施します。

このサービスを通じて必要な知識や能力を高めた人は、一般就労や他のサービス利用へステップアップすることもできます。



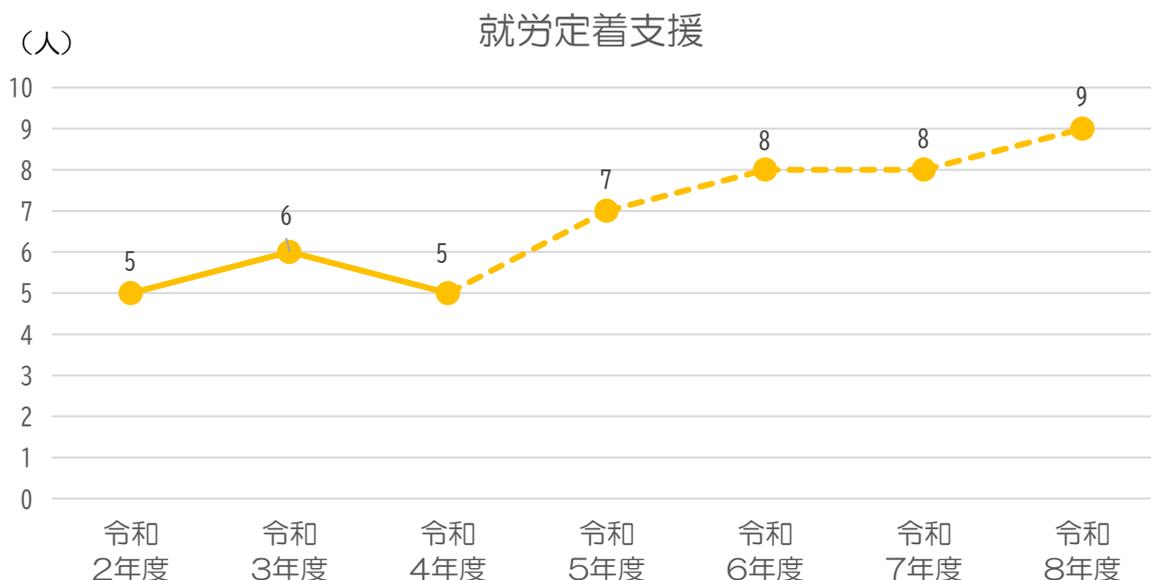
【実績及び見込み量】			実績			見込み	第7期		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援B型	実人数	見込み	74	85	88	90	124	135	146
	(/月)	実績値	80	86	104	109			
	人日	見込み	1,277	1,580	1,680	1,750	2,187	2,318	2,575
	(/月)	実績値	1,456	1,532	1,772	1,839			



⑫ 就労定着支援

就労に向けた支援を受けて、通常の事業所に新たに雇用された障がいのある人に対し、一定期間にわたり、事業所での就労の継続を図るために必要な連絡調整などを事業所の事業主、障がい福祉サービス事業所、医療機関などで行います。

このサービスを通じて、通常の事業所に雇用された障がいのある人の就労の継続と定着を目指します。



【実績及び見込み量】			実績			見込み	第7期		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	実人数	見込み	9	10	10	10	8	8	9
	(/月)	実績値	5	6	5	7			

⑬ 就労選択支援

障がいのある人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択をするサービスです。

【実績及び見込み量】			実績			見込み	第7期		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	実人数	見込み					3	8	10
	(/月)	実績値							

⑭ 療養介護

医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち、常に介護を必要とする人に対して、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものは療養介護医療として提供します。

このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供します。

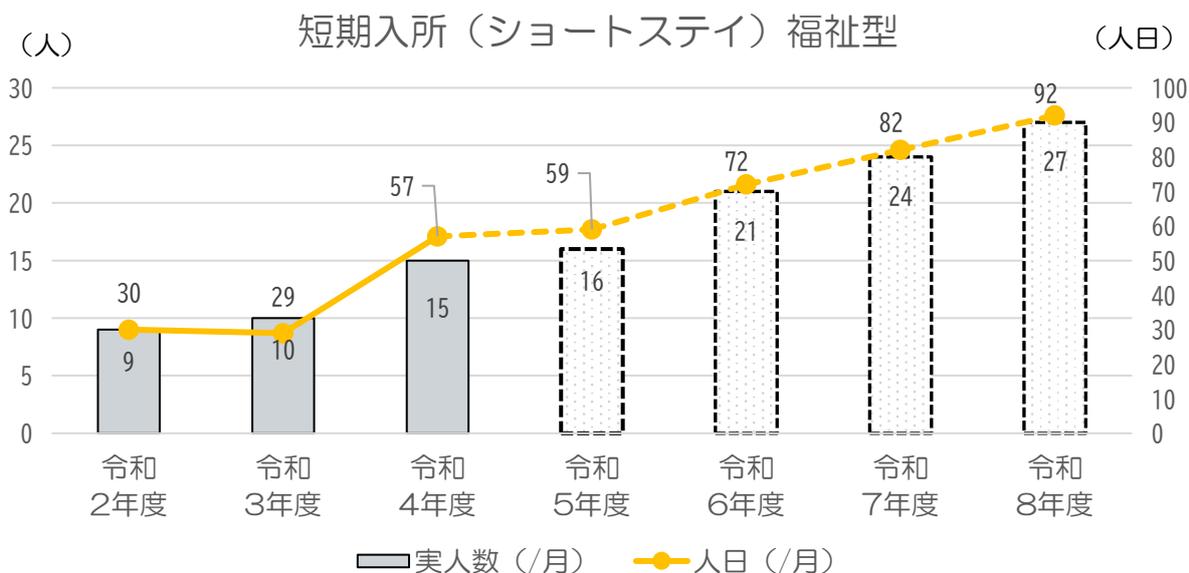
【実績及び見込み量】			実績			見込み	第7期		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	実人数	見込み	6	6	6	6	7	7	7
	(/月)	実績値	6	6	7	7			

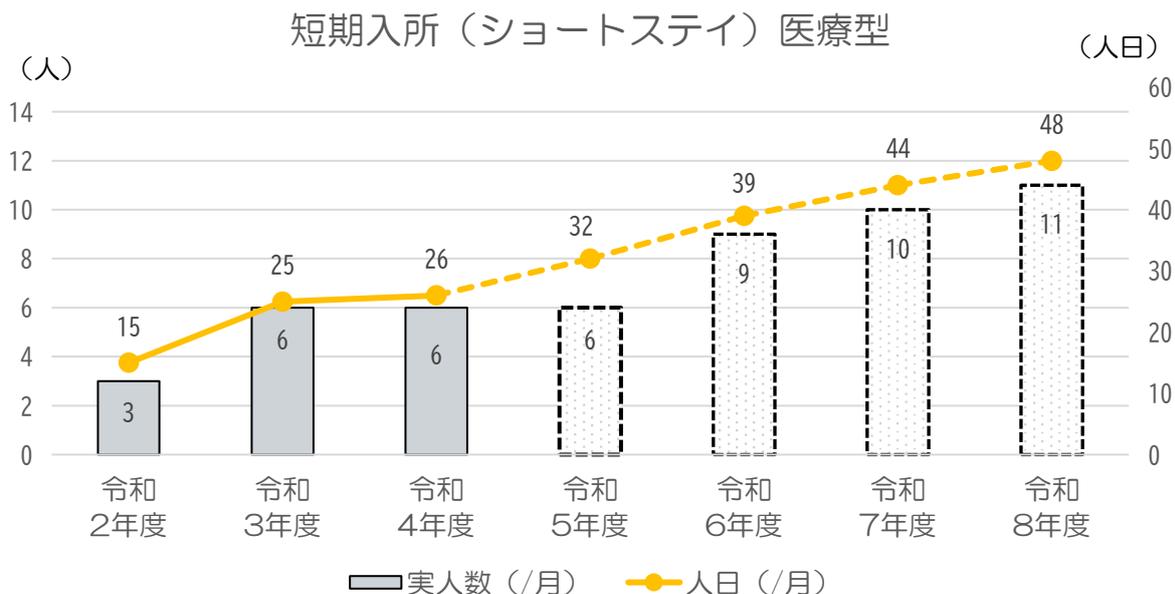
⑮ ⑯ 短期入所（ショートステイ）福祉型・医療型

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護することができない場合に、障がいのある人に障がい者支援施設や児童福祉施設などに短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。

障がい者支援施設などにおいて実施される「福祉型」と、病院や診療所、介護老人保健施設において実施され、重症心身障がいなどのある人や子どもが利用する「医療型」があります。





【実績及び見込み量】			実績			見込み	第7期		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所 （ショート ステイ） 福祉型	実人数 （/月）	見込み	17	19	20	21	21	24	27
		実績値	9	10	15	16			
	人日 （/月）	見込み	81	81	81	81	72	82	92
		実績値	30	29	57	59			
短期入所 （ショート ステイ） 医療型	実人数 （/月）	見込み	7	7	7	7	9	10	11
		実績値	3	6	6	6			
	人日 （/月）	見込み	22	33	33	33	39	44	48
		実績値	15	25	26	32			

2 支援の方向性

障がい福祉サービス事業所や医療機関等との連携を強化するとともに、指導や支援を担う専門職の養成と確保を働きかけ、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切な日中活動の場と必要なサービス量を提供できる体制づくりを推進します。

就労系サービスに関しては、利用者のニーズの把握に努め、障がい福祉サービス事業所等と連携してサービス調整を図るとともに、質の高いサービスの提供や適切なサービス量の支給決定に努めます。併せて、関係機関とのネットワークの形成及びトライアル雇用やジョブコーチ制度等の活用を促進します。

3 現状の分析と今後の課題

コロナ禍が明け、日中系サービスの利用が増加しています。特に就労継続支援B型の利用は、町内の障がい福祉サービス事業所数の増加により、利用者に選択肢ができたため利用者の伸びが顕著であり、今後も利用者数は伸びることが予想されます。

また、令和6年度から「就労選択支援」が新たに実施される予定です。社会参加の促進により就労系サービスのニーズは高く、今後も増加する傾向にあり、適正なサービス量の支給に努めます。



第3節 居住系サービス

1 サービスの概要、実績及び見込み

⑰ 自立生活援助

施設入所支援又は共同生活援助を利用していた障がいのある人などが居宅における自立した日常生活を営む上での様々な問題につき、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問をするとともに、必要な場合随時相談に応じ、必要な情報の提供及び助言など援助を行います。

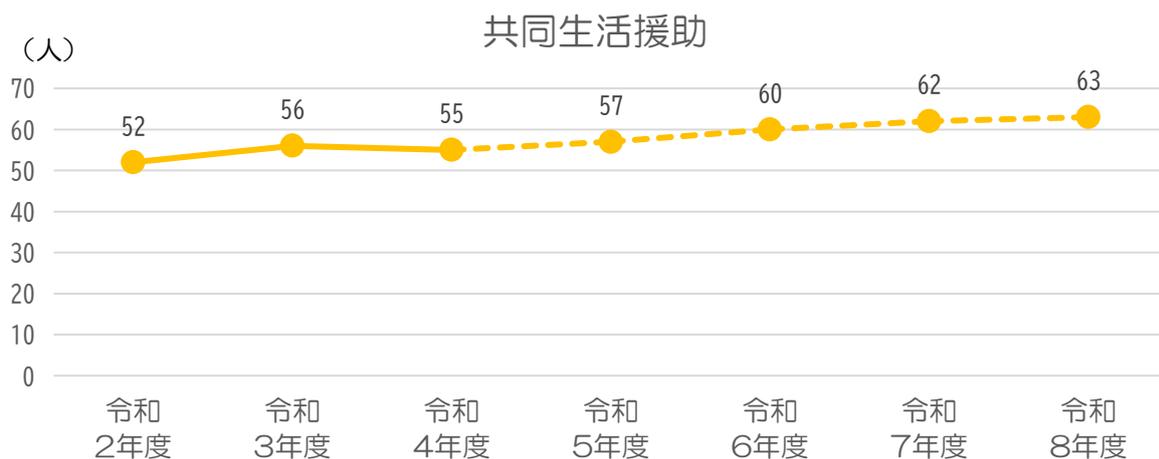
このサービスを通じて、居宅などでの生活を始めた障がいのある人の地域生活の継続と定着を目指します。

【実績及び見込み量】			実績			見込み	第7期		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	実人数	見込み	3	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0			

⑱ 共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。

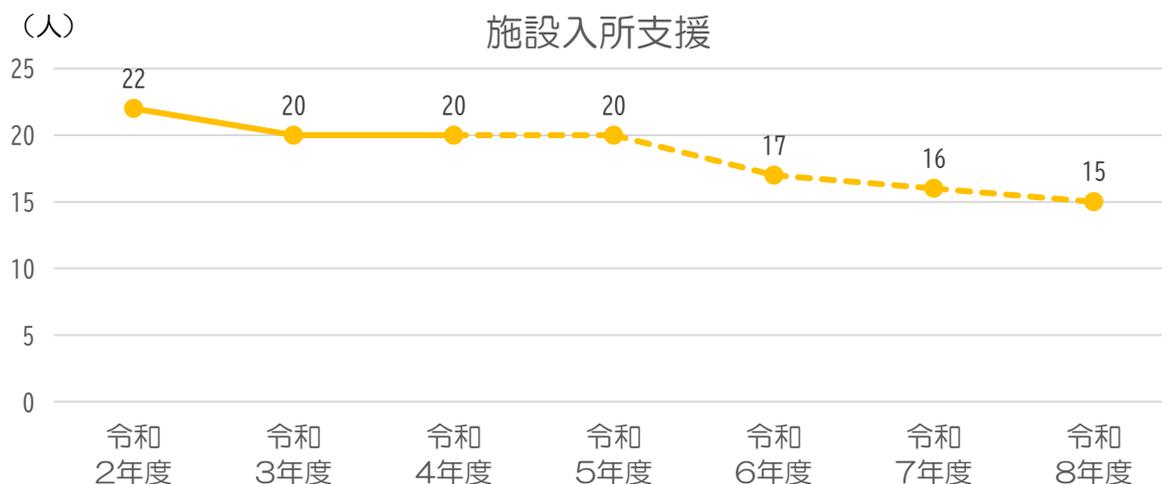


【実績及び見込み量】			実績			見込み	第7期		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	実人数	見込み	42	52	54	56	60	62	63
		実績値	52	56	55	57			

⑭ 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間などにおけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。



【実績及び見込み量】		実績			見込み	第7期			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
施設入所支援	実人数	見込み	22	23	23	22	19	18	17
		実績値	22	20	20	20			

2 支援の方向性

共同生活援助（グループホーム）や自立生活援助については、障がいのある人が仲間とともに、地域において必要な支援や介護を受けながら暮らす生活の場として、必要性の高いサービスです。

そのため、地域住民の理解を促すとともに、障がい福祉サービス事業所や障がいのある人にかかわる諸団体等へ情報提供し、適切なサービス提供に努めます。

施設入所支援については、障害支援区分認定審査会を通じて決定する障害支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう、入所利用の適正化と広域的な施設利用の視点も含めたサービス調整に努めます。

3 現状の分析と今後の課題

地域移行の促進のためのステップとして、共同生活援助（グループホーム）や自立生活援助の利用や、介護者の高齢化に伴うサービス利用により、一定の利用者が見込まれます。グループホームの多様化により、利用者を選択肢ができ、ニーズに合わせたサービスを提供することができるようになりました。

しかし、社会資源が不足している状況は継続的にあり、今後も利用者のニーズと意向に沿いながら、新規事業所の開所の相談等があれば積極的に対応していきます。



第4節 相談支援

1 サービスの概要、実績及び見込み

⑳ 地域移行支援

障がい者支援施設などに入所している人、精神科病院に入院している人、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行います。

このサービスでは、施設・病院からの退所・退院にあたって支援を必要とする人に、入所・入院中から新しい生活の準備等を支援することで、障がいのある人の地域生活への円滑な移行を目指します。

【実績及び見込み量】			実績			見込み	第7期		
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域移行支援	実人数	見込み	1	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0			

㉑ 地域定着支援

単身で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

このサービスでは、入所施設や精神科病院から退所・退院した人や地域生活が不安定な人などに、「見守り」としての支援を行うことで、障がいのある人の地域生活の定着を目指します。

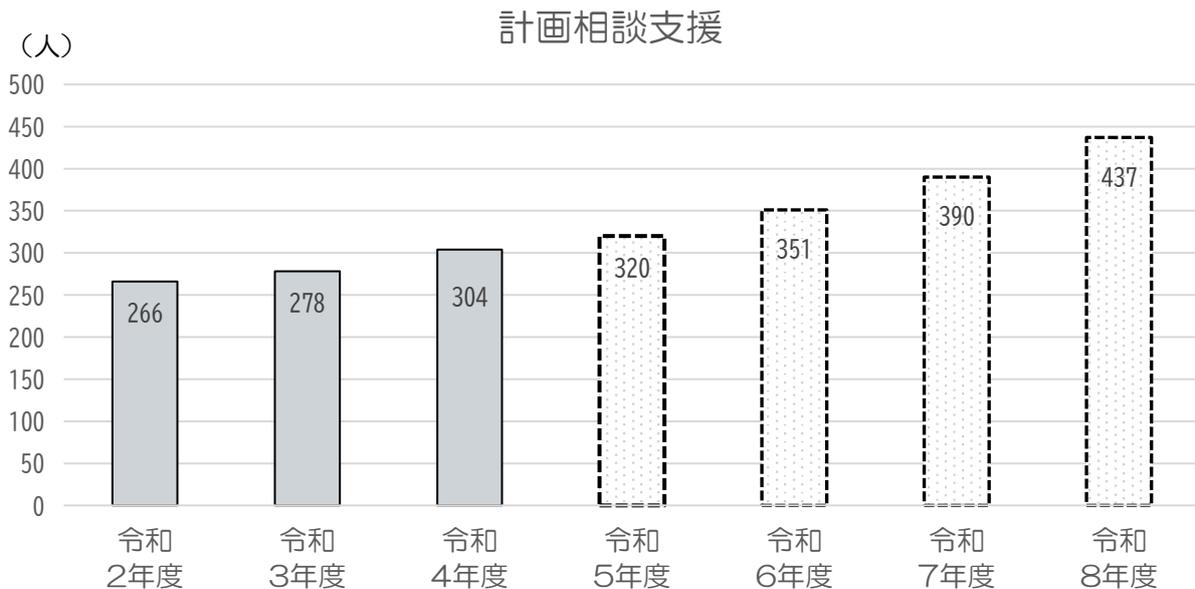
【実績及び見込み量】			実績			見込み	第7期		
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域定着支援	実人数	見込み	1	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0			

② 計画相談支援

障がい福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」を作成、サービス支給決定後に連絡調整し、「サービス等利用計画⁵⁰」を作成します。

このサービスでは、障がいのある人の意思や人格を尊重し、常に本人の立場で考え、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。

継続サービス利用支援では、作成された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直します。



【実績及び見込み量】			実績			見込み	第7期		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実人数	見込み	250	298	308	323	351	390	437
		実績値	266	278	304	320			

2 支援の方向性

障がい福祉サービスを利用するすべての人が、ニーズに応じた福祉サービスを適切に利用できるよう、サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所と連携し、支援します。

また、障がい者支援施設等に入所している障がいのある人、精神科病院に入院している精神障がいのある人、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人の地域移行や地域定着をすすめるため、相談支援（住居の確保、同行援護、常時の連絡体制、緊急事態への対

サービス等利用計画⁵⁰：障がいのある人が、住み慣れた地域で継続して生活するために、本人の希望や多様な生活課題を総合的に捉え、具体的支援を明確に示した計画。

応等)の充実を図ります。そのため、対象者を把握するとともに関連機関と連携を図り、相談支援専門員の養成や確保を働きかけ、専門的な相談体制の充実に努めます。

3 現状の分析と今後の課題

サービス利用者の増加に伴い、計画相談支援の利用者数も増加しています。今後も増加が予想されるため、対象者に対して質の高いサービスを提供するために、多くの相談支援事業所に糟屋中南部6町自立支援協議会相談支援部会等への参加を促し、事例検討や講演会等を通じてスキルアップを図ります。

今後、施設入所者や長期入院患者が地域に移行していくためにも、積極的に相談対応をしていきます。



第4章 地域生活支援事業

各事業について、令和2年度と第6期粕屋町障がい福祉計画・第2期粕屋町障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）における各サービス等の実績（見込みも含む）と見込み値について整理し、第7期粕屋町障がい福祉計画・第3期粕屋町障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）における各福祉サービス等の見込み量を算出しました。

◆ 見込み量の算出方法 ◆

令和2年度～令和5年度の各サービスの利用者数及び利用量の実績（見込みも含む）を基礎として、令和6年度以降、想定される利用者数と一人あたりの利用量を統計学的に予測し、それらに乗じることで、各サービスの見込み量を算出しました。なお、令和5年度の見込み値は、令和5年9月までの実績に基づいたものとなります。

第1節 必須事業

1 サービスの概要、実績及び見込み

② 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活など社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動を実施します。

【実績及び予定】	実績				第7期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業		<ul style="list-style-type: none"> ●粕屋町人権を尊重する町民の集い(12月)：年1回 ●ふくしの日(毎月24日)：月1回 					
<p>○粕屋町人権を尊重する町民の集い 12月の「人権週間」と「障害者週間」を機会として、人権意識を高め、障がいに対する理解を深めることを目的として開催。</p> <p>○ふくしの日 粕屋町では、毎月24日を「ふくしの日」と定め、役場1フロビーにて町内の障がい者支援団体の周知活動や、障がい福祉サービス事業所等の菓子や雑貨等の物販を通して障がい関係者と住民の触れ合いの機会として開催。</p>							

⑳ 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

㉑ 相談支援事業

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のため援助し、自立した生活ができるよう支援します。

【実績及び見込み量】			実績			見込み	第7期		
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者 相談支援事業	実施個所	見込み	2	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	2	2	2			

㉒ 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用又は利用しようとする知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助します。

【実績及び見込み量】			実績			見込み	第7期		
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度 利用支援事業	延べ件数	見込み	1	1	1	1	2	2	2
		実績値	1	1	1	1			
成年後見制度 法人後見 支援事業	延べ件数	見込み	0	0	0	1	1	1	1
		実績値	0	0	0				



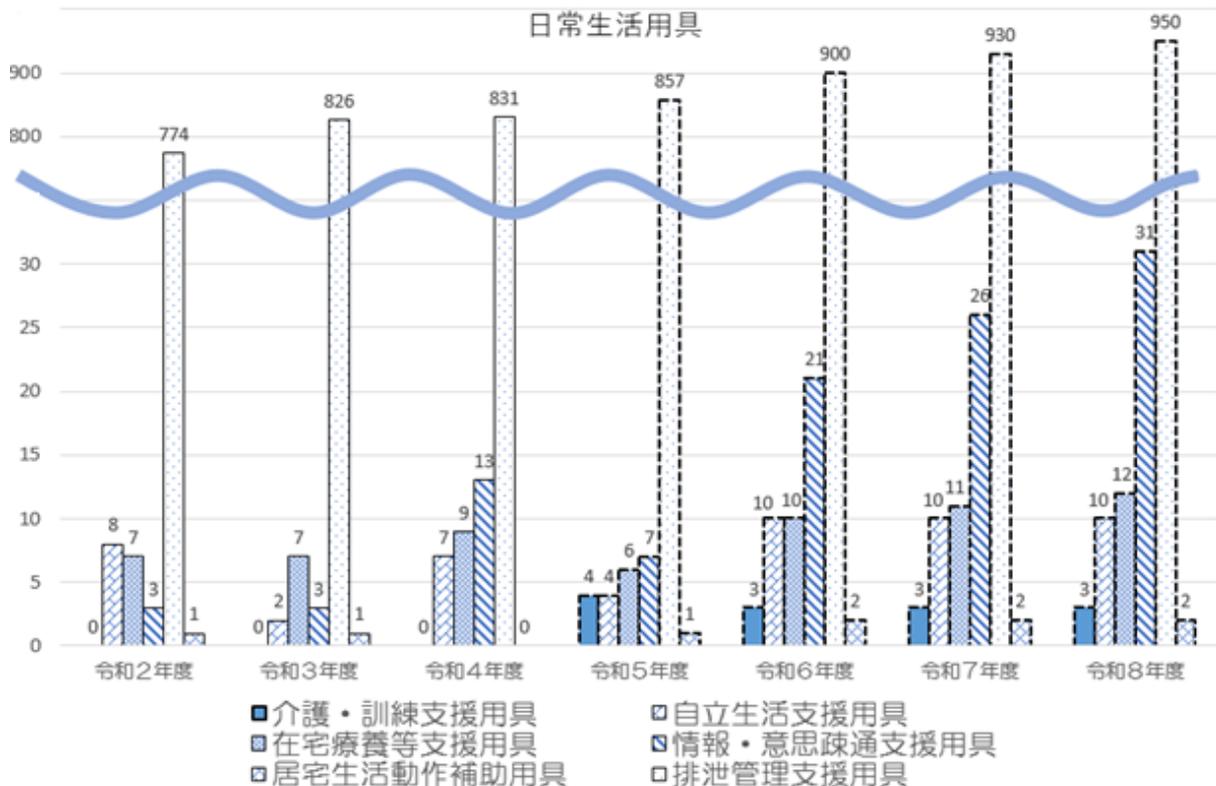
⑳ ㉔ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳により支援します。

【実績及び見込み量】			実績			見込み	第7期		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣	延べ件数	見込み	140	140	140	140	140	140	140
		実績値	125	96	75	123			
要約筆記者派遣	延べ回数	見込み	10	10	10	10	10	10	10
		実績値	0	4	8	8			

㉕ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人の日常生活の便宜を図るため、障がいの種類と程度に応じて、各種の日常生活用具を給付します。



【実績及び見込み量】			実績			見込み	第7期		
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護・訓練 支援用具	延べ件数	見込み	1	3	3	3	3	3	3
		実績値	0	0	0	4			
自立生活 支援用具	延べ件数	見込み	10	10	10	10	10	10	10
		実績値	8	2	7	4			
在宅療養等 支援用具	延べ件数	見込み	5	5	5	5	10	11	12
		実績値	7	7	9	6			
情報 ・意思疎通 支援用具	延べ件数	見込み	3	3	3	3	21	26	31
		実績値	3	3	13	7			
排泄管理 支援用具	延べ件数	見込み	840	860	880	900	900	930	950
		実績値	774	826	831	857			
居宅生活動 作補助用具	延べ件数	見込み	1	2	2	2	2	2	2
		実績値	1	1	0	1			

③ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、粕屋町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を実施します。

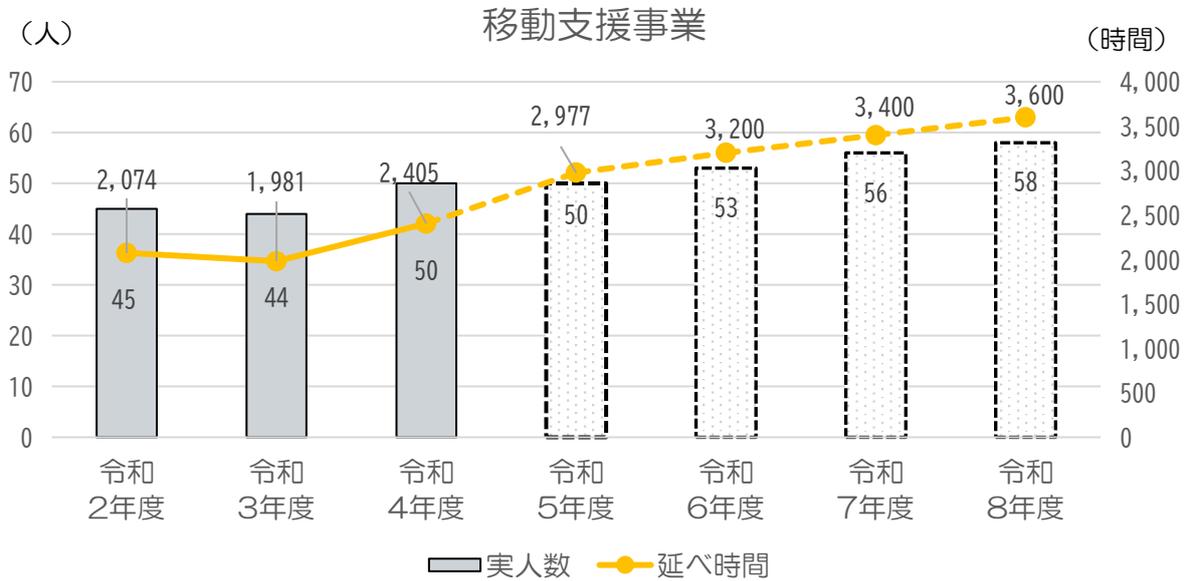
【実績及び見込み量】			実績			見込み	第7期		
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話奉仕員 養成研修事業	受講者数	見込み	5	5	5	5	7	7	7
		実績値	—	—	7	7			



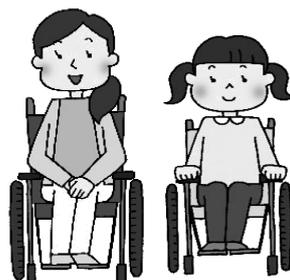
③1 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

個別支援が必要な障がいのある人に対しマンツーマンで支援し、グループ活動などの複数に対して支援します。



【実績及び見込み量】			実績			見込み	第7期		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実人数	見込み	50	52	52	52	53	56	58
		実績値	45	44	50	50			
	延べ時間	見込み	3,900	3,900	3,900	3,900	3,200	3,400	3,600
		実績値	2,074	1,981	2,405	2,977			



③② ③③ ③④ 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターでは、障がいのある人に対して、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流などを促進します。

地域活動支援センターⅠ型及びⅢ型は、粕屋町、篠栗町、志免町、須恵町、宇美町、久山町の6町で実施しています。

地域活動支援センターⅠ型では、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供など（基礎的事業）に加え、その機能を強化するため、専門職（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を実施するとともに、相談支援事業もあわせて実施します。地域活動支援センターⅢ型では、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会を提供します。

【実績及び見込み量】			実績			見込み	第7期		
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域活動 支援センター Ⅰ型	実施箇所数	見込み	1	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	1			
地域活動支援 センター機能 強化事業型	実施の有無	見込み	有	有	有	有	有	有	有
		実績値	有	有	有	有			
地域活動 支援センター Ⅲ型	実施箇所数	見込み	1	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	1			

2 支援の方向性

障がいの有無にかかわらず、すべての人にとってわかりやすい事業の促進と、障がいに対する理解が深まる内容の事業を、広報・啓発しながら実施します。

障がいのある人やその家族の支援として、日中の居場所づくりや学びの場、活動の場の充実を図ります。また、障がいのある人のニーズを把握し、障がいの特性に合わせた、適切なサービスを提供できるよう努めます。

3 現状の分析と今後の課題

コロナ禍が明け、外での活動や地域の社会参加のための移動支援の利用が徐々に伸びています。また日常生活用具の申請も増加しており、障害者手帳所持者等に対する周知がなされた結果だと考えられます。今後も利用者のニーズの把握や障がい福祉サービス事業者等の意見を踏まえ、地域の実情に応じて柔軟に運用します。また、今後増加が予想されるサービスについては事業者の意向を把握したうえで、広く情報提供することにより多様な事業者の参入を促進します。

第2節 任意事業

1 サービスの概要、実績及び見込み

③⑤ 福祉ホーム

家庭環境、住宅事情などの理由により、居宅において生活することが困難な障がいのある人（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く）に対して、低額な料金で、居室その他の設備を利用できるようにするとともに、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、保健福祉事務所などの関係機関と連携していきます。

【実績及び見込み量】			実績			見込み	第7期		
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
福祉ホーム	実利用者数	見込み	1	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0			

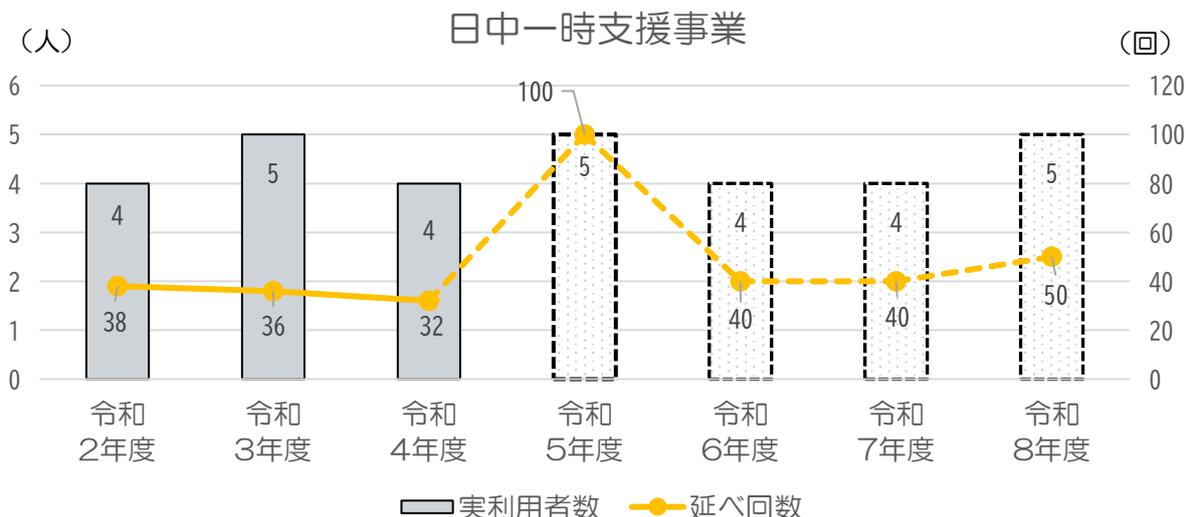
③⑥ 訪問入浴サービス

外出が困難な重度の障がいのある人に対し、訪問入浴車により利用対象者の家庭を訪問し、入浴及び清拭並びにこれに伴う介護を提供します。

【実績及び見込み量】			実績			見込み	第7期		
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問入浴 サービス	実人数 (/月)	見込み	2	2	2	2	1	1	1
		実績値	1	1	1	1			
	延べ回数	見込み	118	118	118	118	64	64	64
		実績値	67	61	65	62			

③⑦ 日中一時支援

日中に看護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人に対して、社会福祉法人や障がい福祉サービス事業所などが、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練をすることで、その家族の就労及び一時的な休息を支援します。



【実績及び見込み量】			実績			見込み	第7期		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援	実利用者数	見込み	15	5	5	5	4	4	5
		実績値	4	5	4	5			
	延べ回数	見込み	144	20	20	20	40	40	50
		実績値	38	36	32	100			

③⑧ 生活サポート

介護給付支給決定者以外の人に対し、日常生活に関する支援や家事に対する必要な支援を行うもので、サービス利用に関する相談を受けながら適宜対応していきます。

【実績及び見込み量】			実績			見込み	第7期		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活サポート	実利用者数	見込み	1	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0			

⑳ 自動車運転免許取得費助成、㉑自動車改造費助成

障がいのある人の社会参加の促進を目的として、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

【実績及び見込み量】			実績			見込み	第7期		
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自動車運転免許取得費助成	延べ件数	見込み	1	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	1			
自動車改造費助成	延べ件数	見込み	2	2	2	2	2	2	2
		実績値	0	2	1	1			

2 支援の方向性

事業内容の広報・啓発に努めるとともに、事業の利用促進を図り、障がいのある人やその家族の支援に努めます。また、障がいのある人のニーズを把握し、障がいの特性に合わせた、適切なサービスを提供できるよう努めます。

3 現状の分析と今後の課題

令和5年度は日中一時支援の利用回数が大幅に伸びていますが、利用者数に大きな変動はありません。今後も利用者の相談に応じサービスを提供していきます。

第5章 障がいのある子どもへの支援

各事業について、令和2年度と第6期粕屋町障がい福祉計画・第2期粕屋町障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）における各サービス等の実績（見込みも含む）と見込み値について整理し、第7期粕屋町障がい福祉計画・第3期粕屋町障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）における各福祉サービス等の見込み量を算出しました。

◆ 見込み量の算出方法 ◆

令和2年度～令和5年度の各サービスの利用者数及び利用量の実績（見込みも含む）を基礎として、令和6年度以降、想定される利用者数と一人あたりの利用量を統計学的に予測し、それらに乗じることで、各サービスの見込み量を算出しました。なお、令和5年度の見込み値は、令和5年9月までの実績に基づいたものとなります。

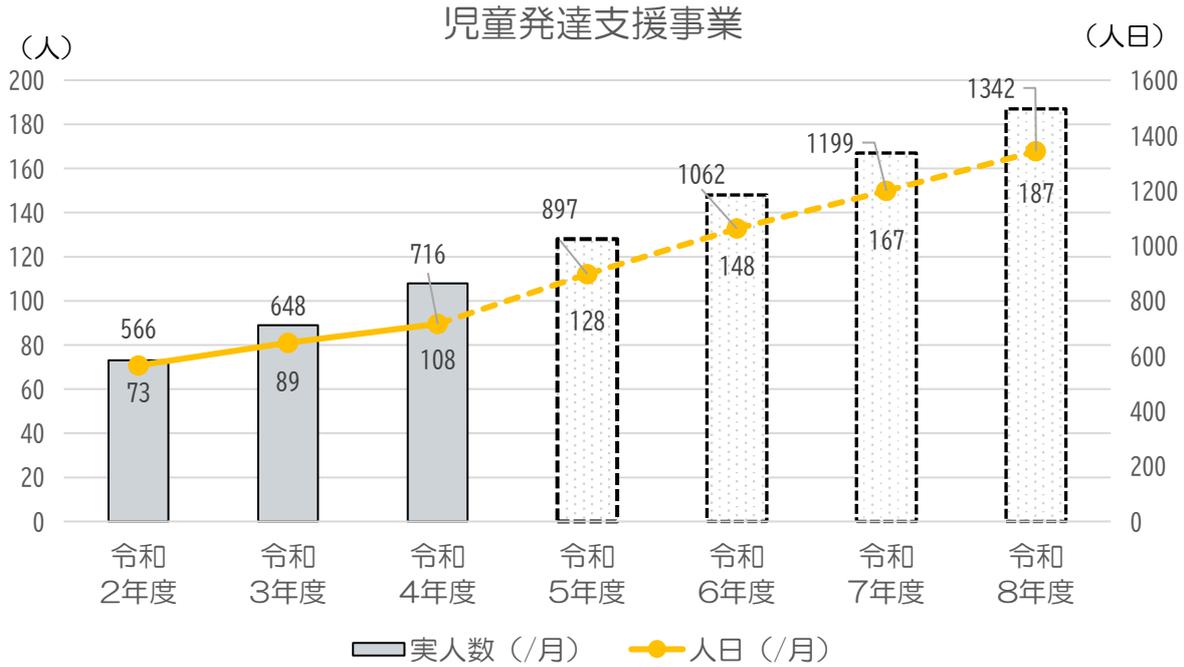
第1節 通所等支援

1 サービスの概要、実績及び見込み

④① ④② ④③ 児童発達支援

地域の未就学の障がいのある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識や技能の習得又は集団生活への適応のための訓練を行います。

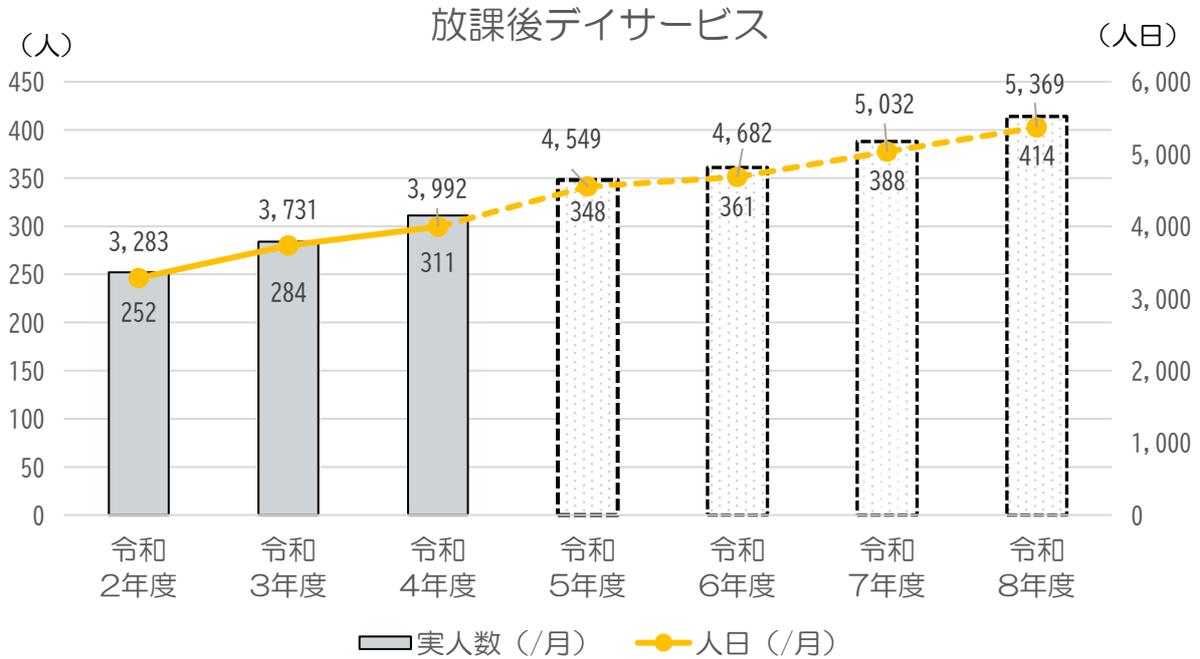
福祉サービスを提供する「福祉型」、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」、居宅に訪問して行う「居宅訪問型」があります。



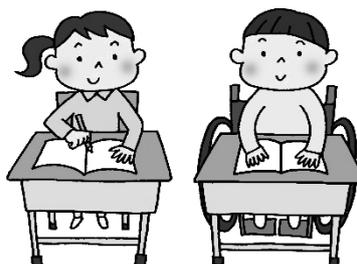
【実績及び見込み量】			実績			見込み	第3期		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	実人数 (/月)	見込み	62	86	93	100	148	167	187
		実績値	73	89	108	128			
	人日 (/月)	見込み	310	620	647	675	1,062	1,199	1,342
		実績値	566	648	716	897			
医療型児童発達支援	実人数 (/月)	見込み	1	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0			
	人日 (/月)	見込み	5	5	5	5	5	5	5
		実績値	0	0	0	0			
居宅訪問型児童発達支援	実人数 (/月)	見込み	1	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0			
	人日 (/月)	見込み	5	5	5	5	5	5	5
		実績値	0	0	0	0			

④ 放課後等デイサービス

通学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校や関係機関と情報を共有しながら障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所をつくります。

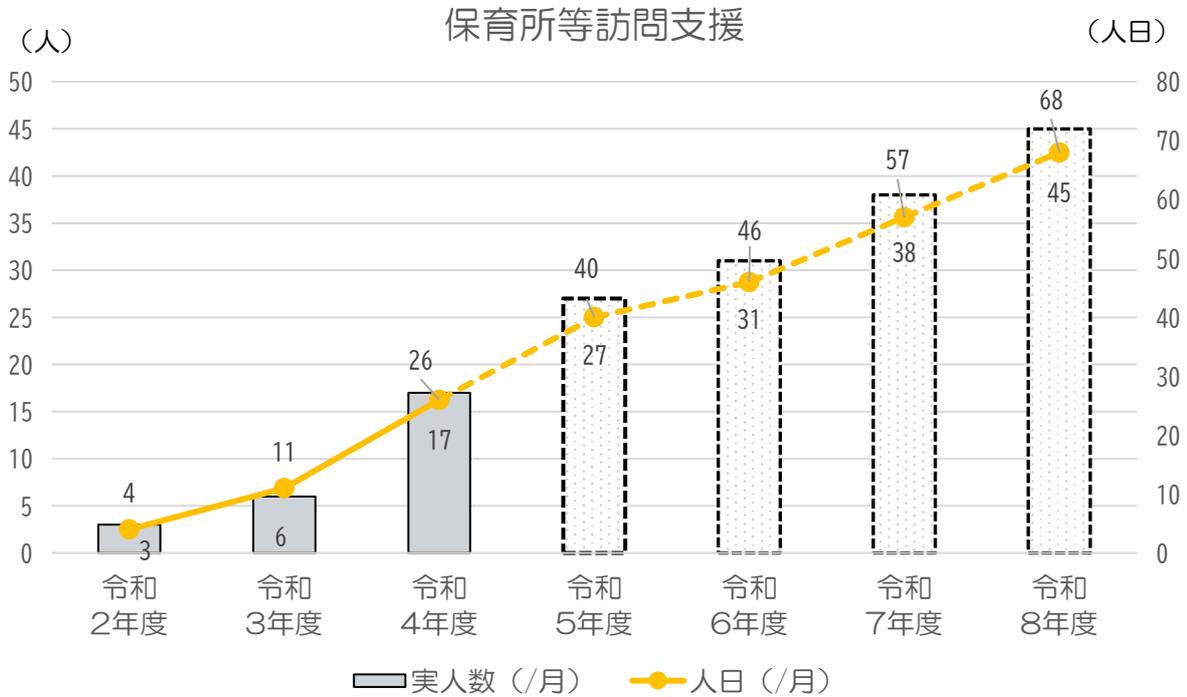


【実績及び見込み量】			実績			見込み	第3期		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等 デイ サービス	実人数 (/月)	見込み	194	270	300	330	361	388	414
		実績値	252	284	311	348			
	人日 (/月)	見込み	2,216	3,240	3,600	3,960	4,682	5,032	5,369
		実績値	3,283	3,731	3,992	4,549			



④ 保育所等訪問支援

障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所や学校などを訪問し、障がいのある子どもや保育所などのスタッフに対し、障がいのある子どもが集団生活に適應するための専門的な支援を行います。



【実績及び見込み量】			実績			見込み	第3期		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	実人数 (/月)	見込み	2	4	4	4	31	38	45
		実績値	3	6	17	27			
	人日 (/月)	見込み	2	4	4	4	46	57	68
		実績値	4	11	26	40			

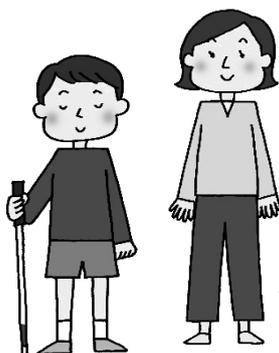
2 支援の方向性

障がい福祉サービス事業所や医療機関等との連携を強化するとともに、指導や支援を担う専門職の養成と確保を働きかけ、サービスを利用する障がいのある子どもやその家族の状況に応じた適切かつ必要なサービスやサービス量を提供できる体制づくりを推進します。

3 現状の分析と今後の課題

粕屋町では、年少人口が増えていることもあり療育の必要性のある児童は増加傾向にあります。町では未就学児に対して町独自の療育教室を開設していますが、放課後等デイサービスや児童発達支援など、町内の児童通所支援事業所数も増加しています。

近隣町に比べ、小中学校の特別支援学級の数や生徒数も多く、今後も児童通所支援事業所利用者は増加することが予想されます。

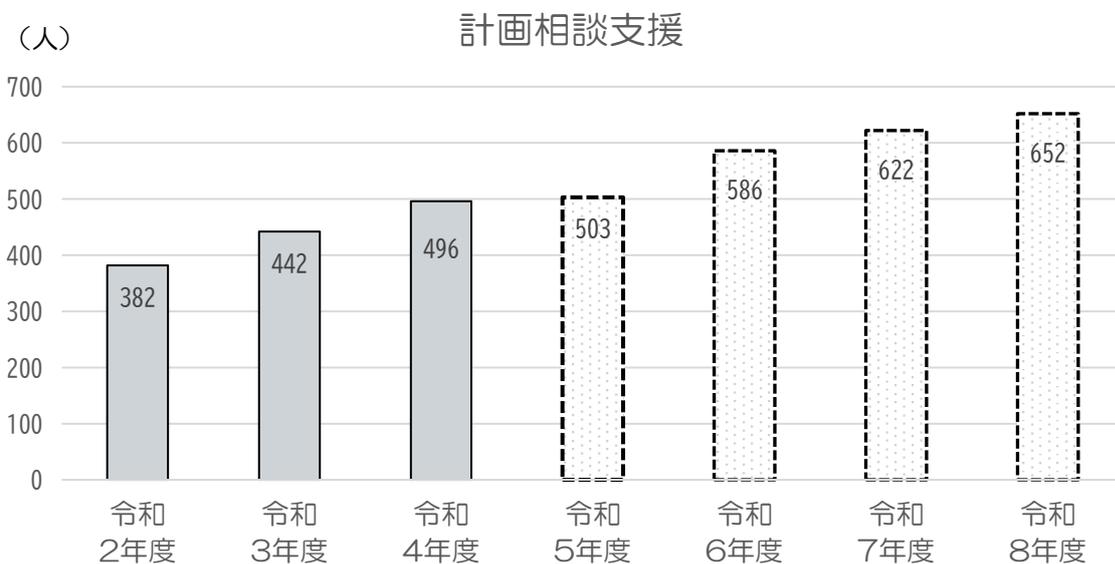


第2節 障がい児相談支援

1 サービスの概要、実績及び見込み

④ 障がい児相談支援

障がいのある子どもが障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングをする（継続障がい児支援利用援助）などの支援を行います。



【実績及び見込み量】			実績			見込み	第3期		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児 相談支援	実人数	見込み	259	398	428	458	586	622	652
		実績値	382	442	496	503			

2 支援の方向性

相談支援事業所が障がいのある子どもや、その家族のニーズに応じたサービスを利用できるよう、適切なサービス利用計画を作成します。そのため、対象となる子どもの特性を把握するとともに関係機関と連携を図り、相談支援専門員の養成や確保を働きかけ、専門的な相談体制の充実に努めます。

3 現状の分析と今後の課題

前回の計画で大幅に見直した児童の通所サービスの利用者数の見込みが、予想を大きく上回り今後も増加が見込まれます。

対象者のニーズに応じた適切な相談支援が実施できるよう、多くの相談支援事業所に糟屋中南部6町自立支援協議会相談支援部会等への参加を促し、事例検討や講演会等を通じてスキルアップを図ります。

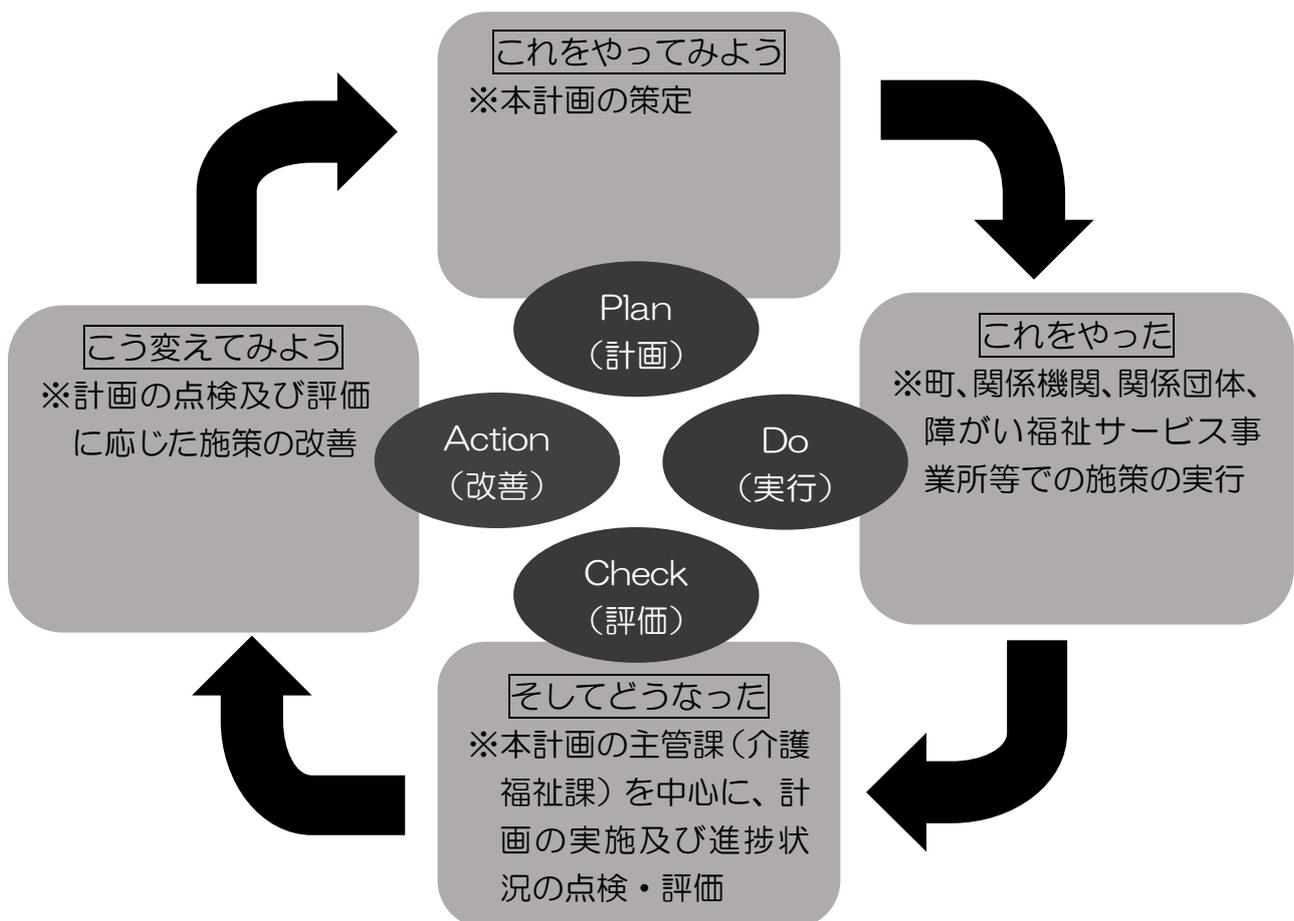


第6章 計画の推進方法

第1節 計画の評価・改善

本計画の効果的な推進を図るため、定期的に進捗状況の調査、点検及び評価を実施します。その結果、必要に応じて施策内容の見直し、改善をしながら本計画を推進していきます。

計画の評価・改善については「PDCAサイクル」の基本的な考え方を援用しながら実施します。



第2節 連携と協働

1 庁内及び関係機関との連携強化

障がいのある人や障がいのある子どもに関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境等、広範囲にわたっていることから、介護福祉課をはじめとした、幅広い分野における関係部署との連携を強化しながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図るとともに、一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を進めます。

2 国や県、近隣市町との連携強化

本計画の円滑な推進にあたっては、国や県の制度改正等の動向を踏まえながら施策を展開していきます。さらに計画を推進し目標を達成するため、国や県の補助制度を有効に活用するなど必要な財源の確保に努めるとともに、利用者負担の適正化を図ります。また、町のみでは対応できない課題については、国や県へ改善を要望し、施策の充実に向けて取り組みます。

また、町内で実施されていないサービスや入所施設、専門的な知識を要するケース等、広域的な対応が望ましいものについては、糟屋中南部6町自立支援協議会等を通じて情報交換し、関係機関と連携し適切に対応していきます。

3 様々な組織・団体との協働体制の強化

障がいのある人やその家族の団体、地域活動や地域福祉活動を担う組織、障がい福祉サービス事業所、障がい児通所サービス事業所、社会福祉協議会、保健・医療関係機関、教育関係機関、就労支援機関等、様々な組織・団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

4 広報・啓発活動の推進

本計画に基づく施策を推進するためには、障がいのある人が受ける制限が社会のあり方との関係によって生ずるといふ、いわゆる「社会モデル」の概念や、一人ひとりの障がい特性や障がいのある人に対する配慮など社会全体の理解が大変重要です。

行政はもとより、障がいのある人やその家族の団体、障がい福祉サービス事業所や障がい児通所サービス事業所、相談支援事業所、社会福祉協議会等が連携し、様々な機会をとらえて啓発し、地域社会における「心のバリアフリー」の実現を目指します。

第4部 資料編

第1章 その他のサービス

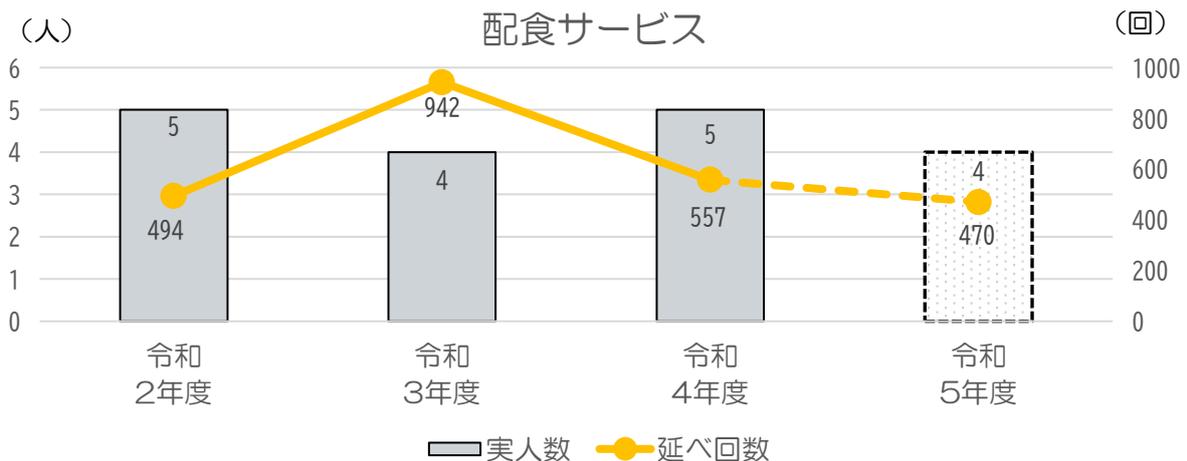
第1節 障がいのある人へのその他の支援の状況

1 サービス概要、実績及び見込み

※令和5年度の見込み値は、令和5年9月までの実績に基づき算出しています。

① 粕屋町障がい者配食サービス事業

在宅の障がい者等に対し、1日につき昼食と夕食の2食の範囲でバランスのとれた食事を配達します。補助回数は状況に応じた上限があり、1食あたり250円を補助します。



		実績			見込み
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配食サービス	実人数	5	4	5	4
	延べ回数	494	942	557	470

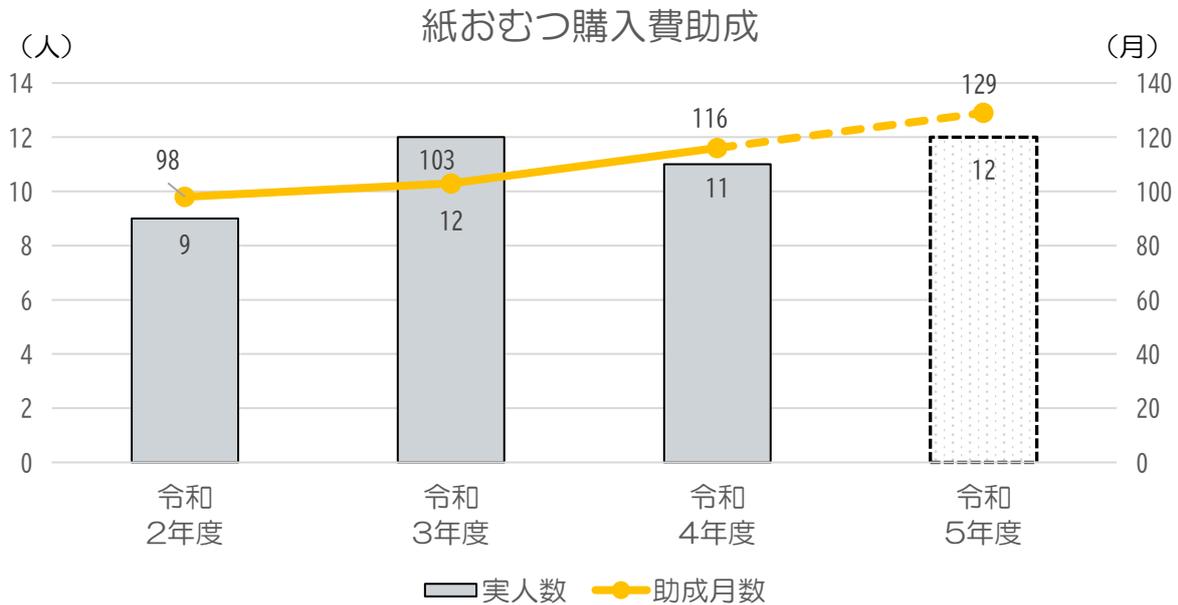
② 補装具

身体上の障がいを補うために必要な補装具の購入及び修理等の費用を助成します。

		実績			見込み
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
義肢	購入	1	3	3	4
	修理	5	3	3	1
	借受	0	0	0	0
装具	購入	9	11	16	19
	修理	3	4	3	3
	借受	0	0	0	0
座位保持装置	購入	5	2	10	10
	修理	3	1	3	2
	借受	0	0	0	0
視覚障害者安全杖	購入	1	2	3	4
	修理	0	0	0	0
義眼	購入	0	1	0	0
	修理	0	0	0	0
眼鏡	購入	5	2	3	1
	修理	0	0	0	0
補聴器	購入	7	15	9	12
	修理	10	7	4	1
人工内耳	購入				
	修理	0	0	0	0
車いす	購入	9	7	5	3
	修理	6	7	5	5
電動車いす	購入	0	0	0	0
	修理	3	1	0	2
その他	購入	7	1	5	2
	修理	2	0	1	0
	借受	0	0	0	0

③ 粕屋町障がい（児）者紙おむつ等購入費助成事業

在宅生活において常時おむつの使用が必要な方に対し、紙おむつの購入費を助成します。



		実績			見込み
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
紙おむつ購入費助成事業	実人数	9	12	11	12
	助成月数	98	103	116	129

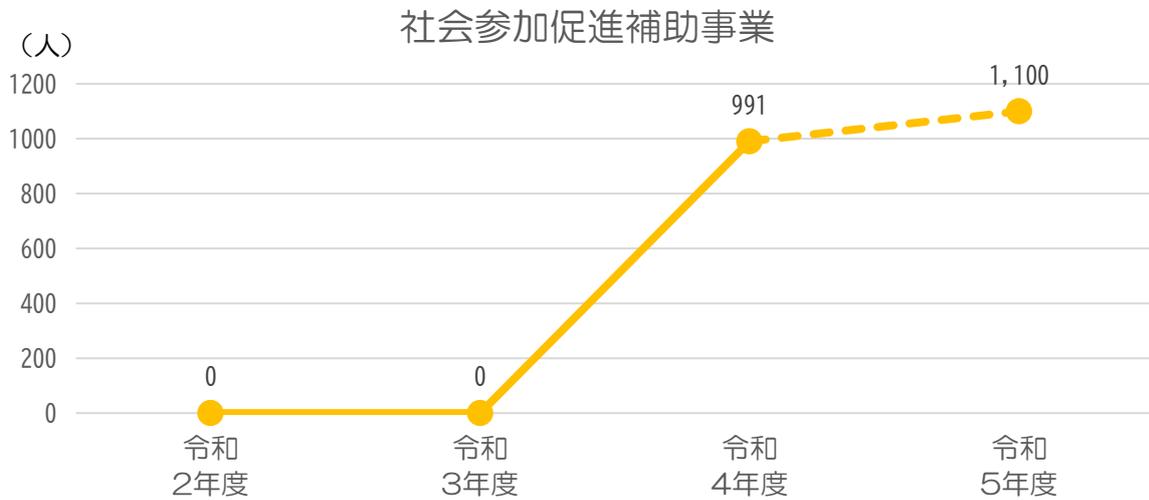
④ 粕屋町緊急通報装置貸付事業

携帯電話等の通信手段で緊急時における連絡手段の確保が困難なひとり暮らしの重度心身障がい者等に対し、緊急通報装置を貸与します。この装置は、ボタンを押すだけで安全センターにつながり、緊急通報（24時間体制）、健康・医療相談（24時間体制）、月1回のお元気コール（お伺い電話サービス）のサービスを受けることができます。

		実績			見込み
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
緊急通報装置	申請者数	0	0	0	0

⑤ 粕屋町障がい者等社会参加促進事業

障がいのある人の社会活動への参加促進と日常生活の利便性を高めるため、多方面で利用可能な交通系ICカード乗車券を交付します。



		実績			見込み
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
社会参加促進補助事業	交付者数			991	1,100

⑥ 粕屋町小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業

粕屋町では40歳未満のがん患者が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して療養生活を送ることができるよう、在宅サービスにかかる費用の一部を助成します。

		実績			見込み
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小児・AYA世代がん患者 在宅療養生活支援事業	実人数		1	1	1

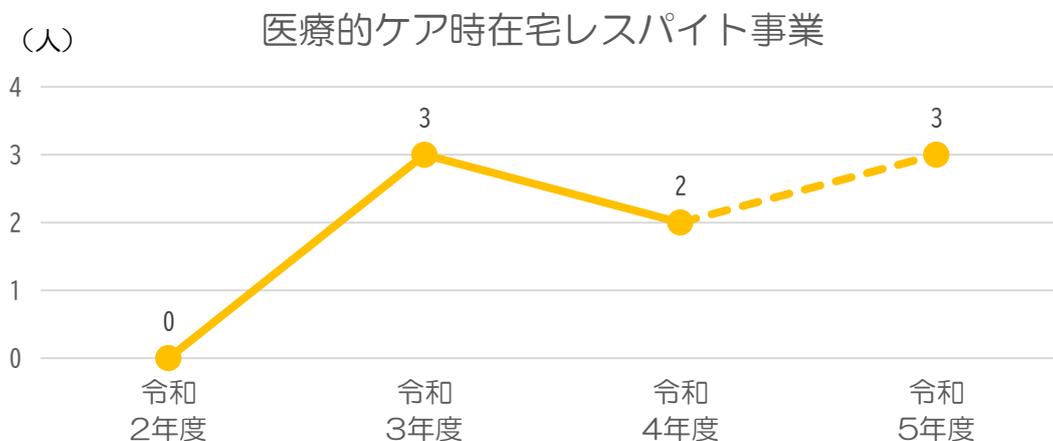
⑦ 粕屋町心身障がい者扶養共済制度掛金補助事業

心身障がい（児）者を扶養している方が加入者となり、一定の保険料を納めて、加入者が死亡又は重度障がい者となった時に、心身障がい（児）者に年金を支給する共済制度掛金の一部を補助します。

		実績			見込み
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
心身障害者扶養共済制度	実人数	2	2	2	2

⑧ 粕屋町医療的ケア児在宅レスパイト事業

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療的ケア児の看護に訪問看護ステーションを利用する場合、その経費の一部を助成します。



		実績			見込み
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児在宅レスパイト事業	実人数	/	3	2	3

粕屋町障害福祉計画策定協議会委員名簿

氏 名	所 属	備 考
川崎 孝明	筑紫女学園大学 人間科学部 人間科学科 教授	会 長
末村 百代	福岡県粕屋保健福祉事務所 社会福祉課 課長	
松尾 早智代	粕屋町障害福祉計画推進協議会 代表	
満安 和代	粕屋町民生委員・児童委員協議会 代表	
三留 麻理恵	粕屋町社会福祉協議会	
山下 久子	相談支援センター ゆい	
長谷川 剛	地域活動支援センターⅠ型かけはし 施設長	
箭内 味佳	地域活動支援センターⅢ型ステップアップ 施設長	
石川 弘一	粕屋町住民福祉部 健康づくり課 課長	
満行 美樹子	一般公募	
高田 幸一	一般公募	
松田 正人	一般公募	

第6期粕屋町障がい者計画

第7期粕屋町障がい福祉計画／第3期粕屋町障がい児福祉計画

発行年月 令和6年3月

編集・発行 粕屋町 介護福祉課 障害者福祉係

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

TEL：092-938-0229

FAX：092-938-3150

